



**EY**

新日本有限責任監査法人

Building a better  
working world

文部科学省 御中

## 災害共済給付の実施に関する調査研究報告書

平成29年3月21日

新日本有限責任監査法人

## 目次

はじめに.....	4
1. 背景.....	4
2. 業務の内容.....	4
3. 信頼性.....	4
4. プロジェクトチーム.....	5
第1章 エグゼクティブ・サマリー.....	6
1. アンケート調査.....	6
2. ヒアリング調査.....	9
3. 民間で実施する場合の掛金および必要な国費投入額の試算.....	11
4. 災害共済給付制度の民間実施について.....	13
第2章 アンケート調査.....	17
1. 目的.....	17
2. アンケート調査の内容.....	17
3. アンケート調査の結果.....	17
4. アンケート調査の分析.....	36
第3章 ヒアリング調査.....	42
1. 目的.....	42
2. ヒアリング調査の前提.....	42
3. ヒアリング調査の内容.....	43
4. ヒアリング調査の結果.....	43
5. ヒアリング調査の分析.....	56
第4章 民間で実施する場合の掛金および必要な国費投入額の試算.....	59
1. 目的.....	59
2. 試算の前提.....	59
3. 試算の方法.....	61
4. 試算結果.....	69
5. 試算結果の分析.....	76
6. 事業経費に関する検証.....	77
第5章 災害共済給付制度を民間で実施することについて.....	82
資料1 学校設置者へのアンケート.....	85
資料2 民間へのヒアリング内容.....	88
1. 保険会社向けの内容.....	88
2. 共済団体向けの内容.....	93

資料 3 算出根拠(民間に完全に委託する場合) .....	98
資料 4 算出根拠(民間に一部を委託する場合) .....	107

## はじめに

### 1. 背景

災害共済給付制度は、現在、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」)で行われているが、平成28年度文部科学省行政事業レビューにおいて、①JSCありきではなく、民間実施の可能性について、同一条件で比較・検討を行うべき、②子供医療費との関係を整合性の有無を含めて整理すべき、③本事業に係る事業費全体(積立金等の水準を含む)について、必要額の妥当性を検証し、その結果について適切に情報開示すべきなどの指摘がなされ、事業全体の抜本的な改善を図るべきという評価を受けた。

本評価を踏まえ、文部科学省においては、今後の災害共済給付事業の在り方の検討を行うこととしているが、この検討の参考とするため、民間保険および共済の事業内容および実施体制等を調査した上で、災害共済給付を民間で実施することの可能性等について法制的観点および財政的観点等を踏まえて分析し、取りまとめを行うこととした。

そこで、文部科学省では、「災害共済給付の実施に関する調査研究」を新日本有限責任監査法人(以下「新日本」)に依頼し、新日本は、平成28年12月1日付にて締結した契約書に基づき、本業務を実施した。

### 2. 業務の内容

本業務の範囲は以下のとおりである。

#### (1) 学校設置者へのアンケート調査

学校設置者に対して災害共済給付制度に関するアンケート調査を行うものである。

#### (2) 民間(生命保険会社、損害保険会社および共済団体)へのヒアリング調査

民間保険会社等に実施体制等のヒアリングを行うものである。

#### (3) 災害共済給付制度を民間で実施する場合の掛金および必要な国費投入額の試算

災害共済給付制度を民間保険会社等で実施する場合に、国費を投入した場合の掛金および現行と同じ掛金とする場合に必要な国費投入額の試算を行うものである。

### 3. 信頼性

本業務の遂行にあたり、新日本はアンケート結果、ヒアリング調査の回答、JSCの業務データおよび情報ならびに公開情報に依存している。新日本の作業の妥当性の如何は、これらのデータおよび情報の正確さに依拠する。

#### 4. プロジェクトチーム

本報告書の作成に携わった新日本のプロジェクトチームの主要メンバーは、以下のとおりである。

濱口慎介(第四事業部 パートナー)

前田泰宏(成長戦略室 エグゼクティブ・ディレクター)

鈴木勇一(金融アドバイザリー部 エグゼクティブ・ディレクター)

郡司隆央(金融アドバイザリー部 マネージャー)

## 第1章 エグゼクティブ・サマリー

本報告書は、新日本が平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月にかけて行った「災害共済給付の実施に関する調査研究」の成果を報告するものである。

災害共済給付制度は、現在、JSC で行われているが、平成 28 年度文部科学省行政事業レビューにおいて、①JSC ありきではなく、民間実施の可能性について、同一条件で比較・検討を行うべき、②子供医療費との関係を整合性の有無を含めて整理すべき、③本事業に係る事業費全体（積立金等の水準を含む）について、必要額の妥当性を検証し、その結果について適切に情報開示すべきなどの指摘がなされ、事業全体の抜本的な改善を図るべきという評価を受けた。

そこで、本調査研究において、災害共済給付制度を民間で実施することの法制度的観点および財政的観点等を踏まえた分析を行うために、①学校設置者へのアンケート調査、②民間へのヒアリング調査、③災害共済給付制度を民間で行った場合のコスト試算を行った。

以下は、それぞれの調査結果の概要を記載したものであり、詳細は各章をご参照願う。

### 1. アンケート調査

本調査は、学校設置者が現行の災害共済給付制度をどのように考えているかを調査することを目的として、学校設置者（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校、以下同様）に対してアンケートを行い、結果を分析した。

#### (1) 現在の災害共済給付制度の評価

アンケートによると、学校種別合計で 98.6%の学校設置者が災害共済給付制度に加入しており、加入している学校設置者のうち 99.0%の学校設置者が災害共済給付制度を有益と考えている。

また、現在の掛金水準、給付条件、給付水準等の給付の内容に関しても、80%以上の高い割合で妥当と考えている。

したがって、現在の災害共済給付制度の内容について、学校設置者は概ね満足していると考えられ、現在の本制度に大きな問題点が見られるという訳ではないと考えられる。

#### (2) 学校設置者からの評価

一方、アンケートからは、以下の通りいくつかの今後改善が望まれる事項も浮かび上がってきた。

##### ① 加入同意の取得

国立・公立・私立・株立によっても異なるが、加入同意取得状況の質問では、入学時に

のみ加入同意を取得している学校設置者がどの学校種別においても最も割合が高く、保護者からの加入同意を毎年取得している割合は最も高い特別支援学校でも 23.2% (最も低い高等学校では 7.9%) であり、非常に低い水準となっている。

また、加入にかかる説明しか行っていない学校設置者や契約時には加入について知らせていない学校設置者もいる。

「ほとんどの保護者が災害共済給付制度について理解している」と回答した学校設置者は学校種別合計で 79.5% であったが、本当に制度の理解が進んでいるか疑問の残る回答であった。

加入にかかる説明のみを行っている学校設置者や契約時には加入について知らせていない学校設置者に対しては、必ず同意を取得するように促す等、加入同意をどのように取得するかについては改善の余地があると考えられる。

## ② 業務量

災害共済給付制度は学校設置者および学校教諭が契約手続きや給付金請求手続きを行っている。97.5%の学校設置者がこれらの手続きを学校設置者が行うことについて妥当もしくはやむを得ないと考えているものの、業務量が適切であると考えている学校設置者は契約手続きに関しては 69.6% であり、給付金請求手続きに関しては 61.2% であった。

自由記載の回答からも、事務の簡素化を求める声は多く、現場での事務負担が大きいことが伝わってきた。

JSC では過去に災害共済給付請求オンラインシステムを構築する等、IT 化によって一定の業務量の削減を行ってきたと考えられるものの、今後も事務の簡素化や更なる IT 化によって現場における業務量の削減を行うことが望まれる。

## ③ JSC の資料や制度説明会等

JSC では学校設置者に対して事故防止対策等に役立つ資料の提供や制度説明会、研修会等を行っているが、アンケートの回答からは資料を活用している学校設置者は 60.2%、制度説明会や研修会等を活用している学校設置者は 36.0% であり、活用している学校設置者は低い割合にとどまっている。

活用できていない理由としては、時間がないという理由もあるものの、存在を知らないという理由もある(学校種別によっても異なるが最も高い特別支援学校で 6.7%、最も低い中学校で 1.9%) ため、現在よりも広報活動を充実させる等の改善の余地はあるものと考えられる。

#### ④ 地方自治体の医療扶助との棲み分け

アンケートの回答からは、学校種別合計で58.6%の学校設置者が災害共済給付制度を使用しているとの回答であったが、こども医療費助成を使用しているという回答が13.0%、どちらを使用するか決めていないという回答も28.4%あった。

学校種別ごとに見ると、小学校、中学校は災害共済給付制度を使用すると回答した学校設置者の割合が60%前後であり、どちらを使用するか決めていない学校設置者の割合は20%台であった。一方で、高等学校および特別支援学校は小学校または中学校よりも災害共済給付制度を使用すると回答した学校設置者の割合が小さくなり、どちらを使用するか決めていない学校設置者の割合が大きくなっている。

結果として、災害共済給付制度と地方自治体の医療扶助のどちらを使用するかについては統一されていないことが確認できた。

一方で、自由記載の回答では、医療費助成との棲み分けに関する意見も多く、例えば以下のような意見があった。

- ・ 医療費助成を使用している自治体と災害共済給付制度を使用している自治体の掛金が同じであるのは不公平である。
- ・ 災害共済給付制度を使用するように指導しているが、窓口での一時的な負担が困難な場合にはこども医療費助成を使用する保護者もいる。
- ・ 同様に医療費が少額の場合は、手続きが大変なのでこども医療費助成を使用する保護者もいる。
- ・ こども医療費助成を使用したかどうかの確認作業が非常に大変である。

これらを勘案すると、以下の点を将来的に検討することが考えられる。

- ・ 自治体間の掛金負担の公平性の観点からは、災害共済給付制度の掛金が自治体間で同じであるならば、災害共済給付制度の対象となる事故については全て災害共済給付制度を使用することが望ましいと考えられる。
- ・ しかしながら、こども医療費助成と比較すると、災害共済給付制度では窓口での一時的な負担が発生することや多数の書類を記載する必要があることなど、利便性で見劣りする点がある。
- ・ あくまでも利用するのは保護者であることを考えると、必ず災害共済給付制度を使用するようにすることは現実的には難しいものと考えられる。
- ・ そこで、災害共済給付制度を使用する場合であっても、可能な限りこども医療費助成と同程度の利便性(例えば、労災の仕組みを参考に窓口での一時的な負担をなくすことの検討や、現在一ヶ月単位で作成している医療等の状況を、診療期間を通して一回にして書類負担を少しでも軽くできるかどうかの検討を行う等)を確保した上で、災害共済給付制度を使用するように徹底することが考えられる。

## 2. ヒアリング調査

本調査では、民間の生命保険会社、損害保険会社または共済団体で災害共済給付制度を実施する場合の問題点を把握する観点で民間の生命保険会社、損害保険会社および共済団体にヒアリング調査を行った。

学校設置者へのアンケート調査において、現行の災害共済給付制度の内容に大きな問題点がないということが確認できたこともあり、現行の内容をそのままスライドして民間で実施する場合に存在する問題点等をヒアリングした。

その結果、現行の災害共済給付制度の内容を民間で実施する場合は、以下のような開発が困難な点または検討すべき点が多いことが判明した。

(1) 生命保険会社、損害保険会社で実施するには、死亡保険金の限度額や生損兼営禁止等の問題があり、例えば以下の通り法改正等が必要となる。

- ① 保険業法施行規則第 53 条の 7 の規定により、15 歳未満を被保険者とする死亡保険は限度額を設けるように定められており、ヒアリング先の生命保険会社では社内規定で 1,000 万円を限度額としている。災害共済給付制度の死亡見舞金は 2,800 万円であるため、社内規定の限度額の改正を行う必要がある。
- ② 保険業法第 3 条第 3 項の規定により、生命保険業と損害保険業を同一の会社が行うことができない。保険業法第 3 条第 4 項第 1 号の規定により、人の死亡に関する保険は生命保険会社のみ引き受け可能<sup>1</sup>であるため、損害保険会社で災害共済給付制度を行うためには保険業法の改正が必要になる。

また、現行実務と同様の実務を行う場合には、例えば以下の通り大幅な人員の増加の必要性や検討課題が存在し、現実的に実施困難な課題もある。

- ① 年間 200 万件の給付金支払いのための人員を増加させる等の態勢整備を行う必要がある。
- ② 生命保険会社では契約更新のタイミングで契約更新のご案内を行っているが、現行実務では最低 2 ヶ月以上必要となり、現行の募集スケジュールでは実施が困難と考えられるため、実施内容を検討する必要がある。
- ③ 学校教諭が作成する「災害報告書」が保険会社として給付金支払可否の判断のための客観的な書類とできるかどうかを検討する必要がある。
- ④ 災害共済給付制度は学校教諭が募集業務を行っているが、生命保険会社で行う場合は教育委員会から学校教諭に対して加入勧奨に関する指導、研修等が行われることが望ましい。損害保険の場合も、そもそも代理店になれるかどうかの検討や団体保険で対応する場合でも教育委員会から学校教諭に対して適切な情報提供を行う必要がある。

---

<sup>1</sup> 傷害を原因とする死亡に関する保障は損害保険会社でも引き受け可能である。

(2) 共済団体で実施する場合、契約募集等の一部の項目については対応可能と回答した共済団体もあるが、以下の検討課題が存在する。

- ① 保険会社と同様に、消費生活協同組合法施行規則第 174 条第 2 項の規定により、被共済者が 15 歳未満の死亡保険は限度額を設けるように定められており、自主規制で 1,000 万円を限度額としている。災害共済給付制度の死亡見舞金は 2,800 万円であるため、自主規制の適用除外が必要になる。
- ② 現在、学校教諭が行っている募集業務を「募集業務」ととらえるのか整理が必要である。

(3) 現行の災害共済給付制度では国費を投入しているが、生命保険会社、損害保険会社または共済団体では国費を投入する商品の前例がない。そのため、そもそも国費投入を行っても良いかどうかから検討を行う必要がある。

なお、例えば保険会社の場合は、「保険会社向けの総合的な監督指針<sup>2</sup>(平成 28 年 9 月)」の IV 保険商品審査上の留意点等 IV-5 保険数理 IV-5-1 保険料(3)に以下の通り規定されている。

(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。

予定発生率は基礎データ(給付金支払いの実績データ)に基づいて算出し、保険料は予定発生率に基づいて算出することを考えると、保険料の計算に国費の投入を前提にしていな可能性があるのであるため、同指針<sup>3</sup>の改正も必要になる可能性がある。

(4) また、仮に生命保険会社、損害保険会社または共済団体で実施する場合は公平な競争環境や利用者側から見て将来も含めてデメリットが生じないような仕組みの構築を行う必要がある。

特に、民間では自由な競争の下、各社の判断でマーケットへの参入・撤退を行うことが一般的であるため、災害共済給付制度の参入保険会社(共済団体)が有利な条件で営業活動を行うことや一度災害共済給付制度に参入した保険会社(共済団体)が、将来的に災害共済給付制度が赤字になったとしても事業から撤退できないような状況は避けなければならないと考えられる。

<sup>2</sup> 保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理したものであり、金融庁が作成している。

<sup>3</sup> 共済向けにも、厚生労働省社会・援護局が「共済事業向けの総合的な監督指針」を作成しており、同指針の中にも保険会社向けと同様の規定があるため、共済団体で実施する場合でも同指針の改正が必要になる可能性がある。

### 3. 民間で実施する場合の掛金および必要な国費投入額の試算

本調査では、民間の生命保険会社、損害保険会社または共済団体に災害共済給付制度を現行の条件で実施する場合に、①国費を投入する場合の掛金、②現行の掛金額を維持するために必要な国費投入額の両方について、(1)民間に完全に委託する場合および(2)民間に一部を委託する場合の2つのケースについて試算した。

なお、(2)民間に一部を委託する場合については、現行の JSC の業務のうち、民間に委託することによりコストが削減できる可能性が考えられる業務は何かという観点から検討し、業務量の最も多い給付金支払に係る審査業務を民間に委託する場合を想定した。また、可能な限りコストを削減できるケースを想定するために、①JSC の現行システムを継続して使用することにより民間でのシステム開発コストは発生しない、②民間に完全に委託する場合には見込む必要がある販売手数料や利潤も見込まない、③審査業務を民間で実施することによる業務量の増加も見込まない、との前提で試算を行った。

試算結果は以下のとおりであり、いずれのケースでも現行よりも掛金が増加する、または必要な国費投入額が増加する結果となった。

#### (1) 民間に完全に委託する場合

掛金の算出結果を現行掛金と比較すると、国費を投入した場合でも、一般児童生徒の掛金は3割から4割程度、要保護児童生徒の掛金は2割から3割程度増加することになる。

また、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は、生保に委託する場合は103億円、損保に委託する場合は107億円、共済に委託する場合は91億円となり、現行よりも53～69億円程度増加する結果となった。

必要な国費投入額が増加する要因は、純掛金に含まれる安全割増(21億円)、付加掛金に含まれる代理店手数料(増加額が最も大きい損保の場合で16億円)および利潤(同14億円)、人件費の違い(同15億円)、システム開発コストやハードウェア等の設置コスト(4億円)を見込んでいることによるものである。

#### (2) 民間に一部の業務のみを委託する場合

掛金の算出結果を現行掛金と比較すると、国費を投入した場合でも、一般児童生徒の掛金は3～4%程度増加し、要保護児童生徒の掛金はほぼ同水準となる結果となった。

また、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は、生保に委託する場合は43億円、損保に委託する場合は44億円、共済に委託する場合は44億円となり、現行よりも5億円から6億円程度増加する結果となった。

必要な国費投入額が増加する要因は、民間に委託する部分の人件費が JSC に比べて増加することである。

(1) 民間に完全に委託する場合

① 国費を投入した場合の掛金(沖縄以外、一般児童生徒)

学校種別		現行掛金	民間に委託する場合の掛金		
			生命保険会社	損害保険会社	共済団体
義務教育諸学校		920 円	1,205 円	1,223 円	1,147 円
高等学校	全日制	1,840 円	2,922 円	2,977 円	2,745 円
	定時制	980 円	1,455 円	1,481 円	1,373 円
	通信制	280 円	673 円	689 円	619 円
高等専門学校		1,880 円	2,997 円	3,054 円	2,815 円
幼稚園		270 円	287 円	290 円	278 円
幼保連携型認定こども園		270 円	287 円	290 円	278 円
保育所等特定保育事業		350 円	339 円	342 円	331 円
学校種別加重平均※		983 円	1,374 円	1,397 円	1,302 円

※学校種別加重平均は、平成 27 年度の学校種別ごとの加入者数による加重平均((2)でも同じ)

② 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額

	現行	生命保険会社	損害保険会社	共済団体
必要な国費投入額	38 億円	103 億円	107 億円	91 億円
災害共済給付補助金	22 億円	42 億円	42 億円	42 億円
運営費交付金	16 億円	61 億円	65 億円	49 億円

(2) 民間に一部を委託する場合

① 国費を投入した場合の掛金(沖縄以外、一般児童生徒)

学校種別		現行掛金	民間に委託する場合の掛金		
			生命保険会社	損害保険会社	共済団体
義務教育諸学校		920 円	941 円	948 円	945 円
高等学校	全日制	1,840 円	1,934 円	1,966 円	1,951 円
	定時制	980 円	963 円	958 円	960 円
	通信制	280 円	297 円	302 円	300 円
高等専門学校		1,880 円	1,916 円	1,930 円	1,924 円
幼稚園		270 円	261 円	258 円	259 円
幼保連携型認定こども園		270 円	261 円	258 円	259 円
保育所等特定保育事業		350 円	336 円	332 円	334 円
学校種別加重平均		983 円	1,011 円	1,022 円	1,017 円

② 現行の掛金を維持する場合に必要な国費投入額

	現行	生命保険会社	損害保険会社	共済団体
必要な国費投入額	38 億円	43 億円	44 億円	44 億円
災害共済給付補助金	22 億円	20 億円	20 億円	20 億円
運営費交付金	16 億円	22 億円	24 億円	23 億円

(3) まとめ

上記のとおり、民間生保等に完全に委託する場合でも一部の業務のみを委託する場合でも、国費を投入した場合の掛金は現行の掛金よりも増加し、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額も現行よりも増加する結果となった。

今回の試算においては民間生保等に委託する業務について JSC と同じ業務時間で行うことを前提としているが、仮に民間生保等に委託する場合は、民間生保等の実務と整合的に行うための業務時間の増加(審査基準の厳格化、支払の早期化などによるもの)が発生するために業務時間は増加することが見込まれる。このことを考えると、コスト面から考えた場合には民間生保等に実施することのメリットはないものと考えられる。

なお、本事業に係る事業費全体(積立金等の水準を含む)についての検証も行った。

その結果、現行の JSC の事業費は民間よりも低い水準であることが確認できた。

また、災害共済給付勘定における積立金の水準についても確認したところ、積立金を毎年の収支の変動を吸収するための準備金として考えた場合、現在の水準は高い水準ではないことが確認できた。

4. 災害共済給付制度の民間実施について

本業務において、災害共済給付制度を民間で実施することの可能性を検討するために各種調査を行ってきたが、調査結果をまとめると以下の通りである。

(1) 災害共済給付制度を民間で実施する場合の保障内容

学校設置者へのアンケートの結果を見ると、業務量や加入同意の取得等一部改善が望まれる事項はあるものの、特に保障内容については現在の内容に大きな問題点は見受けられないことが確認できた。

そのため、仮に民間で実施する場合でも、現行の制度内容を維持して実施することが合理的であると考えられる。

(2) 民間で実施する場合の分析

上記(1)の前提で、民間へのヒアリングや新日本でのコスト試算等に基づいて、災害共済

給付制度を民間で実施することに関する新日本の分析は以下の通りである。

#### ① 法令等の制約の観点

現在の民間では、以下のような法令等による制約や業界内における制約がある。

- a. 保険業法施行規則または消費生活協同組合法施行規則により、被保険者(被共済者)が15歳未満の死亡保障の限度額を設けるように規定されており、上限額を1,000万円に設定している。
- b. 保険業法の規定により、生命保険と損害保険の兼営が禁止されており、損害保険会社は疾病による死亡保障を販売することができないため、災害共済給付制度を実施することができない。
- c. 学校教諭が行っている募集業務が、業界における募集業務に該当する可能性がある。募集業務に該当する場合は募集資格を取得する必要がある。募集資格がなくても募集できる保険(団体保険)で販売する場合であっても、加入者に対する適切な情報提供や教育委員会から学校教諭に対する適切な指導、研修等が必要になる。
- d. 監督指針(保険会社向けまたは共済事業向け)に、「予定発生率は基礎データに基づいて合理的に算出される必要がある」と規定されており、国費投入を前提としていないと考えられる。

上記の制約を解消するためには、法令等の改正や自主規制の撤廃を含め災害共済給付制度に関する法令上の特別な手当が必要になる。仮にこれらを実施した場合でも、結局、独立行政法人日本スポーツ振興センター法とは別に法令を創設することになり、同法に基づく制度を廃止しても、民間で実施する意味が薄れてしまうと考えられる。

#### ② 制度への協力の観点

現在の災害共済給付制度では、学校設置者(教育委員会等)や医療機関から以下のような協力を得られている。

- a. 学校および学校設置者が加入者名簿の更新や掛金の取りまとめを行っている。
- b. 学校および学校設置者が支払請求等の災害共済給付についての事務(災害報告書・請求書等の作成、保護者への給付金支払等)を行っている。
- c. 医療機関から、被災児童生徒等の医療費の証明について、文書料(証明料)を無料にするなどの協力を得ている。

上記は、災害共済給付制度が国の事業であるということが前提になっていると考えられ、仮に民間で実施することになった場合は、学校設置者や医療機関からの協力が得られなくなることも想定される。

上記の協力がどの程度制度維持に貢献できているかを定量的に分析することは難しい

が、加入者数が 1,700 万人、給付金の支払いが年間で 210 万件という現状を考えると、協力が得られない場合は制度を運営するための前提が揺らぎ、制度自体を維持できなくなる可能性がある。

### ③ 民間で実施するための環境

民間で実施する場合は、以下のような公正な競争条件の下、実施することが望まれる。

- a. 全ての事業者が本制度へ参入することができる。
- b. 参入した事業者が、国費により通常よりも著しく有利な条件で営業活動を行えないようにする。
- c. 将来的に事業の趣旨や魅力が薄れた場合に自由に撤退できる。

このような条件で、複数社が参入して引き受けを行うことを想定すると、学校設置者ごとに引き受け保険会社(共済団体)が異なる恐れがある。その場合は制度全体として事務の流れが複雑になり、保護者や学校設置者の利便性が損なわれる可能性がある。

例えば、医療費の給付は災害発生後最大で 10 年間継続して行うこととなっているが、引き受け保険会社(共済団体)が小学校、中学校、高等学校で分かれた場合、一社が途中で抜けた場合や転校により引き受け保険会社(共済団体)が変わってしまった場合など、円滑に給付が継続できなくなる懸念がある。

また、引き受け保険会社(共済団体)により、募集や給付金支払いの事務処理や必要書類が異なる可能性もあり、制度が統一されなくなる懸念もある。

さらに、将来的に災害共済給付制度実施の魅力が薄れた場合の自由な撤退を許容すると、制度の継続の担保が出来なくなる可能性がある。

### ④ 現状制度について

一方で、現状の JSC の災害共済給付制度を分析したところ、以下の通りであった。

- a. 民間では発生する代理店や営業職員への手数料・給与を支払っていない。
- b. 民間では見込んでいる利潤を見込んでいない。
- c. その結果、民間で実施する場合の掛金の試算においても、民間に全部委託する場合は最低でも 91 億円の国費投入額が必要となり、民間に一部を委託する場合は最低でも 43 億円の国費投入額が必要となる。
- d. 人件費の比較においては民間のほうが JSC よりも時間単価が高い。なお、実際の業務にかかる時間については、例えば従事時間で最も大きな割合を占めている給付金支払可否を判定する審査業務では一件あたり 4.6 分で審査を行っており、民間で行った場合でもこれ以上効率化できないと考えられる。
- e. また、人件費を除いた事業経費率の比較においても、JSC が 2.3%である一方で、民間では最も小さい事業経費率の共済団体でも 2.5%であった。

民間と JSC では会社の仕組みそのものが異なるため、単純比較を行うことはできないが、上記を勘案すると必ずしも現状の JSC が非効率であるとは言えないと考えられる。

⑤ 結論

災害共済給付制度を民間で実施するためには各種制約が存在するが、それらの制約を解消したとしても、現行の災害共済給付制度が学校の設置者や医療機関等の協力を得ているとはいえ、上記①、②および④の検証結果からは、民間で実施するメリットを見出すことはできないものと考えられる。

## 第2章 アンケート調査

### 1. 目的

学校設置者が現行の災害共済給付制度をどのように考えているかを調査することを目的として、現在の給付条件、給付水準、実施体制等に関する現状評価、改善要望等を問うアンケート調査を行った。

### 2. アンケート調査の内容

#### (1) 調査期間

平成28年12月26日から平成29年3月1日の間でアンケート調査を行った。なお、アンケート調査依頼時には平成29年2月10日を締め切りとして設定していたが平成29年3月1日までに届いた回答を集計に反映したものである。

#### (2) 調査対象

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校および義務教育学校の学校設置者(設置者数は3,105)に対してアンケート調査を行った。

#### (3) 質問内容

現在の給付条件、給付水準、実施体制等に関する現状評価、改善要望等を問う質問とした。なお、選択式の質問だけでなく記述式の質問も行った。

具体的な質問項目は資料1をご参照願いたい。

#### (4) 調査方法

電子メールを使用するインターネット調査とした。

具体的には、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課、各都道府県私立学校所管課、附属学校を置く国立大学法人担当課および構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課に電子メールでアンケートを送信し、これらの送信先を通じて各学校設置者にアンケートを送信した。

アンケートの回答は学校設置者から新日本に対して直接電子メールで回答する形式とした。

### 3. アンケート調査の結果

#### (1) 回答数および回答率

3,105の学校設置者数に対して2,462の学校設置者から回答があり、回答率は79.3%となった。国立の回答率が94.6%で最も高く、株立の回答率が40.0%と最も低かった。(【表2-1】参照)

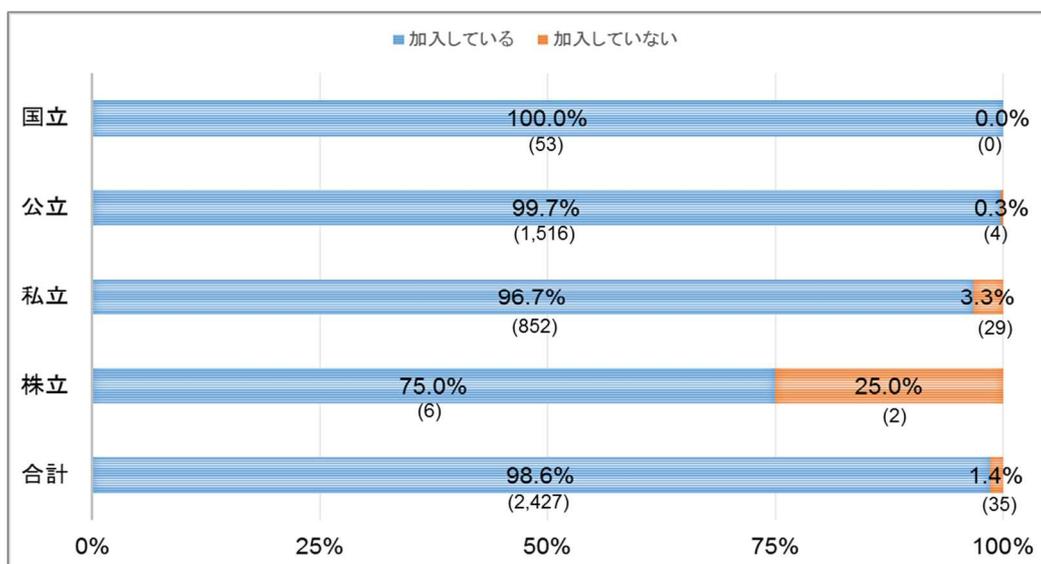
【表 2-1】 アンケート回答数および回答率

	回答数	設置者数	回答率
国立	53	56	94.6%
公立	1,520	1,861	81.7%
私立	881	1,168	75.4%
株立	8	20	40.0%
合計	2,462	3,105	79.3%

(2) 加入率

合計では 98.6%の学校設置者が災害共済給付制度に加入している。最も高い加入率が国立の 100.0%であり、最も低い加入率となっているのが株立の 75.0%であった。(【図 2-1】参照)

【図 2-1】 加入率



(注) 括弧内の数値は実数を表す。(以降の図においても同様)

(3) 各質問の回答

① 未加入者への質問

a. 災害共済給付制度に未加入の理由

未加入の理由は、合計では「民間の保険で十分である」が 77.1%で最も多く、「掛金が高い」が 14.3%が続いた。少数ではあるが「契約・請求に係る事務量が多い」もあった。

また、自由記載には「制度内容未検討」という回答があった。【表 2-2】参照）

なお、国立では未加入の設置者はいない。（以降①未加入者への質問において同様）

【表 2-2】未加入の理由の内訳（件数および割合）

	掛金が高い	契約・請求に係る事務 量が多い	民間の保険で十分であ る
国立	-	-	-
公立	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)
私立	5 (17.2%)	1 (3.4%)	22 (75.9%)
株立	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
合計	5 (14.3%)	2 (5.7%)	27 (77.1%)

(注)括弧内は未加入の設置者数に対する割合を表す。

b. 学校設置者が加入している他保険

合計では 77.1%が「スポーツ安全保険」および「修学旅行の民間旅行保険」に加入している。また、「PTA 共済」に 11.4%が加入している。【表 2-3】参照）

なお、自由記載には「民間損保の傷害保険」という回答が複数あり、「民間損保の賠償責任保険」や「市長会保険」に加入しているという回答もあった。

【表 2-3】未加入者が加入している他保険

	スポーツ安全保険	PTA 共済	修学旅行の民間旅行 保険
国立	-	-	-
公立	4 (100.0%)	3 (75.0%)	3 (75.0%)
私立	22 (75.9%)	1 (3.4%)	23 (79.3%)
株立	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
合計	27 (77.1%)	4 (11.4%)	27 (77.1%)

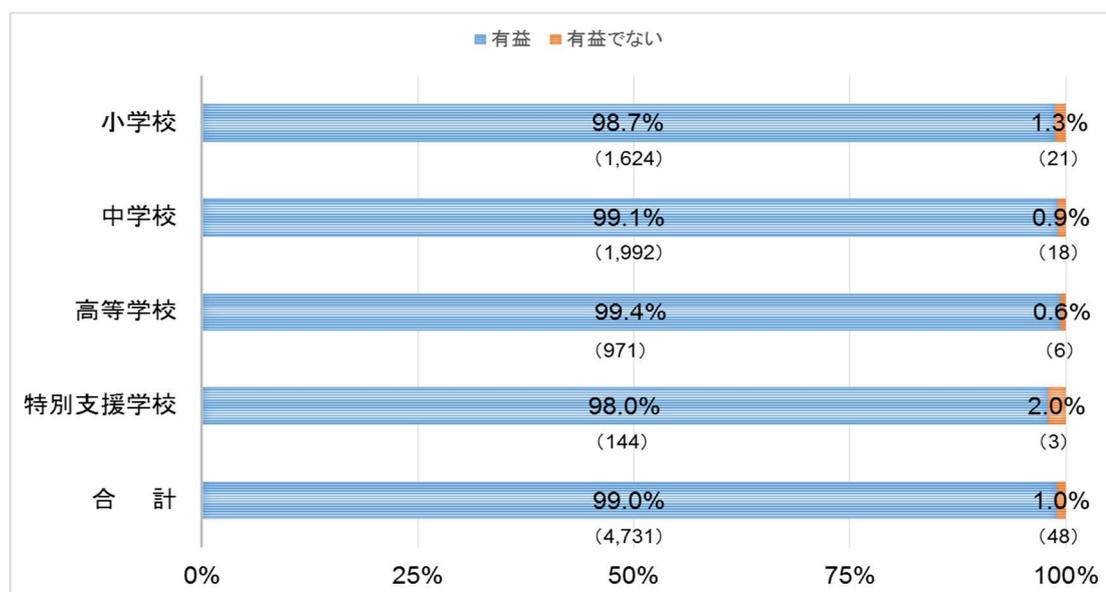
(注)括弧内は未加入の設置者数に対する割合を表す。

## ② 加入者への質問

### a. 災害共済給付制度の有益性

合計では 99.0%が「災害共済給付制度は有益」と回答しており、学校種別で見ると最も低い水準でも特別支援学校の 98.0%が「有益」と回答していることから、全体的に高い水準で有益であると考えている様子が見受けられる。(【図 2-2】参照)

【図 2-2】 災害共済給付制度の有益性



### b. 災害共済給付事業が学校設置者にとって有益である点

災害共済給付制度は、合計では「保護者の医療費負担が軽減」という観点から有益であると、有益であると回答した学校設置者の 90.7%から回答があり、「教職員が安心して指導ができる(71.9%)」、「保護者とのトラブル回避(59.3%)」、「学校安全支援に係る資料(39.5%)」が続いた。(【表 2-4】参照)

また、自由記載には「自治体の支出が軽減できる」という意見も複数あった。

【表 2-4】 加入者にとって有益な点(複数選択可)

	保護者の医療 費負担が軽減	教職員が安心して 指導ができる	保護者とのトラ ブル回避	学校安全支援 に係る資料
小学校	87.7% (1,425)	70.0% (1,137)	55.6% (903)	37.3% (605)
中学校	89.6% (1,785)	71.0% (1,414)	57.6% (1,147)	38.6% (768)
高等学校	97.6% (948)	76.4% (742)	67.5% (655)	42.9% (417)
特別支援学校	91.0% (131)	78.5% (113)	69.4% (100)	55.6% (80)
合計	90.7% (4,289)	71.9% (3,406)	59.3% (2,805)	39.5% (1,870)

(注)一つの学校の設置者が複数の学校種を設置しているケースがあるため、縦の合計は【図 2-1】 加入率の回答数とは一致しない。また、括弧内は実数を表す。

c. 災害共済給付事業が学校設置者にとって有益でない点

合計では、有益でないと回答した学校設置者の 62.5%が「契約・請求に係る事務量が多い」という点を災害共済給付制度の有益でない点として回答しており、20.8%が「掛金が高い」と回答している。(【表 2-5】参照)

また、自由記載には「医療費助成を使用しているから」という意見も複数あった。

【表 2-5】 加入者にとって有益でない点(複数選択可)

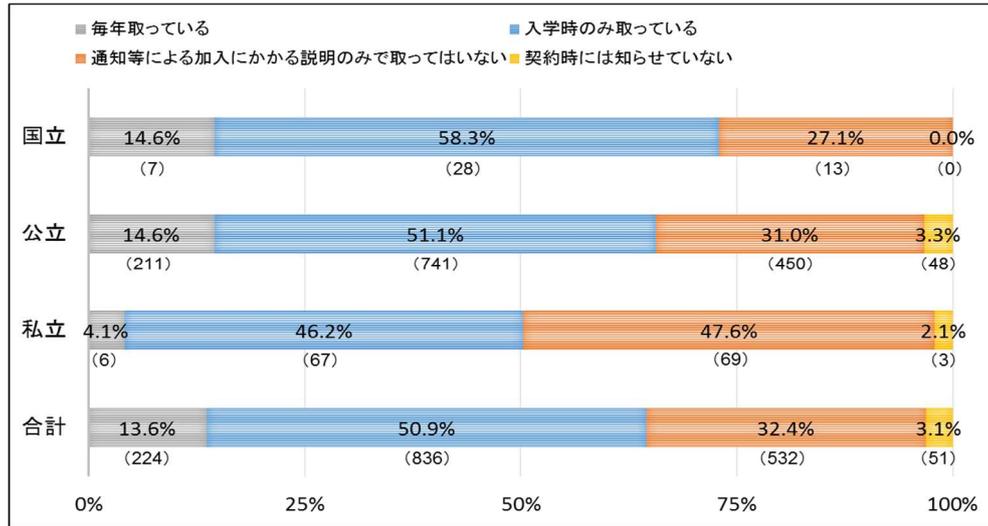
	掛金が高い	契約・請求に係る 事務量が多い
小学校	23.8% (5)	52.4% (11)
中学校	22.2% (4)	61.1% (11)
高等学校	16.7% (1)	100.0% (6)
特別支援学校	0.0% (0)	66.7% (2)
合計	20.8% (10)	62.5% (30)

(注)一つの学校の設置者が複数の学校種を設置しているケースがあるため、縦の合計は【図 2-1】 加入率の回答数とは一致しない。また、括弧内は実数を表す。

d. 保護者からの加入同意の取得状況(小学校)

合計では 50.9%が「入学時のみ取っている」との回答で最も多かった。次いで 32.4%が「通知等による加入にかかる説明のみで取っていない」と回答しており、13.6%が「毎年取っている」、3.1%が「契約時には知らせていない」と回答した。(【図 2-3】参照)

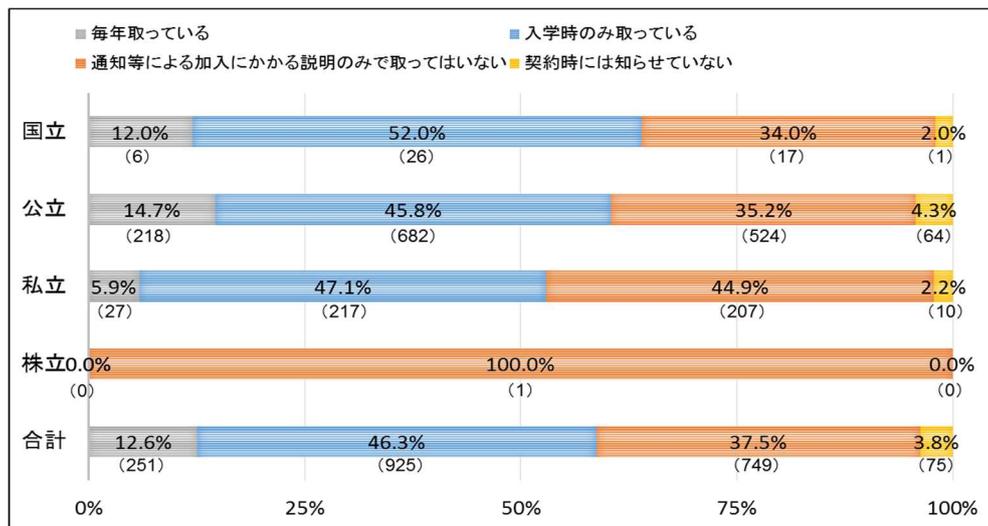
【図 2-3】 小学校における保護者からの加入同意の取得状況



e. 保護者からの加入同意の取得状況(中学校)

合計では 46.3%が「入学時のみ取っている」との回答で最も多く、次いで 37.5%が「通知等による加入にかかる説明のみで取っていない」と回答しており、12.6%が「毎年取っている」、3.8%が「契約時には知らせていない」と回答した。(【図 2-4】参照)

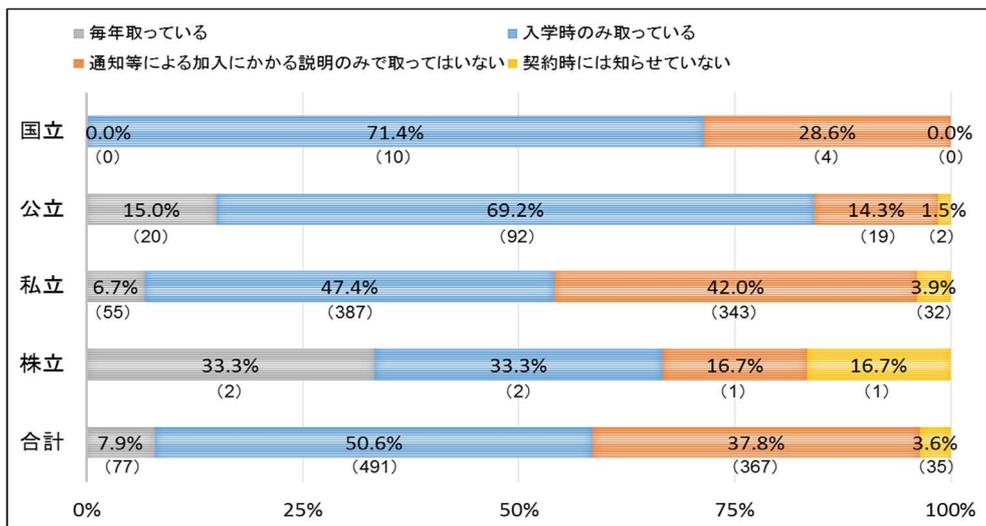
【図 2-4】 中学校における保護者からの加入同意の取得状況



f. 保護者からの加入同意の取得状況(高等学校)

合計では50.6%が「入学時のみ取っている」との回答で最も多く、次いで37.8%が「通知等による加入にかかる説明のみで取っていない」と回答しており、7.9%が「毎年取っている」、3.6%が「契約時には知らせていない」と回答した。(【図 2-5】参照)

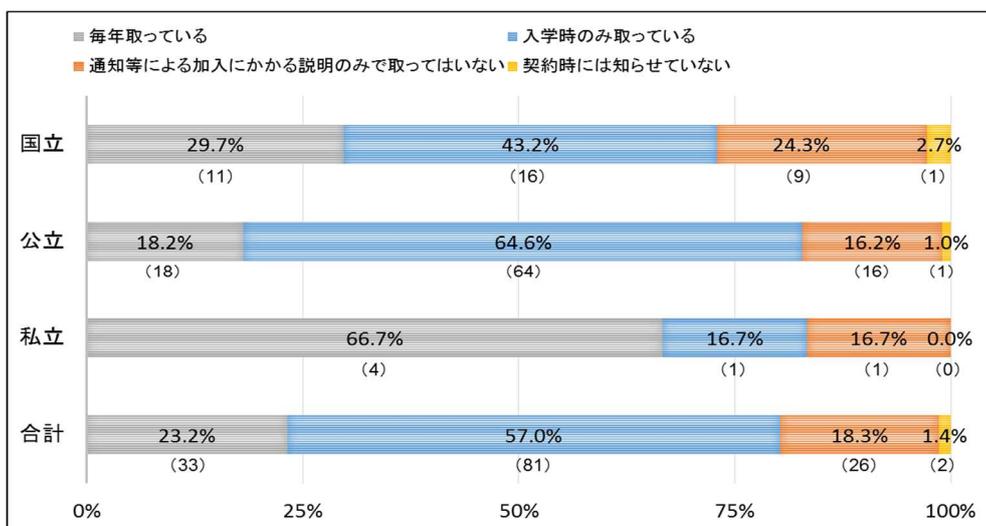
【図 2-5】 高等学校における保護者からの加入同意の取得状況



g. 保護者からの加入同意の取得状況(特別支援学校)

合計では57.0%が「入学時のみ取っている」との回答で最も多かった。次いで23.2%が「毎年取っている」と回答しており、18.3%が「通知等による加入にかかる説明のみで取っていない」、1.4%が「契約時には知らせていない」と回答した。(【図 2-6】参照)

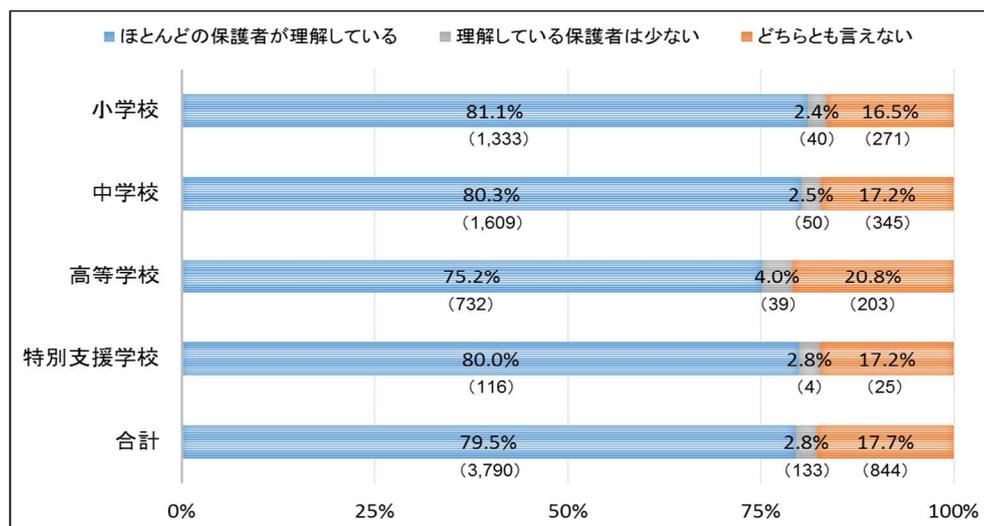
【図 2-6】 特別支援学校における保護者からの加入同意の取得状況



h. 保護者は災害共済給付制度を理解しているか

合計では 79.5%が「ほとんどの保護者が理解している」と回答しているが、17.7%が「どちらとも言えない」と回答し、2.8%は「理解している保護者は少ない」と回答しているため、保護者全員が理解している状況ではないことがうかがえる。（【図 2-7】参照）

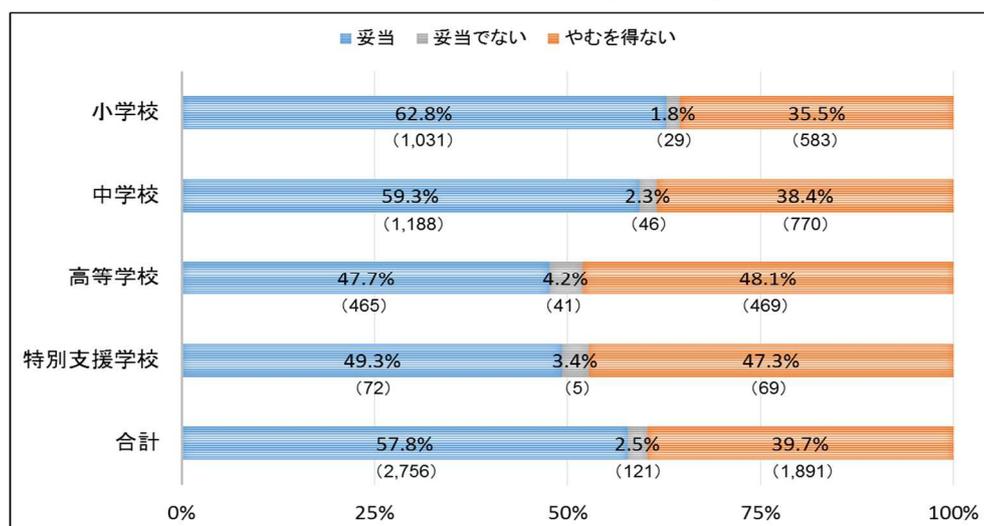
【図 2-7】 制度に関する保護者の理解度



i. 学校設置者が契約・給付金請求手続の事務を行なうことについて

合計では 57.8%が「妥当」と回答しているが、2.5%は「妥当でない」と回答した。また、「やむを得ない」に 39.7%が回答している。（【図 2-8】参照）

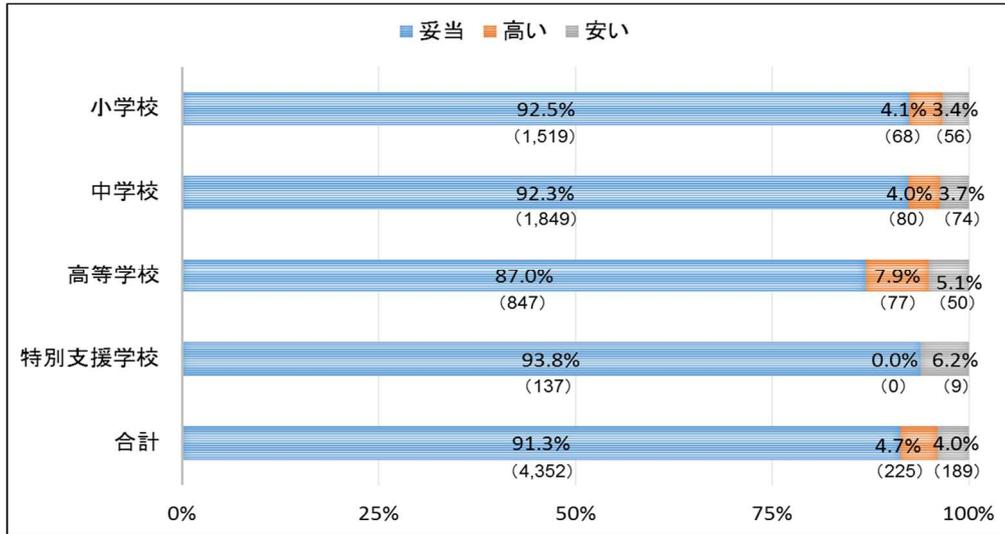
【図 2-8】 契約・給付金請求手続を学校設置者が行う事の是非



j. 共済掛金の水準

合計では 91.3%が「妥当」と回答し、ほとんどの学校設置者は掛金が妥当と考えている様子うかがえる。なお、4.7%は「高い」と回答しており、4.0%は「安い」と回答した。（【図 2-9】参照）

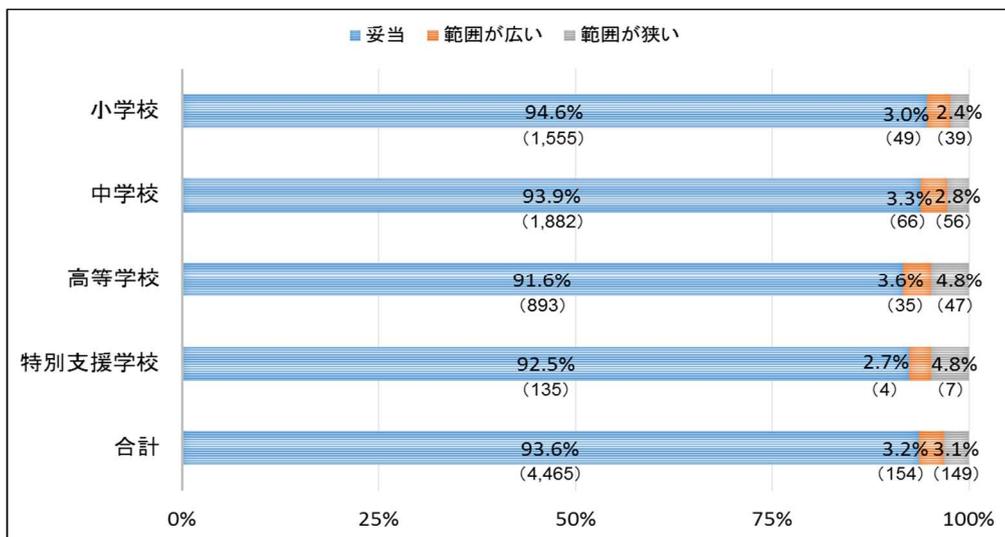
【図 2-9】 共済掛金の設定水準



k. 給付金が支払われる災害の範囲

合計では 93.6%が「妥当」と回答しており、ほとんどの学校設置者は給付金が支払われる災害の範囲が妥当であると考えている様子うかがえる。なお、3.1%は「範囲が狭い」と回答し、3.2%は「範囲が広い」と回答した。（【図 2-10】参照）

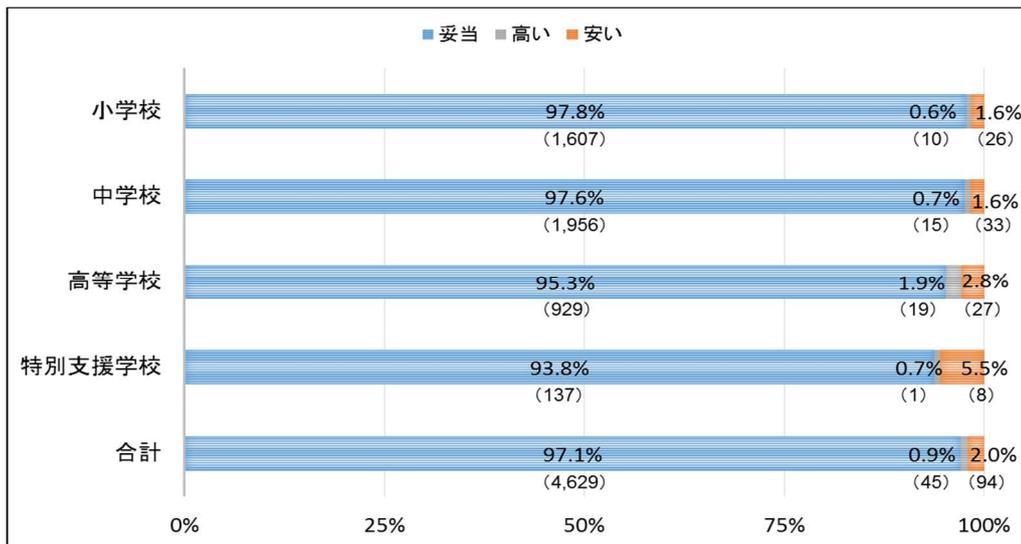
【図 2-10】 給付金が支払われる災害の範囲



### l. 医療費(負傷・疾病)の給付金額

合計では 97.1%が「妥当」と回答し、ほとんどの学校設置者は医療費(負傷・疾病)の給付金額が妥当であると考えている様子が見えてくる。なお、2.0%は「安い」と回答し、0.9%は「高い」と回答した。(【図 2-11】参照)

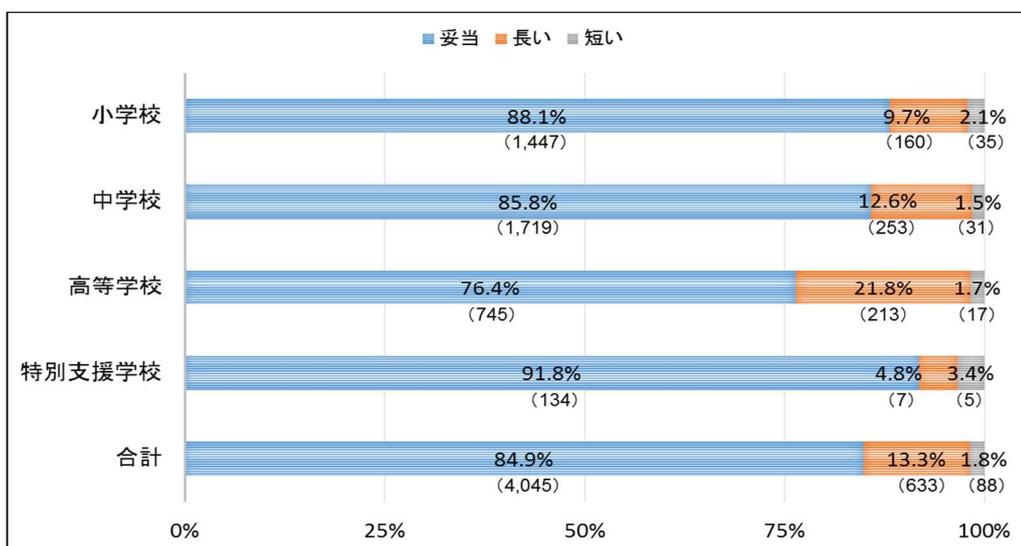
【図 2-11】 医療費(負傷・疾病)の給付金額



### m. 医療費(負傷・疾病)の給付期間(初診から 10 年)

合計では 84.9%が「妥当」と回答し、多くの学校設置者は医療費(負傷・疾病)の給付期間(初診から 10 年)が妥当であると考えている様子が見えてくる。なお、1.8%は「短い」と回答し、13.3%は「長い」と回答した。(【図 2-12】参照)

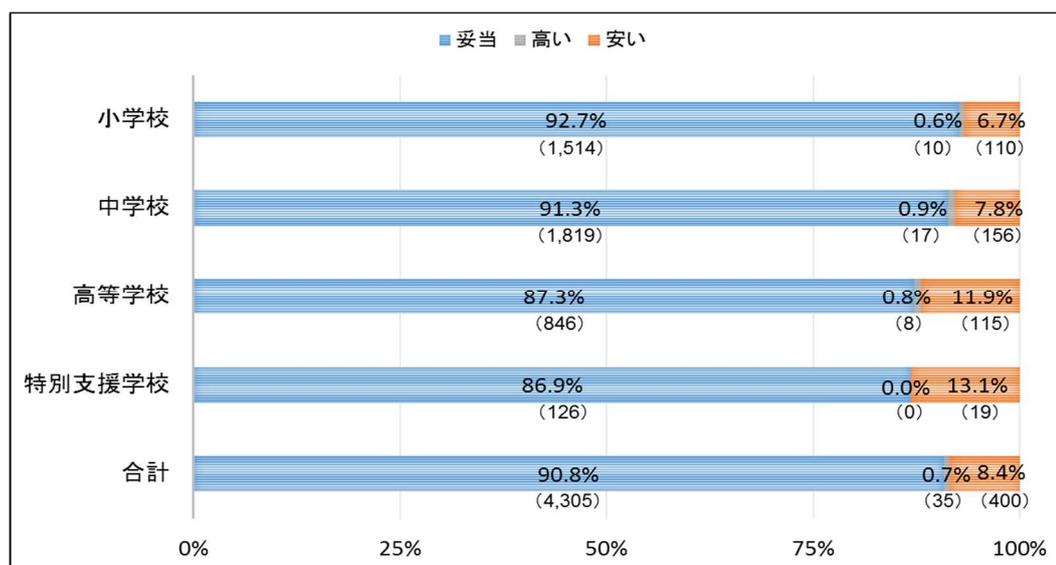
【図 2-12】 医療費(負傷・疾病)の給付期間(初診から 10 年)について



n. 障害見舞金の金額

合計では 90.8%が「妥当」と回答し、ほとんどの学校設置者は障害見舞金の金額が妥当であると考えている様子がうかがえる。なお、8.4%は「安い」と回答し、0.7%は「高い」と回答している。（【図 2-13】参照）

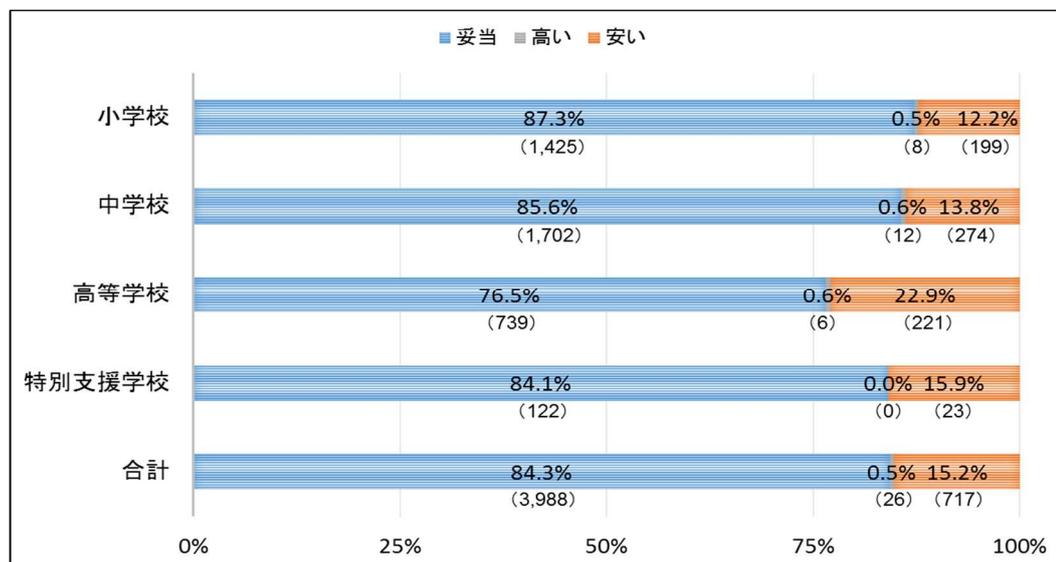
【図 2-13】 障害見舞金の金額



o. 死亡見舞金の金額

合計では 84.3%が「妥当」と回答し、多くの学校設置者は死亡見舞金の金額が妥当であると考えている様子がうかがえる。なお、15.2%は「安い」と回答し、0.5%は「高い」と回答した。（【図 2-14】参照）

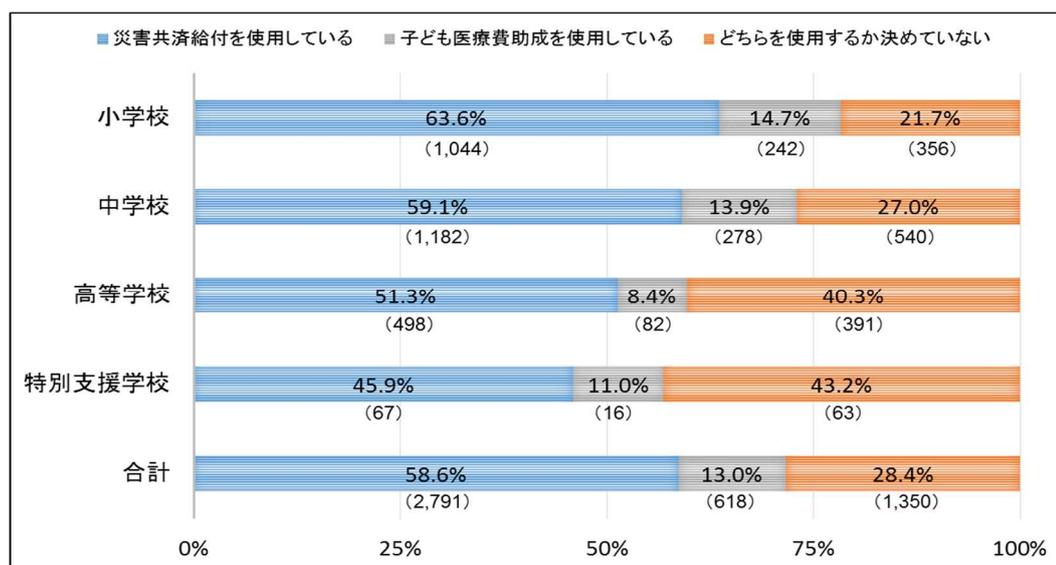
【図 2-14】 死亡見舞金の金額



p. 災害共済給付と地方自治体の医療扶助の使用の棲み分け

合計では「災害共済給付を使用している」との回答が 58.6%で最も多く、次いで 28.4%が「どちらを使用するか決めていない」と回答した。13.0%が「子ども医療費助成を使用している」と回答した。（【図 2-15】参照）

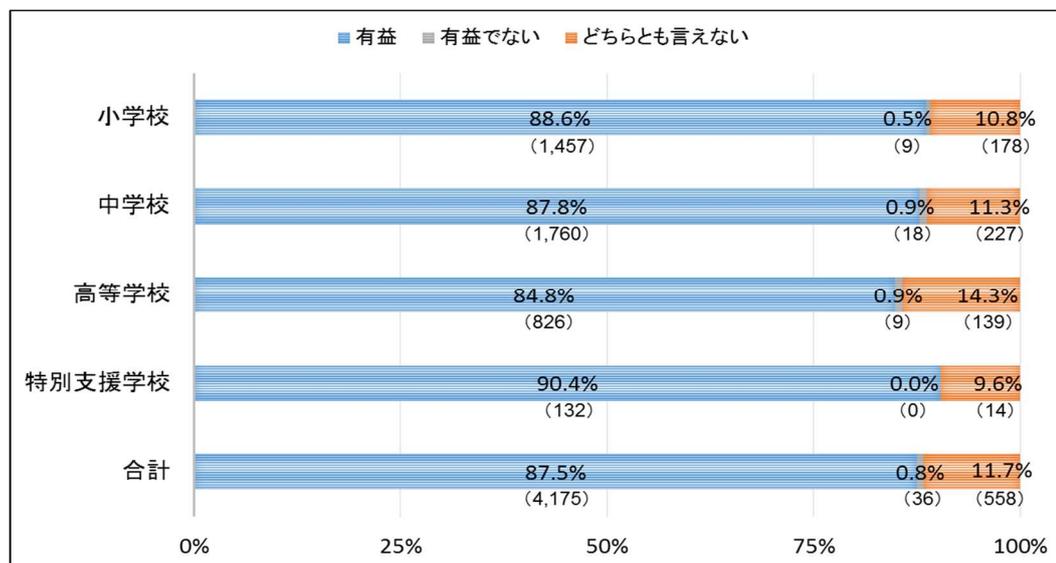
【図 2-15】 災害共済給付と地方自治体の医療扶助の棲み分け



q. 医療費（負傷・疾病）が 4/10 給付される事

合計では 87.5%が「有益」と回答し、多くの学校設置者は医療費（負傷・疾病）が 4/10 給付される事が有益であると考えている様子がうかがえる。なお、0.8%は「有益でない」と回答し、11.7%は「どちらとも言えない」と回答した。（【図 2-16】参照）

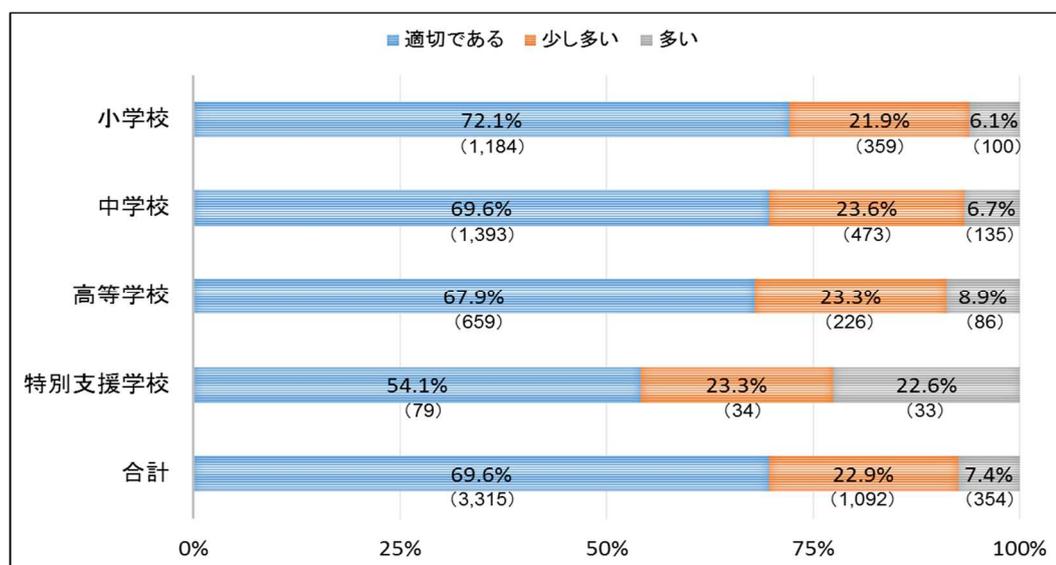
【図 2-16】 医療費（負傷・疾病）が 4/10 給付されることについて



r. 契約手続の業務量

合計では 69.6%が「適切である」と回答した。ただし、22.9%は「少し多い」、7.4%は「多い」と回答し、合わせて 30.3%は業務量が多いと感じていることから、事務の簡素化を推進する必要があるものと考えられる。【図 2-17】参照

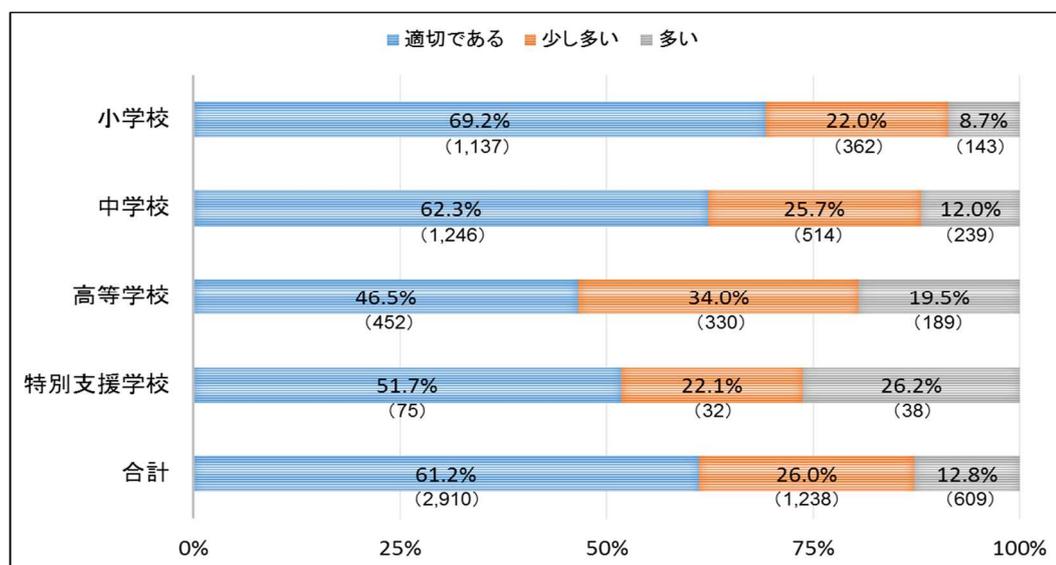
【図 2-17】 契約手続の業務量



s. 請求手続の業務量

合計では 61.2%が「適切である」と回答した。しかし、26.0%は「少し多い」、12.8%は「多い」と回答し、合わせて 38.8%は業務量が多いと感じていることから、事務の簡素化を推進する必要があるものと考えられる。【図 2-18】参照

【図 2-18】 請求手続の業務量



t. 災害共済給付制度に加入している設置者が加入している他保険

合計では「修学旅行の民間旅行保険(55.8%)」に加入しているとの回答が最も多く、「PTA 共済(21.5%)」、「スポーツ安全保険(13.5%)」、「災害共済給付への加入を条件に災害共済給付金に上乗せする民間保険(11.3%)」が続いた。(【表 2-6】参照)

また、自由記載では学校の種類を問わず、「民間の傷害保険」、「自転車保険」、「全国市長会の保険」という回答も複数あった。

【表 2-6】 災害共済給付制度に加入している設置者が加入している他保険(複数選択可)

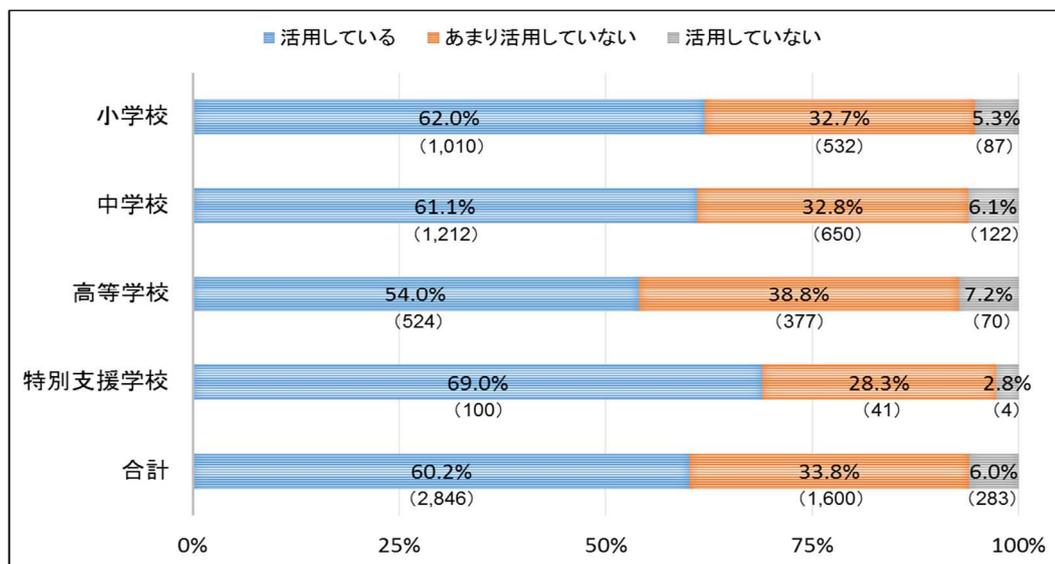
	災害共済給付への加入を条件に災害共済給付金に上乗せする民間保険	スポーツ安全保険	PTA 共済	修学旅行の民間旅行保険
小学校	164 (10.0%)	248 (15.1%)	415 (25.2%)	811 (49.3%)
中学校	223 (11.1%)	275 (13.7%)	435 (21.6%)	1,099 (54.7%)
高等学校	134 (13.7%)	112 (11.5%)	131 (13.4%)	682 (69.8%)
特別支援学校	19 (12.9%)	8 (5.4%)	45 (30.6%)	72 (49.0%)
合計	540 (11.3%)	643 (13.5%)	1,026 (21.5%)	2,664 (55.8%)

(注) 括弧内は加入している設置者数に対する割合を表す。

u. JSC が提供する資料を活用しているか

合計では 60.2%が「活用している」と回答したが、33.8%が「あまり活用していない」、6.0%が「活用していない」と回答しており、改善の余地はあると考えられる。(【図 2-19】参照)

【図 2-19】 JSC 提供資料の活用状況



v. 日本スポーツ振興センターが提供する資料等をどのように活用しているか

「事故防止対策」や「教員で回覧」などの目的で活用している様子が見える。また、「学校へ配布」や「生徒への周知、授業で活用」という形で活用しているとの回答も多かった。（【表 2-7】参照）

【表 2-7】 日本スポーツ振興センター提供資料の主な活用方法

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
事故防止対策	27.2% (275)	25.1% (304)	18.5% (97)	18.0% (18)
学校へ配布	19.3% (195)	17.9% (217)	5.3% (28)	11.0% (11)
教員で回覧	19.3% (195)	21.3% (258)	30.3% (159)	46.0% (46)
保護者へ配布	11.4% (115)	8.5% (103)	5.7% (30)	2.0% (2)
生徒への周知、授業で活用	10.2% (103)	12.6% (153)	21.8% (114)	10.0% (10)
統計資料として活用	6.4% (65)	6.2% (75)	5.2% (27)	7.0% (7)
保健指導で活用	5.6% (57)	7.7% (93)	13.0% (68)	11.0% (11)

(注) 例えば、「学校へ配布して、事故防止対策で活用」という回答の場合は、上表の「事故防止対策」および「学校へ配布」の両方にカウントしている。また、括弧内は実数を表す。

w. JSC が提供する資料等を活用していない理由

「使用する機会がない」や「多忙であり時間がない」などを理由にあげている回答が多かったが、「存在を知らない」、「部数が少ない」という回答もあった。（【表 2-8】参照）

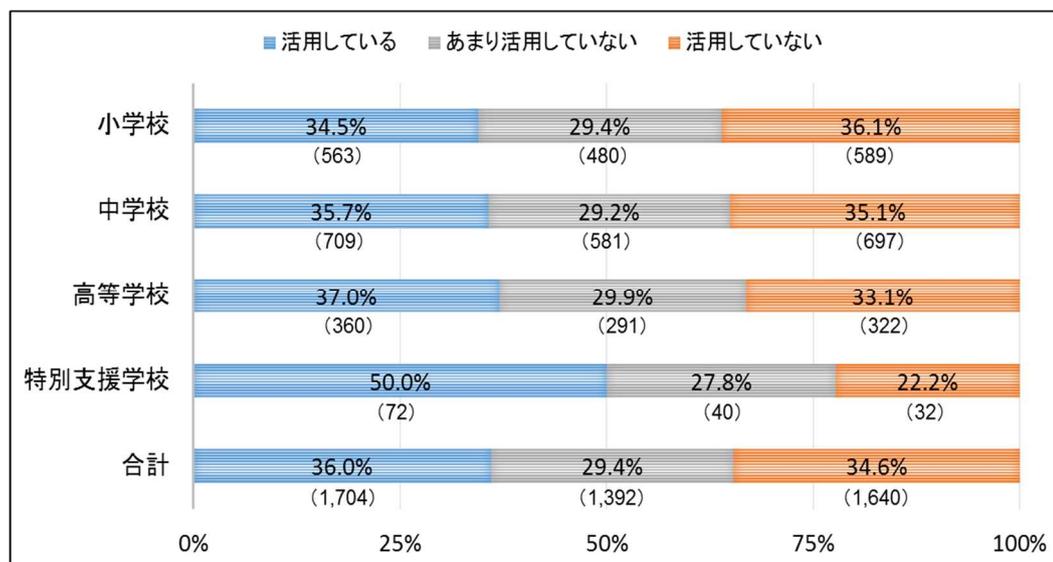
【表 2-8】 JSC 提供資料を活用していない主な理由

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
使用する機会がない	17.8% (110)	18.5% (143)	20.8% (93)	24.4% (11)
多忙であり時間がない	17.0% (105)	20.3% (157)	23.5% (105)	11.1% (5)
あまり参考にならない	5.3% (33)	4.8% (37)	7.6% (34)	24.4% (11)
存在を知らない	2.1% (13)	1.9% (15)	2.2% (10)	6.7% (3)
部数が少ない	1.3% (8)	1.3% (10)	1.3% (6)	0.0% (0)

x. JSC の制度説明会、研修会等を活用しているか

合計では 36.0%が「活用している」と回答したが、29.4%は「あまり活用していない」と回答し、34.6%は「活用していない」と回答している。改善の余地は JSC 提供の資料等以上にあると考えられる。（【図 2-20】参照）

【図 2-20】 JSC の制度説明会、研修会等の活用状況



y. JSC の制度説明会、研修会等をどのように活用しているか

「制度の理解」、「説明会に参加している」や「実務への参考」に活用しているとの回答が多かった。（【表 2-9】参照）

【表 2-9】 JSC の制度説明会、研修会等の主な活用方法

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
制度の理解	44.6% (251)	43.2% (306)	42.8% (154)	31.9% (23)
説明会に参加している	23.6% (133)	24.5% (174)	18.3% (66)	15.3% (11)
実務への参考	13.3% (75)	13.0% (92)	19.4% (70)	13.9% (10)
情報共有	9.6% (54)	10.2% (72)	10.6% (38)	18.1% (13)
保護者への周知	1.6% (9)	1.7% (12)	3.6% (13)	1.4% (1)

(注) 括弧内は実数を表す。

z. JSC の制度説明会、研修会等を活用していない理由

どの学校種も「日程が合わない」との回答が最も多かった。次いで「開催場所が遠い」、「存在を知らない」、「特に必要としていない」などの理由により活用していないとの回答があった。（【表 2-10】参照）

【表 2-10】 JSC の制度説明会、研修会等を活用しない主な理由

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
日程が合わない	33.9% (362)	39.2% (501)	46.8% (287)	40.3% (29)
開催場所が遠い	14.3% (153)	14.0% (179)	9.3% (57)	9.7% (7)
存在を知らない	8.7% (93)	7.1% (91)	6.0% (37)	6.9% (5)
特に必要としていない	8.6% (92)	8.0% (102)	8.5% (52)	16.7% (12)
ハンドブック、直接の問合せ等で十分間に合っている	5.1% (55)	4.4% (56)	3.9% (24)	2.8% (2)
予算がない	3.7% (40)	3.8% (48)	1.0% (6)	1.4% (1)

(注) 例えば、「場所が遠く、日程が合わない」という回答の場合は、上表の「日程が合わない」および「開催場所が遠い」の両方にカウントしている。また、括弧内は実数を表す。

aa. 学校の教職員からの声

「良い制度である」と回答したなかでは「生徒同士の悪ふざけでも補償される」、「学校管理下中全般を補償してくれる」、「部活動でも補償される」に多くの回答が挙げられた。

「困る点、要望」としては、「補償対象となる事案かどうか迷う」、「医療費助成制度との関係が煩雑、誤りが多い」、「事務処理を簡素化して欲しい」や「給付範囲を拡大して欲しい」との回答があった。（【表 2-11】参照）

【表 2-11】 学校の教職員からの代表的な意見

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
良い制度である (下記は記載されていた具体的な良い点)	285	418	333	29
生徒同士の悪ふざけでも補償される	68	100	62	7
学校管理下中全般を補償してくれる	47	47	32	5
部活動でも補償される	11	141	122	0
困る点、要望				
補償対象となる事案かどうか迷う	77	94	58	4
医療費助成制度との関係が煩雑、誤りが多い	37	38	11	3
事務処理を簡素化して欲しい	36	70	40	4
給付範囲を拡大して欲しい	27	36	34	5

(注)これ以降の質問は自由記載であり回答数が少ないため、割合の表示はしていない。

ab. 契約時の制度説明の際の保護者からの声

どの学校種も「制度がわかりにくい」との声が最も多かった。次いで、「医療費助成との関係が難しい」、「加入する必要はないのではないか」、「資料や制度説明がわかりやすい」との声があった。（【表 2-12】参照）

【表 2-12】 契約時の制度説明の際の保護者からの代表的な声

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
制度がわかりにくい	48	43	37	7
医療費助成との関係が難しい	25	17	6	6
加入する必要はないのではないか	19	19	18	6
資料や制度説明がわかりやすい	12	11	6	0
手続きが複雑	9	8	4	2
医療費の一時的な負担が嫌だ	8	9	1	0
掛金が負担である	3	5	9	4

ac. 給付を受けた保護者からの声

どの学校種も「給付金は非常に助かる」の声が多く集まった。その一方で「給付金が少ない、一部出ないことへの不満」、「給付金を受けるまでに時間がかかる」、「添付書類が多い、記入が手間」との声もあった。なお、給付金に対する不満としては、「歯の自由診療」や「松葉杖のレンタル料」などの意見が複数あった。（【表 2-13】参照）

【表 2-13】 給付を受けた保護者からの代表的な声

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
給付金は非常に助かる	216	277	241	19
給付金が少ない、一部出ないことへの不満	46	52	37	4
給付金を受けるまでに時間がかかる	41	44	29	5
添付書類が多い、記入が手間	36	36	24	4
医療費の一時負担が困る	17	12	2	1
高額療養制度や記入用紙がわかりづらい	12	17	15	1

ad. 災害共済給付事業の給付条件や給付水準で改善して欲しい点

「給付条件」については、「全般的に拡大して欲しい」、「歯に対する給付を拡大して欲しい」や「眼鏡、物損を補償して欲しい」の意見があった。

「給付水準」については、「医療費 5,000 円以上の条件の引き下げ」の意見が多かった。（表 2-14 参照）

【表 2-14】 災害共済給付事業の給付条件や給付水準における代表的な改善要望

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
給付条件	全般的に拡大して欲しい	20	18	11	2
	歯に対する給付を拡大して欲しい	26	22	18	4
	眼鏡、物損を補償して欲しい	10	11	11	0
	その他の拡大	16	17	13	2
給付水準	全般的な拡大	14	24	21	2
	医療費 5,000 円以上の条件の引き下げ	58	57	29	8

ae. その他、災害共済給付事業全般への意見

「良い制度である」の声が多く集まったが、「事務の簡素化」を望む声も多く上がった。  
 (【表 2-15】参照)

なお、「事務の簡素化」の意見では「公費負担医療制度記入欄」を使用した場合に記入するのではなく、使用の有無を記入するように改善して欲しい(記入漏れの確認が不要になるため)という意見が複数あり、「医療費助成制度の棲み分けに関するもの」では「医療費助成制度を使用している自治体と災害共済給付制度を使用している自治体で掛金が同じなのは不公平である。」という意見も複数あった。

【表 2-15】 その他、災害共済給付事業全般への代表的な意見

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
良い制度である	100	107	57	9
事務の簡素化	89	121	108	15
医療費助成との棲み分けに関するもの	62	62	17	5
センターが親切	24	28	19	1
「医療等の状況」(負傷・疾病証明書類)の書き方について医療機関に周知してほしい	20	25	17	1
「医療等の状況」(負傷・疾病証明書類)の医療機関の証明が有料なのは困る	10	9	5	1
保護者の医療費の一時的な負担が困る	7	4	1	0

4. アンケート調査の分析

アンケートの回答からは、現在の災害共済給付制度について、学校設置者は概ね満足していると考えられる。

したがって、現在の災害共済給付制度の内容(事務の分担、掛金水準、給付条件、給付水準等)に大きな問題点が見られるという訳ではないと考えられる。

ただし、日本スポーツ振興センターの資料や制度説明会等の活用については、活用している割合が低く、改善の余地はあると考えられる。

また、業務量が大きいと感じている学校設置者も一定程度あり、今後とも事務の簡素化を推進する必要があるものと考えられる。

さらに、地方自治体の医療扶助の使用の棲み分けについては、将来的に災害共済給付制度の

使用に統一することを検討することが考えられる。

#### 【全学校設置者に対する質問】

アンケートによると、株立は少し低い(75.0%)ものの8学校設置者のうち2学校設置者が未加入であり、件数ベースで見ると未加入者が多いわけではないと考えられる。学校種合計では98%以上の学校設置者が災害共済給付制度に加入しており、高い加入率であることが確認できた。

#### 【災害共済給付制度に未加入の学校設置者に対する質問】

未加入の35学校設置者に対して行った未加入の理由の質問では、「民間の保険で十分である」との回答が最多であった。また、私立では「掛金が高い」との回答をしている学校設置者が5つあった。

災害共済給付制度に未加入の学校設置者は、スポーツ安全保険と修学旅行の民間旅行保険に加入している学校設置者(特に私立)が多く、また、一部はPTA共済に加入していた。

#### 【災害共済給付制度に加入している学校設置者に対する質問】

- (1) 加入している設置者の99.0%という非常に高い水準にて災害共済給付制度は有益であると回答している。もっとも低い特別支援学校でも98.0%の水準であることから、全体的に有益であると捉えていると考えられる。

学校設置者が有益であると考えている理由として、90%程度の学校設置者が「保護者の医療費負担が軽減される」と回答している。また、71.9%の学校設置者は「教職員が安心して指導ができる」と回答し、59.3%の学校設置者が「保護者のとのトラブル回避」と回答していることから、学校設置者は教職員や保護者の負荷・負担を和らげる目的で使用されていることがうかがえる。

学校設置者のほとんど全てで現状の災害共済給付制度を良い制度と考えていると考えられる。

- (2) 保護者からの加入同意については、国公立、私立、株立でも違いはあるが、「入学時のみ取得している」という回答が50%前後で最も多くなっており、「毎年取っている」という回答は学校種ごとに見ると最大でも特別支援学校の23%程度である。

一方、通知等による加入にかかる説明のみで加入同意を取っていないという学校設置者も小学校、中学校、高等学校では30%を超えている。この結果が、災害共済給付制度を「ほとんどの保護者が理解している」と回答した学校の設置者の割合が80%程度の低い水準であるという結果につながった可能性がある。

学校設置者が災害共済給付制度を有益であると考えている理由の一つに「保護者の医療費負担が軽減される」とあったが、保護者の理解に関する回答を見る限り災害共済給付制度

の有益性が保護者に十分に伝わっていない可能性もある。

- (3) 学校設置者が契約・給付金手続の事務を行うことについては、97%の学校設置者が「妥当」もしくは「やむを得ない」と考えており、事務手続については一定の理解を示していることが見受けられる。

一方で、その業務量が適切であると回答した学校設置者は、契約手続は 70%程度、請求手続は 60%程度であり、残りの学校設置者は業務量が「少し多い」または「多い」と回答している。学校設置者が事務手続を行うことについて一定の理解はあるものの、その業務量が多いと感じている学校設置者が多くいるように考えられる。

また、自由記載の中でも事務の簡素化を望む声があったことを踏まえると、災害共済給付制度に関する業務が多少なりとも学校教諭の負担になっていると推測される。

- (4) 共済掛金の水準および給付金が支払われる災害の範囲については、90%前後の学校設置者が「妥当」と回答しており、現在の掛金水準や給付金が支払われる災害の範囲について多くの学校設置者が現行の内容に満足しているものと考えられる。

その一方で、「高い」と回答した学校設置者は 4.7%であり、少数であるものの、未加入の理由として掛金水準が高いと回答していた学校設置者もあることから、掛金水準について学校設置者のニーズと合致していないケースもあることが予想される。

- (5) 医療費(負傷・疾病)の給付金額については、97.1%の学校設置者が「妥当」と回答しており、また、医療費(負傷・疾病)が 4/10 給付されることについても、87.5%の学校設置者が「有益」であると回答していることから、ほとんどの学校設置者が現行の給付水準に満足しているものと考えられる。

一方で、給付期間(初診から 10 年)については全体では 85%程度の学校設置者が妥当と回答しており、多くの学校設置者が現行の内容に満足していると考えられるものの、高等学校では「妥当」と回答した学校設置者は 76.4%であり、21.8%の学校設置者が「長い」と回答している。その他の学校種別でも、10%前後の学校設置者が「長い」と回答している学校種別がある。詳細な理由は不明であるが、卒業後も継続して事務手続きを行うことが負担になっている可能性もあると考えられる。

障害見舞金の金額については 90%程度の学校設置者が「妥当」と考えており、死亡見舞金の金額については 84%程度の学校設置者が「妥当」と考えている。多くの学校設置者が現行の金額の水準に満足していると考えられるが、高等学校では死亡見舞金の金額を「妥当」と考えている学校設置者は 76.5%であり、他の学校種別よりも低い水準となっている。

(6) 災害共済給付と地方自治体の医療扶助の使用の棲み分けについては、学校種別合計で58.6%の学校設置者が災害共済給付制度を使用しているとの回答であったが、こども医療費助成を使用しているという回答が13.0%、どちらを使用するか決めていないという回答も28.4%あった。

学校種別ごとに見ると、小学校、中学校は災害共済給付制度を使用すると回答した学校設置者の割合が60%前後であり、どちらを使用するか決めていない学校設置者の割合は20%台であった。一方で、高等学校および特別支援学校は小学校または中学校よりも災害共済給付制度を使用すると回答した学校設置者の割合が小さくなり、どちらを使用するか決めていない学校設置者の割合が大きくなっている。

結果として、災害共済給付制度と地方自治体の医療扶助のどちらを使用するかについては統一されていないことが確認できた。

一方で、自由記載の回答では、医療費助成との棲み分けに関する意見も多く、例えば以下のような意見があった。

- ・ 医療費助成を使用している自治体と災害共済給付制度を使用している自治体の掛金が同じであるのは不公平である。
- ・ 災害共済給付制度を使用するように指導しているが、窓口での一時的な負担が困難な場合にはこども医療費助成を使用する保護者もいる。
- ・ 同様に医療費が少額の場合は、手続きが大変なのでこども医療費助成を使用する保護者もいる。
- ・ こども医療費助成を使用したかどうかの確認作業が非常に大変である。

これらを勘案すると、以下の点を将来的に検討することが考えられる。

- ・ 自治体間の掛金負担の公平性の観点からは、災害共済給付制度の掛金が自治体間で同じであるならば、災害共済給付制度の対象となる事故については全て災害共済給付制度を使用することが望ましいと考えられる。
- ・ しかしながら、こども医療費助成と比較すると、災害共済給付制度では窓口での一時的な負担が発生することや多数の書類を記載する必要があることなど、利便性で見劣りする点がある。
- ・ あくまでも利用するのは保護者であることを考えると、必ず災害共済給付制度を使用するようにすることは現実的には難しいものと考えられる。
- ・ そこで、災害共済給付制度を使用する場合であっても、可能な限りこども医療費助成と同程度の利便性(例えば、労災の仕組みを参考に窓口での一時的な負担をなくすことの検討や現在一ヶ月単位で作成している医療等の状況を、診療期間を通して一回にして書類負担を少しでも軽くできるかどうかの検討を行う等)を確保した上で、災害共済給付制度を使用するように徹底することが考えられる。

- (7) 学校設置者が災害共済給付制度以外に加入している保険に関する質問では、学校種別合計でみると半数以上の学校設置者が修学旅行の民間旅行保険に加入しているとの回答であった。
- (8) 日本スポーツ振興センターが提供する資料については、「活用している」と回答した学校設置者は60%程度であり、活用方法にあるように様々な用途に活用できる有用な資料であると考えられるものの、活用されている割合はそれほど多くないという結果であった。
- 活用していない理由としては、「使用する機会がない」と「多忙であり時間がない」という回答が多かった。なお、活用方法は様々であり、「事故防止対策」や「教員で回覧」する等で活用している学校設置者が多かった。「使用する機会がない」との回答もあることから、資料提供時に活用方法例を提示することで学校設置者の活用状況を改善できる可能性があると考えられる。
- (9) 日本スポーツ振興センターの制度説明会、研修会等については、さらに活用している割合は低くなっており、「活用している」と回答した学校設置者は36%であり、改善の余地があるものと考えられる。
- 活用していない理由として、「日程があわない」という回答が最も多かったが、「存在を知らない」という回答もあり、学校設置者に対する周知を徹底することで、「活用している」学校設置者を増加させることができる可能性があると考えられる。
- なお、活用方法としては、「制度の理解」のために活用しているという回答が最も多かった。
- (10) 学校の教職員からの声としては、良い制度であるという意見が多く、中学校、高等学校では部活動でも補償される点が評価されている。
- 一方で、「補償対象となる事案かどうか迷う」という回答や「事務処理を簡素化して欲しい」という回答もあった。
- 概ね、現行の内容に満足しているのではないかと考えられる。
- (11) 保護者からの声では、契約時の制度説明で「制度がわかりにくい」という回答や「医療費助成との関係が難しい」という回答があった。
- 給付を受けた保護者からは、「給付金が非常に助かる」という声が多い一方で、「給付金が少ない、一部出ないこと」、「給付金を受けるまでに時間がかかること」に対する不満もある。
- 全体としては、満足している保護者が多いものと推測される。
- (12) 給付条件や給付水準で改善して欲しい点としては、給付条件に関する点もあったが、医療費5,000円以上の条件を引き下げて欲しいという意見が相対的に多かった。

(13) その他、災害共済給付事業全般への意見では、「良い制度である」という声が多い一方で、「事務の簡素化」を望む声も多い。

事務の簡素化では、公費負担医療制度記入欄が未記入の場合に、記入漏れを疑って常に確認を行っていることが業務量増加につながっているため、使用の有無を記入するように改善して欲しいという声が複数あった。

## 第3章 ヒアリング調査

### 1. 目的

アンケート調査において、現行の災害共済給付制度の内容については、学校設置者にとって大きな問題点がないことが確認できた。

そこで、現行の災害共済給付制度の内容をそのまま民間(生命保険会社、損害保険会社および共済団体)(以下、「民間生保等」)にスライドした場合に存在する問題点等を把握する観点からヒアリングを行った。

### 2. ヒアリング調査の前提

現行の災害共済給付制度の内容をそのままスライドする前提とした。これは前項の目的にも記載した通り、アンケート調査において現行の災害共済給付制度の内容が学校設置者にとって大きな問題点がないことが確認できたことが理由である。前提条件の詳細は以下のとおりである。

- ・現行の補償内容(学校管理下中の負傷・疾病、障害、死亡に対して給付金を支払う。)を維持する。
- ・現行の掛金を維持する。(掛金維持のために、補助金を導入する。)
- ・加入前には保護者から同意を取り付ける必要があり、入学時または入学後に取り付けている。
- ・毎年5月31日が契約の締結期限である。そのため、契約の計上は毎年5月～6月頃となる。
- ・加入者数は16,914,422人(平成27年度)、給付件数は2,108,161件(平成27年度)
- ・契約手続きの一部(加入者数の確認、保護者からの加入同意の取得、加入名簿の作成等)、請求手続き(請求書類の作成)は学校教諭、学校の設置者(教育委員会等)が行う。
  - \* 医療機関からの証明書は保護者が学校に提出する。
- ・契約締結を拒絶するための理由が決まっており、既往症がある場合であっても引き受けを行う必要がある。
  - \* 拒絶理由
    - 一 当該災害共済給付契約を申込み児童生徒等の数が、当該児童生徒等が在学する学校の児童生徒等の総数に比べて著しく少ないこと。
    - 二 当該災害共済給付契約の申込みが契約締結期限(5/31)の経過後に行われること。
    - 三 免責の特約を付する場合に、災害共済給付契約に係る児童生徒等の一部につき免責の特約を付する申込みが行われること。
- ・学校関係者等の事故防止対策のために、実際の事故報告事例に基づいた情報提供(統計情報、過去事例のデータベース検索、広報誌発行、講習会等)を行う。(学校安全支援業務)

### 3. ヒアリング調査の内容

#### (1) ヒアリング先

ヒアリング先は、生命保険会社、損害保険会社および共済団体ごとに以下のとおり<sup>4</sup>である。

生命保険会社	生命保険会社 A 社
損害保険会社	業界団体 B
共済団体	共済団体 C、D、E

ヒアリング先の選定に関しては、それぞれの業界団体と打ち合わせを行った際に、ヒアリング先として最も適切と考えられる会社等を推薦していただき決定した。

#### (2) ヒアリング内容

災害共済給付制度を民間生保等で実施する上での問題点と考えられる事項について、ヒアリングを行った。なお、ヒアリング内容については、事前にそれぞれの業界団体と調整を行った上で、決定した。

具体的な質問項目は資料 2 をご参照願いたい。

#### (3) ヒアリング方法

あらかじめ作成したヒアリング用紙をヒアリング先に電子メールで送信し、回答を記入し、電子メールで返信いただいた。その後、不明点等を電話で確認した。

### 4. ヒアリング調査の結果

調査の結果は以下に記載するとおりであるが、生命保険会社は災害共済給付事業の形態と類似性が見られる団体保険<sup>5</sup>を前提にしている。

また、共済団体は 3 団体にヒアリングを行っているため、回答の横に括弧書きでどの共済団体からの回答なのかを記載している。

#### (1) 保険金支払事由が 4 種類程度の新商品を開発するために平均的に必要な期間

民間生保等では、現在の災害共済給付制度と同一の保障内容の商品は存在しない。そのため、民間生保等で災害共済給付制度を実施するためには、監督官庁に認可申請を行い、商品認可を取得する必要がある。また、商品を販売するための事務処理やシステム開発を行う必要があり、商品認可、事務処理策定およびシステム開発の全てが終了して初めて商

<sup>4</sup> 回答内容に個社企業秘密がある可能性もあることから、具体的な社名の公表は控えることとした。

<sup>5</sup> 団体保険は主に法人向けの保険であり、生命保険会社は他に個人向けの商品である個人保険を販売している。

品を販売することができる。

そこで、この質問では実際に商品認可の取得や事務処理・システムの開発にどの程度の期間が必要かを把握する観点で、災害共済給付制度と給付金の種類の数が同じ(給付金の種類の数は4種類)一般的な商品を開発するために平均的に必要な期間をヒアリングした。

回答の詳細は、【表 3-1】のとおりであるが、平均的に必要な期間が最も短い業界は共済団体で1.5年程度<sup>6</sup>という結果であり、必要な期間が最も長い業界は損害保険であり2～3年以上という結果であった。

なお、下記の回答はあくまでも平均的な期間であり、給付金の支払事由や支払方法に前例がないような商品等の場合は認可取得のための監督官庁の商品審査や事務処理・システム開発等の期間が想定よりも長くなる可能性がある点、ご留意いただきたい。

【表 3-1】 給付金支払事由が4種類程度の新商品を開発するために平均的に必要な期間に関する質問への回答

生命保険	商品認可の取得:1年7ヶ月以上 (注)新商品等の開発案の策定から認可取得までの期間 事務処理策定:最低1年 システム開発:最低2年
損害保険	商品認可の取得:1年以上 事務処理策定:2～3年以上 システム開発:2～3年以上 (注)従来どおりの損保商品(例えば傷害保険)を開発するための期間の目安。ただし、商品内容によって各期間の長短がある。
共済団体	商品認可の取得:半年～1年程度 事務処理策定:1年程度 システム開発:1年～1.5年程度 ※上記はC,D,Eの回答をまとめている。

<sup>6</sup> 商品認可の取得、事務処理策定、システム開発は並行して行うことができると考えられるため、これらの期間で最も長い期間を商品開発に必要な期間とみなした。

## (2) 災害共済給付制度を実施する場合、問題点となり得ると考えられる事項

### ① 商品内容

#### a. 同一の給付金支払事由の商品とするための問題点

民間生保等では販売できる保障内容や給付金額の限度額等が保険業法や消費生活協同組合法等で制限されている場合がある。

また、法令等で制限されていない場合であっても、現行の実務に照らして考えた場合に商品開発の問題点となり得る事項がある可能性がある。

そこで、これらの事項を洗い出す観点でヒアリングを行った。

回答の詳細は【表 3-2】の通りであるが、保険業法等の規定やモラルリスク防止の観点から、現行と同一の給付金支払事由の商品を生命保険会社で開発することは困難であるとの回答であった。

また、損害保険会社においても、保険業法の生損兼営禁止の規定<sup>7</sup>により、同一の給付金支払事由の商品を販売することは難しいとの回答である。

共済団体においては、給付金支払事由について法令等で制限があるとの回答はなかったが、死亡見舞金の金額(現行は 2,800 万円)について、自主規制の適用除外の検討を行う必要がある。

なお、損害保険業界からは、損害保険で引き受けられる部分(疾病による死亡見舞金以外)のみ開発する場合(この場合は死亡見舞金を生命保険会社または共済団体で開発)であっても、検討課題が多いという回答があった。この方法<sup>8</sup>は仮に検討課題が解決した場合であっても、保障内容によって請求する会社が異なることになり、学校設置者にとって混乱が生じる可能性もあり、またシステム開発コストも二重に生じることとなりコスト削減につながらないため、現実的ではないと考えられる。

【表 3-2】 同一の給付金支払事由の商品とすることの問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体保険は主に被用者等を対象とし、被保険者(本人)の年齢は 15 歳以上と定められているため、団体保険の仕組みを活用し現行制度のままの保険化は困難。</li><li>・傷害、疾病への給付は生命保険会社では、定額保障とするのが一般的。医療費に応じた支払いを行う商品の開発にあたっては、整理すべきことが多い。</li></ul>
------	---

<sup>7</sup> 保険業法第 3 条第 3 項で生命保険業免許と損害保険業免許は同一の者が受けることができない旨が規定されている。また、同条第 4 項および第 5 項で生命保険業と損害保険業で引き受けられる保険が規定されており、人の死亡に関し一定額の保険金を支払う保障は生命保険業のみで引き受けられると規定されている。

<sup>8</sup> 上記は、損害保険会社と生命保険会社または共済団体で開発する例であるが、生命保険会社と共済団体で開発する場合も同様と考えられる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険では、通院の発生頻度や、モラルリスク防止の観点等から、通院費用のみを全て保障する商品は現状では開発困難と考える。</li> <li>・保険業法等では、被保険者が 15 歳未満の死亡保険は、限度額を設けるように定められている。現状、当社では、1,000 万円の限度額を設定している。</li> </ul>
損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は生保と損保の特徴を兼ね備えているが、保険業法で生損兼営は禁止されているため、損保のみで本事業と同一の保険金支払事由の商品開発はできない。</li> <li>・仮に傷害保険のみを対象とした取扱いとする場合であっても、一般的な傷害保険と異なる点(補償内容・免責事項等)について取扱いを整理する必要があり、募集方法や支払体制(後述)などの課題もあるため、商品開発は困難であると考ええる。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求事由が煩雑。(C)</li> <li>・こどもの死亡保障については金額を自主規制しており、適用除外の検討が必要。(D)</li> <li>・学校内の災害に限定されるので、発生件数は相当低いと考えられるが、死亡見舞金がかかなり高額な印象を受ける。(E)</li> </ul>

b. 同一の掛金とするための問題点

給付金支払事由と同様に掛金も同一とする必要があることから、同一の掛金とできるかの観点からヒアリングを行った。

生命保険会社からは契約者単位(学校設置者単位)で計算されることになり、学校種別ごとに統一された掛金にはならないとの回答であった。

損害保険会社からは利益等<sup>9</sup>を想定した場合に同一の掛金とはならない<sup>10</sup>と思われるとの回答であった。

また、共済団体からは掛金算出の基礎となる統計データの有無を問う回答や、保護者・国・学校設置者全体の負担(各々の負担費用、運営・学校安全支援業務等にかかる負担等)と収支を把握し、将来的にその負担がどうなるのかという点も考慮が必要であるとの回答があった。

回答の詳細は【表 3-3】の通りである。

<sup>9</sup> 現行の災害共済給付制度では利益を見込んだ掛金となっていないと想定されるが、民間生保等で販売する商品では一定の利益を見込んで販売することが一般的である。

<sup>10</sup> 仮に利益以外の要素が同じだった場合は掛金が増加することになり、掛金を同一とするためにはより多くの国費の投入が必要になる。

【表 3-3】 同一の掛金とすることの問題点への回答

生命保険	・契約者が自治体もしくは学校法人という単位では、それぞれの加入人数により契約者単位で保険料が計算され、保険料が統一されない。
損害保険	・現行掛金の算出根拠がわからないため、同一の保険料とすることができ るかどうかはわからない。 ・現行制度で投入されている国費や、現行制度で織り込まれていない保 険会社の利益等を想定すると、同一の保険料とはならないと思われる。
共済団体	・掛金算出の基礎となる統計データが存在するか不明である。(C) ・掛金を同一とするためには、共済事由ごとの危険率、事業費や想定され る加入規模など基礎となるデータをもとに精査する必要がある。(D) ・保護者・国・学校設置者が負担して成立している事業であるため、全体 の負担(各々の負担費用、運営・学校安全支援業務等にかかる負担等) と収支を把握し、将来的にその負担がどうなるのかという点も考慮が必 要。(D) ・現行の実績数値をベースにせざるを得ない。(E)

## ② システム開発

### a. 開発スケジュール

一般的な商品のシステム開発に必要な期間については、(1)でヒアリングを行っているが、災害共済給付制度を実施する場合の開発スケジュールに関して問題点の有無を把握する観点からヒアリングを行った。

なお、災害共済給付制度のシステム開発要件が明確でないこと、仮に明確であった場合であっても具体的なシステム開発期間の算定には多大な算定ロードがかかることから具体的な開発期間に関しては質問を行っていない。

生命保険会社からは、各年度のシステム等の予算が決まっているため突発的な開発は困難で、開発までに数年間を要すると考えられるとの回答であった。

損害保険会社からも同様に、システム開発のスケジュール化は難しい可能性があるとの回答であった。

共済団体については、一部の共済団体からは災害共済給付制度の契約件数(約1,700万件)を受け入れるシステム開発は困難であるとの回答であった。

回答の詳細は【表 3-4】の通りである。

【表 3-4】 システム開発スケジュールの問題点への回答

生命保険	・各年度のシステム等の予算が決められているため、突発的な開発は困難であり、実際の開発までには数年間を要すると考えられる。
損害保険	・開発スケジュールを立てるためには、システム開発要件を明確にする必要がある。 ・年間のシステム開発案件は前年度にエントリーしスケジュール化するのが一般的であり、急に販売開始日が決まってもスケジュール化できない可能性がある。
共済団体	・既存共済でのシステム開発対応だけでスケジュールが詰まっており、新たにこれだけの契約件数を受け入れるシステム開発は困難。(C) ・システム開発規模は、事務処理が明確にならないと算定が困難。(D)

b. システム負荷

災害共済給付制度は約 1,700 万人(平成 27 年度)が加入している制度である。

これだけの多くの加入者が一つの共済に加入する場合、一般的な商品と比較してシステム負荷が大きくなり、開発に長期間を要する可能性がある、または開発コストが膨大になる可能性があるため、システム負荷に関する問題点の有無を把握する観点からヒアリングを行った。

生命保険会社からは、現在のシステム・事務体制では引き受けることが困難と思われるとの回答があった。

損害保険会社からは、初期コストが数億円規模になる可能性があるとの回答や契約計上時期の集中<sup>11</sup>に対応するシステム構築を行う必要があることから、さらなるシステムコスト増加の懸念があるとの回答があった。

共済団体からは簡易なシステムが望ましいものの、それなりの管理が必要になると思われるとの回答があった。

回答の詳細は【表 3-5】の通りである。

【表 3-5】 システム負荷の問題点への回答

生命保険	・システムに係る負荷は大きくなると想定される。 ・開発コスト、開発期間等が想定より大きめに変更になることや事務体制への影響があるため、現在のシステム・事務体制では引き受けることが困難と思われる。
------	--

<sup>11</sup> 募集締め切りが 5 月末日であるため、契約内容のシステム計上(契約内容のシステムへのインプット)の時期が 5 月から 6 月に集中することが想定される。

損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,700 万契約のデータ管理のためには新たなサーバ購入が必要となり、数億円規模の初期コストが必要になる可能性がある。</li> <li>・契約計上時期が集中するとシステム負荷が大きくなるが、それに対応するシステム構築のために、さらにシステムコストが膨らむ懸念がある。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易なシステムによる対応を検討することが望ましいが、年間 200 万件超の共済金支払が予定されること、負傷・疾病に関する医療費の支給期間が支給開始後 10 年とされていることなどから、それなりの管理が必要となると思われる。(D)</li> </ul>

### ③ 募集行為

#### a. 募集スケジュール

現行の災害共済給付制度の契約締結は 5 月<sup>12)</sup>に行っている。学校設置者へのアンケート調査からも約 30%の学校設置者が契約手続の業務量を「少し多い」または「多い」と感じているが、契約を受け入れる民間生保等においても、学校設置者および学校教諭の協力があつたとしても 5 月に募集を行うことは非常に大きな負荷となる可能性がある。

そこで、契約募集のスケジュールに関する問題点の有無を把握する観点からヒアリングを行った。

生命保険会社からは、現行実務通りの対応を行う場合は学校設置者への事務負荷が発生するとともに、契約の更新手続きに最低 2 ヶ月必要になるとの回答があつた。

損害保険会社からは、契約更新手続きと契約計上を 2 ヶ月で行うのは困難であるとの回答があつた。

共済団体からは、募集は困難と回答した共済団体もある一方で、対応が可能と回答した共済団体もあつた。

回答の詳細は【表 3-6】の通りである。

【表 3-6】 募集スケジュールの問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約更新のタイミングで契約者を通じ行っている契約更新のご案内を 4 月に実施することは、加入者異動(卒業、入学、転校等)が膨大に発生すると思われるため、困難かつ、学校設置者に相当な事務負荷(異動反映対応)が発生すると考えられる。</li> <li>・現行実務では、契約更新手続きに最低 2 ヶ月以上必要となる。</li> <li>・保険業法施行規則の規定に該当しない場合は、意向把握を行う必要がある。</li> </ul>
------	---

<sup>12)</sup> 加入同意の取得は 5 月よりも前に行っているケースが多いと考えられる。

損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行と同じ体制(学校教諭が募集業務を一部行う)で募集業務を行うかどうかの整理ができてからでないと、スケジュールの検討は難しい。</li> <li>・仮に現行と同じ体制で募集業務を行うとしても、年度初めに約 1,700 万件の契約更新手続きおよび契約計上を 2 ヶ月間で実施するのは保険会社にとって大きな負担であり、対応が困難であると考える。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存共済の募集以外に人数を割くことが困難。(C)</li> <li>・発効日(毎年 6 月 1 日)までに、同意書を学校でとりまとめて当会へ提出されれば対応は可能と考える。(D)</li> <li>・学校側に一定の取りまとめをお願いする形式になると考える。(E)</li> </ul>

b. 学校教諭が募集業務の一部を行う点について

現行の災害共済給付制度では学校教諭が契約募集の一部を行っているが、民間生保等では契約の募集は代理店または営業職員が行うことが一般的である。

現行の災害共済給付制度をそのまま民間生保等で実施する場合は、学校教諭が契約募集を行うことになるため、法的な観点から、または現行実務に照らした場合に問題点が発生する可能性がある。

そこで、これらの問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

生命保険会社からは、学校設置者から学校教諭に対して加入勧奨に係る適切な指導、研修等が行われることが望ましいとの回答があった。

損害保険会社からは、代理店登録および募集人としての登録や教育(団体保険で対応する場合は加入者に対する適切な情報提供)が必要との回答があった。

共済団体からは募集業務であれば問題があると回答した共済団体がある一方で、事務の取りつぎであれば法令上の問題点はないと回答した共済団体も 2 団体あった。

回答の詳細は【表 3-7】の通りである。

【表 3-7】 学校教諭が募集業務の一部を行う点の問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入勧奨の主体は契約者であることが重要であるため、教育委員会が契約者で、学校教諭が加入勧奨を行う場合においては、加入者となる児童(および親権者)に対し、必要な情報提供がなされるよう、教育委員会から学校教諭に対し、加入勧奨に係る適切な指導、研修等が行われることが望ましい。</li> </ul>
損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校の教諭の場合は公務員のため、他業禁止の規定が適用されるが、仮に何らかの手当てによって代理店(募集人)になれたとしても、</li> </ul>

	<p>学校教諭が保険募集を行うためには、代理店登録および募集人としての登録や教育が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に団体保険で対応する場合、代理店資格は不要だが、一般的な団体保険と同様に、契約者から加入者に対し適切な情報提供が行われる必要がある。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集業務であれば、共済募集資格の観点で問題が出る可能性がある。(C)</li> <li>・学校の担当者が分担する事務を、「募集業務」ととらえるのか整理が必要。(D)</li> <li>・事務の取つぎであれば、法令上の問題はないと考える。(D、E)</li> </ul>

#### ④ 損害査定

##### a. 査定態勢について

現行の災害共済給付制度の給付件数は約 210 万件(平成 27 年度)であり、学校教諭が請求手続きを行っている。学校設置者は毎月 10 日までに前月分の支払請求を JSC に対して行い、JSC は学校設置者に対して月末までに給付金を支払い、学校設置者を通じて保護者に給付金が届く流になっている。

仮に民間生保等で実施する場合は、210 万件の給付件数が純増するため査定態勢の整備等が必要と考えられることから、問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

生命保険会社からは、書類到着後 5 営業日以内<sup>13</sup>に給付金を支払うという実務を維持するためには、現在の JSC の人員以上の人員が必要になるとの回答があった。

損害保険会社からは、態勢整備やコストの問題があり、時間も必要との回答があった。

共済団体からは、規模が大きすぎて想定できないと回答した共済団体がある一方で、給付の一部は比較的簡易な査定になるとと思われると回答した共済団体も 2 団体あった。

回答の詳細は【表 3-8】の通りである。

<sup>13</sup> 損害保険会社は 30 日以内、共済団体は 8 日以内、10 営業日以内または 30 日以内と団体や共済の種類(生命共済系か損害共済系か)によっても異なる。

【表 3-8】 査定態勢の問題点への回答

<p>生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金支払可否の判断は、客観的に証明可能な書類(医師の診断書、警察の事故報告書等)を基に保険会社が行う。教員作成の「災害報告書」が「学校の管理下」や「通学中」かどうかの判断の客観的な書類とできるかどうかは疑問。</li> <li>・現在の態勢で年間 200 万件の請求処理は困難。人員を増強する場合、このコストを保険料に転嫁できないのであれば、国の補助金で賄うことが必要。</li> <li>・現行の支払期限(請求書類到着日の翌営業日からその日を含めて 5 営業日以内)を考えると、現在の JSC 以上の人員が必要になると考えられる。</li> </ul>
<p>損害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 200 万件の保険金を支払うための体制整備(査定要員・システム等)やコストの問題がある。また支払体制を整備するには、査定要員の教育やシステム構築等に多くの時間を要する。</li> <li>・10 年間にわたり支払期間が続く傷害保険は実例がないため、そのためのシステム対応も必要となる。</li> </ul>
<p>共済団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払件数自体、既存の当会共済に匹敵する。(C)</li> <li>・障害以外の事由は比較的簡易な査定になると思われるが、高額(死亡で最大 2800 万円、10 年間支給)となる補償もあり、相応の書類の提出や査定が必要。(D)</li> <li>・障害は障害等級確認のため、相応の支払査定態勢を検討する必要があると考える。(D)</li> <li>・規模が大きすぎて想定できない。(E)</li> </ul>

b. 学校教諭が請求手続を行う点について

現行の災害共済給付制度では学校教諭が請求手続きを行っている。民間生保等では被保険者<sup>14</sup>(死亡保障の場合は死亡給付金受取人)が行う<sup>15</sup>ことが一般的である。さらに給付金は学校設置者経由で保護者に支払う実務となっている。

そこで、学校教諭が請求手続きを行う場合の問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

生命保険会社からは、支払事由に該当するかどうかの判断を客観的に証明可能な書類で保険会社が行うことが前提との回答があった。これは、災害共済給付制度は学

<sup>14</sup> 被保険者とは保険の対象となる方のことをいう。

<sup>15</sup> 被保険者または死亡給付金受取人が未成年の場合は親権者(または未成年後見人)が行う。

校管理下中(通学途中を含む)のみを保障するが、学校教諭が作成する「災害報告書」が客観的に証明可能な書類とならない可能性がある(前項の回答参照)ことを示唆している。

損害保険会社からは、請求書類紛失時の個人情報漏洩に関する責任と監督者が誰になるか等に関する検討が必要との回答があった。

共済団体からは学校教諭が請求手続きを行う実務が難しいと回答した共済団体がある一方で、現行実務は請求手続きではなく請求書類の取次ぎであるため問題点はないと回答した共済団体もあった。

回答の詳細は【表 3-9】の通りである。

【表 3-9】 学校教諭が請求手続きを行う点の問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払査定は、発生した事象が約款に定める支払事由にあたるかどうかの判断を、客観的に証明可能な書類を基に保険会社が行うことが前提となる。</li> <li>・請求の事実を保護者が了承し、保険金・給付金の送金先が保護者であることが必要。</li> </ul>
損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教諭がどのような立場で請求手続きを行うのか明確にする必要がある。</li> <li>・仮に保険金請求手続きを学校教諭が行うとしたとき、請求書類紛失時の個人情報漏えいに関する責任およびその監督者が誰になるのか等について、検討が必要と考えられる。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者以外の人間が請求手続きを行うことは困難。(C)</li> <li>・請求手続きとは、給付金を受け取る権利者による行為と理解しているため、あくまでも請求手続きは、保護者がおこなうものとする。(D)</li> <li>・ただし、現行学校教諭がおこなっている事務は、請求書類の取次ぎを行っているものと理解するため、問題は無い。(D)</li> <li>・学校教諭は請求手続きを行わず、専用ダイヤルの案内に留めるべきと考える。(E)</li> </ul>

## ⑤ その他

### a. 国費について

現行の災害共済給付制度では国費を投入している前提(つまり、国費を投入しない場合は、収入より支出の方が多い。)での掛金設定となっている。一方で民間生保等の掛

金は、収入と支出が同じになる<sup>16</sup>ように設定されており、国費を投入するという概念は存在しない。

そこで、国費を投入する場合の問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

生命保険会社、損害保険会社および共済団体のいずれからも、補助金投入の前例はないとの回答があった。そのため、そもそも受入の可否の検討を行う必要があるとの回答もあった。

また、収支がマイナスになることを前提とした保険料設定を行うことができないとの回答もあり、国費の投入を前提とする場合は検討課題が多いことが確認できる。

回答の詳細は【表 3-10】の通りである。

【表 3-10】 国費投入の問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金投入の前例がないので、補助金の受入の可否の検討が必要。</li><li>・可能であった場合、保険募集等のプロセスは、現状よりも多岐に渡ることが想定され、これらに係るコストは現在の水準よりも多額となることが想定される。</li><li>・保険料水準・支払事由を同一とすることを前提とするのであれば、保険会社の利益分も含め、国の補助金で賄うことが必要。</li></ul>
損害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金投入の前例がないので、補助金を受け入れることを前提とした保険料算定の仕組みを構築できるかどうか、現時点の回答は難しい。</li><li>・補助金の額が販売開始直前まで決定しない場合、補助金を前提とした営業保険料の算出は難しい。</li><li>・収支がマイナスになることを前提とした保険料設定は行うことができない。</li></ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金投入の前例がない。(C)</li><li>・補助金がなければ、同掛金・同補償での制度を維持できない場合には、そのスキームについて行政が認可する背景を整える必要があると考える。(D)</li></ul>

b. 一社が独占販売することについて

現行の災害共済給付制度はJSCが実施している。一方、民間では自由な競争の下、各社の判断でマーケットへの参入・撤退を行っており、一社だけが独占して販売しているマーケットはないものと考えられる。仮に民間で実施する場合であっても一社が独占し

<sup>16</sup> これを「収支相等の原則」と呼んでいる。

て販売するかどうかは不明ではあるが、一社が独占して販売する場合の問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

生命保険会社からは、国からの補助金により通常よりも著しく有利な条件で営業活動を行うことは健全な市場競争という観点からは適切でないとの回答があった。

損害保険からも同様の趣旨の回答があった。

また、共済団体からは将来的に事業の趣旨が薄れた場合に募集等の円滑な実施に支障が生じる懸念があるとの回答があった。

回答の詳細は【表 3-11】の通りである。

【表 3-11】 一社が独占販売することの問題点への回答

生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法への抵触性については未検討。</li> <li>・仮に本事業の受託保険会社のみが国からの補助金を得て、通常の保険商品よりも著しく有利な条件で、営業活動を行うことが可能となるのであれば、健全な市場競争という観点から適切ではない。</li> <li>・全ての保険会社が自由な商品設計のもとで、本事業に参画することが可能であり、等しく補助金を受けることができる公正な競争条件の担保が必要。</li> </ul>
損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法に抵触するかどうかは公正取引委員会が判断することになるため、回答することは難しい。</li> <li>・仮に独占禁止法上問題がない場合でも、受託業者のみが競争上有利とならないような仕組みにする必要がある。</li> </ul>
共済団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一社独占とする場合は、競合は参入時にのみ働くのではないか。(D)</li> <li>・複数社が参入する場合は、統一制度として実施しない限り過当競争になりかねない。利用者側から見たときに、選択に迷う仕組みはなじまない。(D)</li> <li>・完全民営化の場合、将来、事業の趣旨が薄れ、募集等の円滑な実施に支障が生じる懸念がある。(D)</li> </ul>

### (3) 学校安全支援業務の問題点

災害共済給付制度では災害共済給付業務に加えて、災害共済給付業務から得られる情報を活用して、学校における事故防止対策に活用する観点から、ウェブサイト、広報誌等および講習会・説明会で各種情報提供を行っている。

このような業務は民間生保等では行っていないため、ノウハウや人員等の観点からの実

務的な問題点の有無を把握するためにヒアリングを行った。

全体的に財源、人員の確保が必要であるとの回答があった。

また、実務面でのノウハウの蓄積が必要であるとの回答や情報共有の仕組みも必要であるとの回答があった。

回答の詳細は【表 3-12】の通りである。

【表 3-12】 学校安全支援業務の問題点への回答

生命保険	・コストに見合った収益が必要。 ・人員面でどの程度の負荷となるかは未検討。 ・実施するのであれば、子会社・関連会社となる。
損害保険	・財源および人員を確保する必要があると思われる。 ・そもそも学校実務に精通していないため、実施するには様々な課題がある と考える。 ・学校からのニーズや過去事例・データを現時点保有していないため、こ の点からも実施は難しいと考える。
共済団体	・現在はノウハウがないため、実務面での蓄積がないと実施も困難。(C) ・専任態勢が必要になるなど事業費への反映が必要。(D) ・学校での実際の事故に関する情報共有の仕組みも必要。(D)

#### (4) 既存の保険または共済に関する経費率

経費率は業界や会社によっても異なると考えられるために掛金試算の参考とするために  
行ったヒアリングである。しかしながら、経費率は機密事項でありほとんどの会社または団体  
からは回答を得ることができなかった。

### 5. ヒアリング調査の分析

ヒアリングの結果、現行の災害共済給付制度の内容を民間生保等で実施する場合は、以下の  
ような開発が困難な点または検討すべき点が多いことが判明した。

(1) 生命保険会社、損害保険会社で実施するには、死亡保険金の限度額や生損兼営禁止等  
の問題があり、例えば以下の通り法改正等が必要となる。

① 保険業法施行規則第 53 条の 7 の規定により、15 歳未満を被保険者とする死亡保険は

限度額を設けるように定められており、ヒアリング先の生命保険会社では社内規定で1,000万円を限度額としている。災害共済給付制度の死亡見舞金は2,800万円であるため、社内規定の限度額の改正を行う必要がある。

- ② 保険業法第3条第3項の規定により、生命保険業と損害保険業を同一の会社が行うことができない。保険業法第3条第4項第1号の規定により、人の死亡に関する保険は生命保険会社のみ引き受け可能<sup>17</sup>であるため、損害保険会社で災害共済給付制度を行うためには保険業法の改正が必要になる。

また、現行実務と同様の実務を行う場合には、例えば以下の通り大幅な人員の増加の必要性や検討課題が存在し、現実的に実施困難な課題もある。

- ① 年間200万件の給付金支払いのための人員を増加させる等の態勢整備を行う必要がある。
- ② 生命保険会社では契約更新のタイミングで契約更新のご案内を行っているが、現行実務では最低2ヶ月以上必要となり、現行の募集スケジュールでは実施が困難と考えられるため、実施内容を検討する必要がある。
- ③ 学校教諭が作成する「災害報告書」が保険会社として給付金支払可否の判断のための客観的な書類とできるかどうかを検討する必要がある。
- ④ 災害共済給付制度は学校教諭が募集業務を行っているが、生命保険会社で行う場合は教育委員会から学校教諭に対して加入勧奨に関する指導、研修等が行われることが望ましい。損害保険の場合も、そもそも代理店になれるかどうかの検討や団体保険で対応する場合でも教育委員会から学校教諭に対して適切な情報提供を行う必要がある。

(2) 共済団体で実施する場合、契約募集等の一部の項目については対応可能と回答した共済団体もあるが、以下の検討課題が存在する。

- ① 保険会社と同様に、消費生活協同組合法施行規則第174条第2項の規定により、被共済者が15歳未満の死亡保険は限度額を設けるように定められており、自主規制で1,000万円を限度額としている。災害共済給付制度の死亡見舞金は2,800万円であるため、自主規制の適用除外が必要になる。
- ② 現在、学校教諭が行っている募集業務を「募集業務」ととらえるのか整理が必要である。

(3) 現行の災害共済給付制度では国費を投入しているが、生命保険会社、損害保険会社または共済団体では国費を投入する商品の前例がない。そのため、そもそも国費投入を行っても良いかどうかから検討を行う必要がある。

---

<sup>17</sup> 傷害を原因とする死亡に関する保障は損害保険会社でも引き受け可能である。

なお、例えば保険会社の場合は、「保険会社向けの総合的な監督指針<sup>18</sup>(平成28年9月)」のIV 保険商品審査上の留意点等 IV-5 保険数理 IV-5-1 保険料(3)に以下の通り規定されている。

(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。

予定発生率は基礎データ(給付金支払いの実績データ)に基づいて算出し、保険料は予定発生率に基づいて算出することを考えると、保険料の計算に国費の投入を前提にしていな可能性があるのであるため、同指針<sup>19</sup>の改正も必要になる可能性がある。

(4) また、仮に生命保険会社、損害保険会社または共済団体で実施する場合は公平な競争環境や利用者側から見て将来も含めてデメリットが生じないような仕組みの構築を行う必要がある。

特に、民間では自由な競争の下、各社の判断でマーケットへの参入・撤退を行うことが一般的である。災害共済給付制度の参入保険会社(共済団体)が有利な条件で営業活動を行うことのような状況は避けなければならないと考えられる。また、将来的に災害共済給付制度実施の魅力が薄れた場合には、参入保険会社(共済団体)側から考えると自由な撤退が行うことが出来るほうが良いが、自由な撤退を許容すると、制度の継続の担保が出来なくなる可能性がある。

<sup>18</sup> 保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理したものであり、金融庁が作成している。

<sup>19</sup> 共済向けにも、厚生労働省社会・援護局が「共済事業向けの総合的な監督指針」を作成しており、同指針の中にも保険会社向けと同様の規定があるため、共済団体で実施する場合でも同指針の改正が必要になる可能性がある。

## 第4章 民間で実施する場合の掛金および必要な国費投入額の試算

### 1. 目的

災害共済給付事業を民間で実施する可能性を経済合理性の観点から検討するため、民間<sup>20</sup>で実施する場合に必要な掛金(国費を投入する前提)および現在の掛金を維持するために必要となる国費投入額の試算を行った。

なお、上記の試算の前提条件として、(1)災害共済給付事業を民間に完全に委託する場合と、(2)民間に一部の業務のみを委託する場合の双方について試算を行った。

### 2. 試算の前提

#### (1) 民間に完全に委託する場合

災害共済給付事業を行う前提として、民間で契約募集から給付金支払までの業務全てを行い、事業の遂行に必要なシステム(現行のJSCの災害共済給付オンライン請求システム、学校安全WEBに該当するもの)についても民間で新たに開発するものとした。なお、詳細な前提条件は以下のとおりである。

##### ① 保障内容

保障内容(医療費(負傷・疾病)、死亡見舞金、障害見舞金)は現行と同一とする。

##### ② 募集・給付金請求手続

現行と同様に、学校教諭が一部募集活動、給付金請求手続を行う前提とする。ただし、民間では、保険会社(共済団体)と契約者が直接契約を締結するケースは少なく、代理店や営業職員が介在することが一般的である。そのため、本試算においても代理店が介在するものとし、契約獲得の対価として手数料を支払うものとする。

##### ③ 業務量

JSCの現行の業務時間および人員数と同程度の業務量を見込む。民間委託による業務量の増加(審査基準の厳格化、支払の早期化などによるもの)は見込まない。

##### ④ システム開発

JSCの現行システム(JSCでは第1期～第3期の3回にわたって順次開発)を同時に開発するものとする。

##### ⑤ 利潤

民間委託であることから、一定の利潤を見込む。

<sup>20</sup> 本章では生命保険会社を生保、損害保険会社を損保、共済団体を共済と記載している。

## (2) 民間に一部の業務のみを委託する場合

災害共済給付事業を行う前提として、事業の主体は JSC のままとし、JSC と学校設置者との間の現行の災害共済給付契約を維持するものの、JSC の現行の業務のうち審査業務のみを民間に業務委託するものとする。なお、システムについては現行の JSC のシステムを維持し、民間の拠点に接続して使用する前提とする。

### ① 保障内容

保障内容(医療費(負傷・疾病)、死亡見舞金、障害見舞金)は現行と同一とする。((1)と共通)

### ② 募集・給付金請求手続

現行と同様に JSC が契約を獲得する前提とし、給付事務についても現行と同様に学校教諭が給付金請求手続を行うものとするため、民間の代理店や営業職員は介在しない。そのため、手数料は発生しないものとする。

### ③ 業務量

JSC の現行の業務のうち審査業務に係る部分のみを民間に委託する前提とする。審査業務については現行の JSC と同程度の業務時間および人員数を見込み、民間委託による業務量の増加(審査基準の厳格化、支払の早期化などによるもの)は見込まない。

### ④ システム開発

コスト削減のため JSC の現行の災害共済給付オンライン請求システムを委託先に接続して使用する前提とし、システム開発は不要とする。なお、現在、JSC は全国 6 支所および本部の給付第二課で審査業務を行っているが、委託する場合は集約化による効率性の向上の観点から、全国を一箇所で審査業務を行うものとする。

### ⑤ 利潤

事業の主体は JSC であるため、利潤は見込まない。

## (3) 民間に何を一部委託するかを検討過程

なお、民間に一部を委託する場合として上記の形態を想定した検討過程は以下のとおりである。

① 民間委託の形態としては、(1)のように民間を事業の主体として災害共済給付事業全体を完全に委託する形態以外に、コスト削減の観点から、事業の主体を JSC のままとすることにより現行どおり手数料や利潤を含まない掛金とし、既存のシステムを使用する前提とした上で、JSC の業務の一部を民間に委託することによりコスト削減を図ることができる可能性がないか検討する必要がある。

② そこで、どの業務を委託することが効率化につながる可能性があるかについて検討を行う。JSC の業務内容は大きく分けると以下のとおりになると考えられる。

災害共済給付業務	契約業務
	審査業務
	企画業務
	システム保守運用業務
	その他の業務
学校安全支援業務	調査研究
	情報提供

- ③ 上記のうち、メインの業務は災害共済給付業務であり、仮に学校安全支援業務を委託する場合であってもコストはあまり削減できないと考えられる。そこで、災害共済給付業務の一部を委託することを検討する。
- ④ 災害共済給付業務のうち、以下の業務は委託対象の検討から除外する。
- 企画業務は、災害共済給付の企画であり、あまり委託することになじまないと考えられる。
  - システム保守運用業務は、既に外注していると考えられる。
  - その他の業務は、仮に委託できる業務がある場合でもコスト削減効果は限定的と考えられる。
- ⑤ 以上により、契約業務または審査業務を委託することとなるが、以下の点を踏まえると、契約業務はコスト削減につながらない可能性があると考えられるため、審査業務の委託を行った場合のコストを算出することとする。
- JSC から受領した資料によると、契約業務の従事時間は審査業務の 12.5% であるためコスト削減につながらない可能性がある。
  - 契約業務は実質的に 1~2 ヶ月で終了するため、仮に毎年委託する場合でも委託先での担当者が業務を習得しづらくスムーズに対応できずに、学校設置者に対して混乱を生じさせる恐れがある。

### 3. 試算の方法

災害共済給付事業を民間で実施する場合の掛金および現行の掛金を維持するために必要な国費投入額の算出は、(1)民間に完全に委託する場合、(2)民間に一部の業務のみを委託する場合のそれぞれについて、以下の 4 ステップに分けて行う。

#### ステップ 1 純掛金の算出

給付金支払に充てる原資である「純掛金」を、災害共済給付事業における過去の給付金支払実績に基づき算出する。

## ステップ2 付加掛金の算出

事業経費に充てる原資である「付加掛金」を、以下の6区分に分けて算出する。

- ① 人件費
- ② その他経費(物件費等)
- ③ システム開発・運用コスト
- ④ 代理店手数料
- ⑤ 利潤
- ⑥ 学校安全支援業務のためのコスト

## ステップ3 掛金(純掛金+付加掛金)の算出

ステップ1および2で算出した純掛金と付加掛金を基に、掛金(国費を投入しない場合、国費を投入した場合)を算出する。

## ステップ4 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額の算出

ステップ3で算出した国費を投入しない場合の掛金総額と現行の掛金総額(ともに平成27年度の加入者数を用いて算出)から、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額(内訳として、災害共済給付補助金、運営費交付金の額)を算出する。

### (1) 民間に完全に委託する場合

## ステップ1 純掛金の算出

純掛金を以下の算式により算出した。

純掛金 = 給付金支払額の期待値(①) + 安全割増(②)

### ① 給付金支払額の期待値

学校種別ごとの「給付金支払額(医療費、障害見舞金、死亡見舞金、供花料、へき地通院費の合計)÷加入者数」の過去10年(平成18年度～27年度)の平均値とした。

### ② 安全割増

事故発生率は一定ではなく、事故の多い年度もあれば少ない年度もある。純掛金として単純に過去の平均値を使用すると、将来事故発生が多い年度では収入純掛金よりも支払給付金の方が大きくなり、損失が発生する可能性がある。民間では、将来の事故発生が多い年度でも損失が発生しないように、過去の実績から算出した「給付金支払額の期待値」よりも大きい掛金を設定することが一般的であり、この差額を「安全割増」と呼んでいる。そ

のため、本試算においても同様の取扱いとし、「安全割増」として標準偏差<sup>21</sup>の2倍を加算した。

## ステップ2 付加掛金の算出

### ① 人件費

JSCの労働時間調査を参考に、民間給与との単価調整を行った上で、健康保険や退職給付等の費用を上乗せして年間の人件費を算出した。なお、業務時間は以下のとおり見積もった。

- a. 業務推進課、給付課(計119人)の労働時間は、JSCのアンケート調査における災害共済給付業務への年間従事時間の平均を当該業務に従事する時間の割合で除することにより推定した年間総労働時間を使用した。年間総労働時間には災害共済給付業務以外にも、庶務業務、外部団体との調整、学校安全支援業務などに係る時間が含まれているが、これらは民間委託する場合にも発生する業務であるために労働時間に含める取扱いとした。
- b. その他の部門(39人)が行っている業務は、災害共済給付の制度・基準に関する業務、災害共済給付オンライン請求システムの管理・運用、学校災害防止に関する調査研究など、民間委託する場合に既存の管理部門の人員では対応できない業務であると考え、JSCと同数の人員を置く前提とした。

### ② その他経費(物件費等)

JSCの実績に基づいて年間のその他経費を見積もった。

### ③ システム開発・運用コスト

- a. サーバー費用は、JSCとの打ち合わせで聞いた各種マシンのスペックに基づき見積もりを行った。回線費用は50箇所※(現行は6箇所)で見積もった。※民間で実施する場合、通常は全国の拠点網を活用するので、各都道府県に1拠点、東京などの大都市については複数の拠点を使うと考え、50拠点とした。
- b. システム開発コストは、JSCの実績を元に、第1期～3期までを同時に開発することにより削減できると考えられる項目の費用を削減(100%削減または20%削減)した。開発費用の詳細は3期しか受領していないため、1期、2期の詳細コストは3期の比率で按分した。
- c. 運用コスト、システム追加開発(改修)コスト、コンサルタント費用はJSCのヒアリングに

<sup>21</sup> データのばらつきの度合いを示す数値である。平均値に標準偏差の2倍を加算すると、想定される事故のうち97.7%の事故をカバーする純掛金となる。なお、平均値に標準偏差の2倍を加算する手法は、生命保険の保険料の算出に使用される標準生命表の作成においても用いられている手法である。

基づいて、現在のシステム規模のまま民間で開始することを想定した金額を算出した。

- d. 学校安全 WEB の開発コストは、WEB のページ数などを基に下記のとおり 2,400 万円と見積もり、毎年の運営コストは開発コストの 20%とした。

開発コスト:20 人月(設計:6 人月、製造:8 人月、検証:6 人月)×1 人月あたり 120 万円=2,400 万円

- e. サーバーの交換やシステム開発は 5 年ごとにあると仮定して、上記費用の 5 年分の累積金額を 5 で割ることにより単年度の費用とした。

#### ④ 代理店手数料

民間では契約獲得の対価として代理店手数料または営業職員への歩合給を支払う。災害共済給付事業では、学校教諭の協力により一般的な保険募集と比べると代理店等の事務負担は大幅に軽減されると見込まれるものの、契約獲得の対価をゼロとすることは現実的ではないため、公開情報から取得した手数料率から事務負担の軽減を織り込んだ手数料率を算出し、掛金に含めた。

- a. 損保の手数料率は以下のとおり算出した。

(a) 商品特性の近い傷害保険の手数料率(大手4社の平均値)を公開情報から算出する。

(b) 代理店が通常行う業務のうち、本事業の特性から業務時間の縮小が見込まれる業務を削減した割合を算出する。

(c) 上記(a)の手数料率に(b)の割合を乗じたものを手数料率とする。

- b. 生保の手数料率については、公開情報から取得できる生保の手数料(もしくは営業職員の経費)は終身保険や年金に対するもの(保険期間 1 年に比べて手数料率(もしくは経費率)が低い)も含まれているため、損保と同一の手数料率とした。

- c. 共済の手数料率は、商品特性が災害共済給付事業に近いと考えられる共済団体  $\alpha$  の手数料率を公開情報から算出し、上記 a.(b)と同じ割合を乗じて算出した。

#### ⑤ 利潤

民間に委託する場合、保険会社は営利企業であるため、あらかじめ利潤を見込んで掛金に含める必要がある。共済は営利目的の企業とは異なるものの、余剰金が出た場合の組合員への還元(割戻)を行った後でも健全な運営を図るためある程度の利益を確保する必要があるため、この部分を見込んで掛金に含める取扱いとした。

- a. 損保は、業界で一般的に見込んでいる水準である掛金の 5%とした。

- b. 生保は、損保と同様に 5%とした。

- c. 共済は、割戻金返還後の利潤率(共済団体  $\beta$  共済団体  $\gamma$  の 2013~2015 年度の平均)を公開情報から算出し、2.6%とした。

⑥ 学校安全支援業務に係るコスト

学校安全支援業務に係るコストとしては以下のものが考えられるが、a.および c.については①人件費の中に含まれており、b.については②その他経費(物件費等)に含まれているため、別途算出する必要はない。

- a. 制度説明会、研修会へ職員を派遣するために発生する人件費
- b. 制度説明会、研修会開催に伴い発生する職員の交通費および会場費(会場費は JSC 主催の場合のみ発生)
- c. 学校安全支援業務に関する各種の調査研究に必要なコスト

**ステップ 3** 掛金(純掛金+付加掛金)の算出

ステップ 1、2 により算出した純掛金、人件費等、手数料率、利潤率から、民間に委託する場合の災害共済給付事業の掛金を以下のように算出した。

① 年間収入掛金の算出(災害共済給付制度全体)

- a. 純掛金の年間収入金額(=学校種別ごとの「純掛金×加入者数」の合計)を算出する。
- b. 人件費、その他経費、システム開発・運用コストを合計して、年間付加掛金(手数料、利潤以外)を算出する。
- c. 以下の算式により年間収入掛金を算出する。

$$\text{年間収入掛金} = (\text{a.の年間収入金額} + \text{b.の年間付加掛金(手数料、利潤以外)}) \div (1 - \text{手数料率} - \text{利潤率})$$

② 予定損害率(掛金に占める純掛金の割合)の算出(災害共済給付制度全体)

$$\text{予定損害率} = \text{①a.の純掛金の年間収入金額} \div \text{①c.の年間収入掛金}$$

③ 掛金の算出(学校種別ごと)

<国費を投入しない場合>

- a. 学校種別ごとの掛金を以下の算式で算出する。(予定損害率で割り戻すことにより掛金が算出される。)

$$\text{学校種別ごとの掛金} = \text{学校種別ごとの純掛金} \div \text{②で算出した予定損害率}$$

- b. a.で算出した学校種別ごとの掛金に加入者数を乗じて、学校種別ごとの年間収入掛金を算出する。
- c. 同様に現行掛金(沖縄以外、沖縄、要保護)に加入者数(同)を乗じて、学校種別ごとの現行の年間収入掛金を算出する。
- d. b. ÷ c. により現行掛金との比率を学校種別ごとに算出する。

- e. 現行掛金(沖縄以外、沖縄、要保護)に d.で算出した比率を乗じて、それぞれの掛金を算出する。

#### <国費を投入した場合>

- a. 国費を投入しない場合の学校種別ごとの年間収入掛金から、現行の年間収入掛金を引き、国費を投入しない場合の学校種別ごとの不足額を算出する。
- b. 国費投入額を、a.で算出した学校種別ごとの不足額に比例するように学校種別ごとに配分する。

(注)生保、損保、共済ともに、保育所等については国費を投入しない場合に必要な掛金が現行掛金よりも少なくなる(すなわち、a.で計算した「不足額」がマイナスになる)。そのため、b.の計算の結果、保育所等については必要な掛金を増やし、投入する国費に加えてその分も他の学校種別に配分する計算としている。

- c. 国費を投入しない場合の学校種別ごとの年間収入掛金から、b.で算出した学校種別ごとの国費投入額を引き、国費を投入した場合の学校種別ごとの年間収入掛金を算出する。
- d. c.÷現行の年間収入掛金により、国費を投入した場合の現行掛金との比率を学校種別ごとに算出する。
- e. 現行掛金(沖縄以外、沖縄、要保護)に d.で算出した比率を乗じて、国費を投入した場合のそれぞれの掛金を算出する。

#### ステップ4 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額の算出

- ① 必要な国費投入額の金額の合計は、ステップ 3③の<国費を投入した場合>の a.で算出した学校種別ごとの不足額の合計額になる。
- ② そのうち災害共済給付補助金として必要な金額は、現行の共済掛金は全て給付金支払に充てる原資であると考え、純掛金の合計から現行掛金の年間収入金額を差し引いた金額とする。
- ③ また、付加掛金の合計額(=年間掛金収入-年間純掛金収入)を運営費交付金とする。

#### (2) 民間に一部の業務のみを委託する場合

##### ステップ1 純掛金の算出

JSC が実施主体である場合には、民間に完全に委託する場合に考慮した安全割増は不要であるため、民間に完全に委託する場合の純掛金から安全割増を控除した金額(給付金支払額の期待値のみ)を純掛金とする。

## ステップ2 付加掛金の算出

### ① 人件費

#### a. JSC の人件費

JSC での審査業務は民間委託によりゼロになるものとし、JSC の総業務時間に対する審査業務の時間の割合に応じて人件費が削減できるものとした。

#### b. 民間に委託する部分の人件費

民間に委託する審査業務については、現在の JSC での事故1件あたりの審査時間は5分未満であることから、民間に委託する場合であってもこれ以上の効率化はできないと考えられるため、同じ処理時間で審査業務を行うものとし、給与単価の調整のみ行うことにより審査業務に係る人件費を算出するものとした。

### ② その他経費(物件費等)

#### a. 物件費等

民間に完全に委託する場合と同じく、JSC の実績に基づいて見積もった金額とした。審査業務を民間に委託することにより事務所スペースが削減されることになる一方で、委託先も同人数を収容する事務所を準備する必要がある。委託先がどこで審査業務を行うかにより事務所賃借料は異なると考えられるが、事務所賃借料の違いの推定は困難であるため、同額とした。

#### b. 委託料

民間委託を行うことにより委託料が発生する。委託料と民間が負担する人件費の比率は人材派遣会社の利益率と同程度であると考え、一般社団法人日本人材派遣協会が公表している派遣料金の内訳<sup>22</sup>を参考に人件費の1.9%とした。

### ③ システム開発・運用コスト

#### a. サーバー費用等

現行の JSC のシステムを継続して使用する前提とするため、サーバー費用およびデータセンター費用は見込まない。回線費用については、委託先のシステムと JSC の災害共済給付オンライン請求システムを接続する必要があるため、委託業務を行う1拠点分の接続費用を見積もることとした。

#### b. システム開発コスト

現行の災害共済給付事業で発生するシステム開発コストは運営費交付金とは別に国から支給され、その分のコストは掛金にも含めていない。したがって、JSC が当該事業の運営主体であり続ける前提で民間に一部の業務のみを委託する場合には、

<sup>22</sup> 以下のホームページを参考にした。  
<http://www.jassa.jp/keywords/index3.html>

開発コスト(コンサル費用を含む)は掛金には含めない。

c. システム運用コスト、システム追加開発(改修)コスト、コンサルタント費用

JSC の災害共済給付オンライン請求システムを使用するため、JSC 側のシステム運用・保守コストに増減はない。そのため、JSC のシステム運用コストは平成 26 年度の実績を使用することとした。

d. 学校安全 WEB の開発コスト

現行の JSC のシステムを継続して使用する前提とするため、見込まない。

④ 代理店手数料

発生しないため見込まない。

⑤ 利潤

不要のため見込まない。

⑥ 学校安全支援業務に係るコスト

学校安全支援業務は引き続き JSC で実施する前提とする。以下のコストのうち、a.および c.については①人件費(審査業務以外)の中に含まれており、b.については②その他経費(物件費等)に含まれているため、別途算出する必要はない。

a. 制度説明会、研修会へ職員を派遣するために発生する人件費

b. 制度説明会、研修会開催に伴い発生する職員の交通費および会場費(会場費は JSC 主催の場合のみ発生)

c. 学校安全支援業務に関する各種の調査研究に必要なコスト

**ステップ 3** 掛金(純掛金+付加掛金)の算出

(1)民間に完全に委託する場合と同じ手順により掛金を算出した。

**ステップ 4** 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額の算出

(1)民間に完全に委託する場合と同じ手順により、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額(災害共済給付補助金、運営費交付金)を算出した。

#### 4. 試算結果

##### (1) 民間に完全に委託する場合

###### ① 掛金の算出結果

民間に完全に委託する場合の掛金は、【表 4-1】～【表 4-3】のとおりとなった。

沖縄以外の一般児童生徒の掛金算出結果は【表 4-1】のとおりとなり、保育所等特定保育事業を除くすべての学校種別について、生保、損保または共済のどこに委託する場合でも現行掛金を上回る結果となった。

掛金の全体的な水準を見るために学校種別ごとの加入者数を使って加重平均した結果により現行掛金と比較すると、現行掛金 983 円に対して、生保に委託する場合の掛金(国費を投入する場合、以下同様)は 1,374 円(現行掛金の 140%)、損保に委託する場合は 1,397 円(同 142%)、共済に委託する場合は 1,302 円(同 132%)となり、現行と同程度の国費を投入した場合であっても掛金が 3 割から 4 割程度増加する結果となった。

【表 4-1】民間に完全に委託する場合の掛金額(沖縄以外、一般児童生徒)

学校種別	現行掛金 (沖縄以外、 一般児童生 徒)	民間に委託する場合の掛金(沖縄以外、一般児童生徒)						
		生保		損保		共済		
		国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	
義務教育諸学校	920円	1,371円	1,205円	1,390円	1,223円	1,309円	1,147円	
高等学校	全日制	1,840円	3,553円	2,922円	3,604円	2,977円	3,393円	2,745円
	定時制	980円	1,732円	1,455円	1,757円	1,481円	1,654円	1,373円
	通信制	280円	902円	673円	915円	689円	861円	619円
高等専門学校	1,880円	3,649円	2,997円	3,701円	3,054円	3,484円	2,815円	
幼稚園	270円	297円	287円	301円	290円	283円	278円	
幼保連携型認定こども園	270円	297円	287円	301円	290円	283円	278円	
保育所等特定保育事業	350円	332円	339円	337円	342円	317円	331円	
学校種別加重平均	983円	1,603円	1,374円	1,626円	1,397円	1,530円	1,302円	

沖縄の一般児童生徒の掛金算出結果は【表 4-2】のとおりで、沖縄以外と同様に、保育所等特定保育事業を除くすべての学校種別について、生保、損保または共済のどこに委託する場合でも現行掛金を上回る結果となった。

学校種別ごとの加入者数を使って加重平均した結果についても、現行掛金 491 円に対して、民間に委託する場合の掛金(国費を投入した場合は 3 割から 4 割程度増加する結果となった。

【表 4-2】民間に完全に委託する場合の掛金額(沖縄、一般児童生徒)

学校種別	現行掛金 (沖縄、一般 児童生徒)	民間に委託する場合の掛金(沖縄、一般児童生徒)						
		生保		損保		共済		
		国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	
義務教育諸学校	460円	685円	602円	695円	612円	654円	573円	
高等学校	全日制	920円	1,777円	1,461円	1,802円	1,489円	1,696円	1,373円
	定時制	490円	866円	727円	878円	740円	827円	686円
	通信制	140円	451円	336円	457円	345円	431円	309円
高等専門学校	940円	1,825円	1,499円	1,851円	1,527円	1,742円	1,408円	
幼稚園	135円	148円	143円	151円	145円	142円	139円	
幼保連携型認定こども園	135円	148円	143円	151円	145円	142円	139円	
保育所等特定保育事業	175円	166円	169円	168円	171円	159円	165円	
学校種別加重平均	491円	801円	687円	813円	699円	765円	651円	

※沖縄の掛金は、学校種別ごとに事業全体で必要な掛金総額を算出した上で、現行と同じく沖縄以外の掛金の半額とする前提で算出した。

要保護児童生徒の掛金算出結果は【表 4-3】のとおりで、沖縄以外、沖縄ともに、現行掛金(沖縄以外 40 円、沖縄 20 円)に対して、民間に委託する場合の掛金(国費を投入した場合)は 2 割から 3 割程度増加する結果となった。

【表 4-3】民間に完全に委託する場合の掛金額(要保護児童生徒)

(単位:円)

	現行	国費を投入しない場合			国費を投入した場合		
		生保	損保	共済	生保	損保	共済
沖縄以外	40	56	57	54	50	51	48
沖縄	20	28	29	27	25	26	24

② 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額

現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は【表 4-4】のとおりとなった。

現行の国費に対して、生保に委託する場合は 103 億円(現行と比べて 65 億円の増加)、損保に委託する場合は 107 億円(同 69 億円の増加)、共済に委託する場合は 91 億円(同 53 億円の増加)となり、現行よりも 53~69 億円程度増加する結果となった。

また、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額のうち、災害共済給付補助金として投入される部分(民間委託の場合の純掛金が現行の掛金を上回る額)は、生保・損保・共済ともに 42 億円(現行の補助金 22 億円と比べて 20 億円の増加)となった。

【表 4-4】現行の掛金を維持するために必要な国費投入額

(単位:億円)

	現行	生保	損保	共済
必要な国費投入額	38	103	107	91
災害共済給付補助金	22	42	42	42
運営費交付金	16	61	65	49

災害共済給付補助金として投入が必要な 42 億円の内訳は、純掛金のうち給付金支払額の期待値(184 億円)と現行掛金の総額(164 億円)の差額 20 億円(【表 4-5】③)と、民間委託によって純掛金に含めることになった安全割増 21 億円(【表 4-5】④)である。

前者の 20 億円は現行の補助金 22 億円でカバーされており、災害共済給付補助金の増加額 20 億円は概ね安全割増によるものである。

【表 4-5】純掛金総額の内訳

(単位:億円)

現行掛金の総額 ①	給付金支払額の 期待値②	差額③ (=②-①)	安全割増④	純掛金②+④
164	184	20	21	205

現行の掛金を維持するために必要な国費投入額のうち、運営費交付金として投入される部分(民間委託の場合の付加掛金総額)は、生保が 61 億円(現行の運営費交付金と比べて 45 億円の増加)、損保が 65 億円(同 49 億円の増加)、共済が 49 億円(同 33 億円の増加)となり、それぞれの内訳は【表 4-6】のとおりである。

付加掛金の内訳を見ると代理店手数料と利潤の合計が生保、損保においては約 30 億円となっており、現行との差額 45 億円、49 億円の 6 割程度を占めている。共済において

は約 16 億円となっており、現行との差額 33 億円の半分近くを占めている。

残りは人件費の違い(JSC と民間の時間単価の違いによるもの)と、民間委託の場合はシステムコストとして開発コストやハードウェア等の設置コストを見込んでいることによるものである。

【表 4-6】付加掛金総額の内訳

(単位:億円)

	生保	損保	共済
人件費	24.2	27.6	26.1
その他経費	2.3	2.3	2.3
システム開発・運用コスト	5.3	5.3	5.3
代理店手数料	16.2	16.5	9.0
利潤	13.3	13.5	6.7
合計	61.4	65.2	49.4

## (2) 民間に一部の業務のみを委託する場合

### ① 掛金の算出結果

民間に一部の業務のみを委託する場合の掛金は、【表 4-7】～【表 4-9】のとおりとなった。

一般児童生徒(沖縄以外)の掛金の算出結果(【表 4-7】)を現行掛金と比較すると、高等学校(定時制)、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等特定保育事業の4つの学校種別については現行掛金を下回ったが、義務教育諸学校、全日制の高等学校、通信制の高等学校、高等専門学校の4つの学校種別においては現行掛金を上回った。

学校種別ごとの加入者数を使って加重平均した結果で現行掛金と比較すると、現行掛金 983 円に対して、生保に委託する場合の掛金(国費を投入した場合、以下同様)は 1,011 円(現行掛金の 103%)、損保に委託する場合は 1,022 円(同 104%)、共済に委託する場合は 1,017 円(同 103%)となった。現行掛金からの増加率は 3~4%程度となり、民間に完全に委託する場合に比べると増加率は抑制されるものの、民間委託する業務に係る人件費の増加(JSC と民間の時間単価の違いによる)等により、現行掛金よりも増加する結果となった。

【表 4-7】民間に一部委託する場合の掛金額(沖縄以外、一般児童生徒)

学校種別		現行掛金 (沖縄以外、 一般児童生 徒)	民間に一部委託する場合の掛金(沖縄以外、一般児童生徒)					
			生保		損保		共済	
			国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり
義務教育諸学校		920円	1,106円	941円	1,115円	948円	1,111円	945円
高等学校	全日制	1,840円	2,684円	1,934円	2,706円	1,966円	2,696円	1,951円
	定時制	980円	824円	963円	831円	958円	828円	960円
	通信制	280円	430円	297円	433円	302円	432円	300円
高等専門学校		1,880円	2,205円	1,916円	2,223円	1,930円	2,215円	1,924円
幼稚園		270円	185円	261円	187円	258円	186円	259円
幼保連携型認定こども園		270円	185円	261円	187円	258円	186円	259円
保育所等特定保育事業		350円	226円	336円	228円	332円	227円	334円
学校種別加重平均		983円	1,240円	1,011円	1,250円	1,022円	1,245円	1,017円

沖縄の一般児童生徒の掛金算出結果は【表 4-8】のとおりで、学校種別ごとの現行掛金との大小関係は沖縄以外と同一となった。

学校種別ごとの加入者数を使って加重平均した結果についても、沖縄以外と同様に、現行掛金 491 円に対して、民間に委託する場合の掛金(国費を投入した場合)は 3%~4% 増加する結果となった。

【表 4-8】民間に一部委託する場合の掛金額(沖縄、一般児童生徒)

学校種別		現行掛金 (沖縄、一般 児童生徒)	民間に一部委託する場合の掛金(沖縄、一般児童生徒)					
			生保		損保		共済	
			国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり	国費投入 なし	国費投入 あり
義務教育諸学校		460円	553円	470円	558円	474円	555円	472円
高等学校	全日制	920円	1,342円	967円	1,353円	983円	1,348円	976円
	定時制	490円	412円	481円	415円	479円	414円	480円
	通信制	140円	215円	148円	217円	151円	216円	150円
高等専門学校		940円	1,103円	958円	1,112円	965円	1,108円	962円
幼稚園		135円	92円	130円	93円	129円	93円	130円
幼保連携型認定こども園		135円	92円	130円	93円	129円	93円	130円
保育所等特定保育事業		175円	113円	168円	114円	166円	114円	167円
学校種別加重平均		491円	620円	506円	625円	511円	623円	509円

※沖縄の掛金は、学校種別ごとに事業全体に必要な掛金総額を算出した上で、現行と同じく沖縄以外の掛金の半額とする前提で算出した。

要保護児童生徒(沖縄以外、沖縄とも)については、【表 4-9】のとおり現行掛金(沖縄以外 40 円、沖縄 20 円)とほぼ同額の掛金となった。

【表 4-9】民間に一部委託する場合の掛金額(要保護児童生徒)

(単位:円)

	現行	国費を投入しない場合			国費を投入した場合		
		生保	損保	共済	生保	損保	共済
沖縄以外	40	45	45	45	41	41	41
沖縄	20	22	23	23	20	20	20

② 現行の掛金を維持するために必要な国費投入額

現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は【表 4-10】のとおりとなった。

現行の国費に対して、生保に委託する場合は 43 億円(現行と比べて 5 億円の増加)、損保に委託する場合は 44 億円(同 6 億円の増加)、共済に委託する場合は 44 億円(同 6 億円の増加)となった。

国費投入額の増加額は 5 億円から 6 億円程度と、民間に完全に委託する場合よりも抑制されるものの、民間委託する部分の人件費の増加(JSC と民間の時間単価の違いによる)等により、必要な国費投入額は現行よりも増加する結果となった。

【表 4-10】現行の掛金を維持するために必要な国費投入額

(単位:億円)

	現行	生保	損保	共済
必要な国費投入額	38	43	44	44
災害共済給付補助金	22	20	20	20
運営費交付金	16	22	24	23

現行の掛金を維持するために必要な国費投入額のうち、災害共済給付補助金として投入される部分(民間委託の場合の純掛金が現行の掛金を上回る額)は、生保・損保・共済ともに 20 億円(【表 4-11】の③と④の合計額)となり、現行の補助金 22 億円でカバーされる水準となっている。

【表 4-11】純掛金総額の内訳

(単位:億円)

現行掛金の総額 (①)	給付金支払額の 期待値(②)	差額(③) (=②-①)	安全割増(④)	純掛金(②+④)
164	184	20	0	184

現行の掛金を維持するために必要な国費投入額のうち、運営費交付金として投入される部分(民間委託の場合の付加掛金総額)は、生保が 22 億円(現行の運営費交付金と比べて 6 億円の増加)、損保が 24 億円(同 8 億円の増加)、共済が 23 億円(同 7 億円の増加)となり、それぞれの内訳は【表 4-12】のとおりである。

(1)民間に完全に委託する場合には、代理店手数料と利潤が現行との差額のかなりの部分を占めていたが、民間に一部の業務のみを委託する場合には手数料と利潤は見込まず、システムの新規開発も行わない前提としているため、現行との差額の大部分は民間に委託する業務に係る人件費の違い(JSC と民間の時間単価の違いによる)によるものである。

【表 4-12】付加掛金総額の内訳

(単位:億円)

	生保	損保	共済
人件費	18.2	19.9	19.1
その他経費	2.6	2.6	2.6
システム開発・運用コスト	1.5	1.5	1.4
代理店手数料	0.0	0.0	0.0
利潤	0.0	0.0	0.0
合計	22.3	24.0	23.2

## 5. 試算結果の分析

### (1) 民間生保等に完全に委託する場合

掛金の算出結果を現行掛金と比較すると、国費を投入した場合でも、一般児童生徒の掛金は3割から4割程度、要保護児童生徒の掛金は2割から3割程度増加することになる。

また、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は、生保に委託する場合は103億円、損保に委託する場合は107億円、共済に委託する場合は91億円となり、現行よりも53～69億円程度増加する結果となった。

必要な国費投入額が増加する要因は、純掛金に含まれる安全割増、付加掛金に含まれる代理店手数料および利潤、人件費の違い、システム開発コストやハードウェア等の設置コストを見込んでいることによるものである。

### (2) 民間生保等に一部の業務のみを委託する場合

掛金の算出結果を現行掛金と比較すると、国費を投入した場合でも、一般児童生徒の掛金は3～4%程度増加し、要保護児童生徒の掛金はほぼ同水準となる結果となった。

また、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額は、生保に委託する場合は43億円、損保に委託する場合は44億円、共済に委託する場合は44億円となり、現行よりも5億円から6億円程度増加する結果となった。

必要な国費投入額が増加する要因は、民間生保等に委託する部分の人件費がJSCに比べて増加することである。

### (3) まとめ

上記のとおり、民間生保等に完全に委託する場合でも一部の業務のみを委託する場合でも、現行の国費を投入した場合の掛金は現行の掛金よりも増加し、現行の掛金を維持するために必要な国費投入額も現行よりも増加する結果となった。

今回の試算においては民間生保等に委託する業務についてJSCと同じ業務時間で行うことを前提としているが、仮に民間生保等に委託する場合は、民間生保等の実務と整合的に行うための業務時間の増加(審査基準の厳格化、支払の早期化などによるもの)が発生するために業務時間は増加することが見込まれる。このことを考えると、コスト面から考えた場合には民間生保等を実施することのメリットはないものと考えられる。

## 6. 事業経費に関する検証

民間で実施する場合の掛金の試算においては JSC の現行の事業経費を一部用いたが、そもそも現行の JSC の事業経費の水準(積立金の水準を含む)についても以下のとおり検証を行った。

### (1) 事業経費の水準

#### ① 検証の方針

JSC の平成 26 年度の災害共済給付事業および学校安全支援業務に係る事業経費は 1,622 百万円となっている。(災害共済給付事業の今後の在り方に関する検討会議(以下「検討会議」)(第 2 回)における JSC 提出資料より)

事業経費全体の水準を見るために、民間(生保、損保、共済)との比較を行う。

人件費については、民間に委託した場合の掛金の試算において、JSC よりも民間の時間単価の方が高く、民間に委託しても人件費を削減することは難しいことが確認できた。

人件費以外(物件費、システム関係のコスト等)の比較については、民間の事業経費のうちシステム関係のコストが不明なため、事業経費から人件費を除いた残り全体の経費で比較することとする。また、事業規模の違いにより、単純に金額の比較をしても意味がないため、事業経費率(事業経費÷共済掛金収入(保険会社では収入保険料))を比較することとする。

上記の目的のため、JSC と民間の事業経費率(人件費を除いたベース)を公開資料から算出する。ただし、民間では契約募集の対価として代理店等に手数料を支払っているのに対し JSC では支払っていないため、民間の事業経費から手数料(損保は「諸手数料及び集金費」、共済は「共済委託手数料」)を除いたベースで比較する。なお、生保は公開資料から手数料を算出することができないため、人件費以外の比較は行わない。

#### ② 現行の JSC の事業経費率(人件費を除く)

JSC の事業経費の内訳(検討会議(第 2 回)における JSC 提出資料)および公開情報から取得できる共済掛金収入<sup>23</sup>から事業経費率(人件費を除く)を算出したところ、【表 4-13】のとおり、2.3%となった。

#### ③ 民間の事業経費率(人件費、手数料を除く)および JSC との比較

損保は、大手4社の事業経費および正味収入保険料を公開情報から取得し、事業経費率(人件費、手数料を除く)を算出した。結果は【表 4-14】のとおり 8.8%~11.6%、4 社の平均は 9.5%となり、JSC の事業経費率を上回った。

<sup>23</sup> 災害共済給付補助金も掛金の不足分の補助であるため共済掛金収入の中にも含めることも考えられるが、保守的に分析するという観点から含めないこととした。

共済は、各団体が開示している公開情報から事業経費率(人件費、手数料を除く)を算出した。結果は【表 4-15】のとおり、共済団体  $\alpha$  が 16.9%、共済団体  $\beta$  が 9.8%、共済団体  $\gamma$  が 2.5%となった。共済団体  $\gamma$  は JSC の 2.3%に近い結果となったものの、3 団体とも JSC を上回る結果となった。

#### ④ 結果

以上より、JSCは民間よりも低い水準の事業経費で事業が運営されていることが確認できた。

### (2) 積立金の水準

#### ① 災害共済給付勘定における積立金

災害共済給付制度においては、給付金の支払額など事前に正確に予測することはできない項目があるため、毎年の収入(共済掛金収入、災害共済給付補助金、免責特約勘定からの受入、支払備金<sup>24</sup>戻入<sup>25</sup>など)と支出(給付金、一般勘定繰入金、支払備金繰入<sup>26</sup>など)は必ずしも一致しない。このため、毎年発生する収支の差額は積立金として内部留保され、災害共済給付勘定の貸借対照表では利益剰余金(累計でマイナスになった場合には繰越欠損金)という勘定科目で計上される。

#### ② 積立金の水準

災害共済給付勘定における平成 27 年度末の積立金(利益剰余金)は約 9 億円となっている。

直近 5 年間(平成 23 年度～27 年度)の利益剰余金および各年度の当期純利益(マイナスの場合は当期純損失)の推移は【表 4-16】のとおりである。

平成 26 年度末の利益剰余金は 1,888 百万円であったが、平成 27 年度の単年度損益が 984 百万円の純損失となったため、平成 27 年度末の利益剰余金は 904 百万円まで減少した。給付金の変動および支払備金繰入額・戻入額の変動を要因として、毎年度の損益は大きく変動し、直近 5 年間においては 3 年間で純損失、2 年間で純利益となっている。

平成 27 年度末の利益剰余金 904 百万円は、直近 5 年間で最大の単年度損失(平成 27 年度)である 984 百万円がもう一度発生すると繰越欠損金となる水準であり、直近 5 年間の単年度損失のうち最も金額が小さい損失(平成 25 年度)443 百万円であっても 2 年続けて発生すればほぼ剰余金がゼロになってしまう水準である。

したがって、毎年の収支の変動を吸収するための準備金として考えた場合、現在の積

<sup>24</sup> 以下①～③の給付金支払債務の合計(①支払額決定済み・支払未了の給付金の額、②請求済み・支払額未定の給付金見込額、③災害発生済み・未請求の給付金見込額)

<sup>25</sup> 当年度末の支払備金残高が前年度末より下回った場合に差額を経常収益として認識するための勘定科目

<sup>26</sup> 当年度末の支払備金残高が前年度末残高を上回った場合に差額を経常費用として認識するための勘定科目

立金の水準は過大とは言えないものと考えられる。

(3) 現行の事業経費の水準(積立金の水準を含む)に関する検証結果

以上により、災害共済給付事業および学校安全支援業務に係る現行の JSC の事業経費は、民間と比較すると低い水準であると考えられる。

また、積立金の水準についても、毎年の収支の変動を吸収するための準備金として考えた場合、現在の水準は過大とは言えないものと考えられる。

【表 4-13】 JSC の事業経费率(人件費を除く)

(単位:百万円)

区分		金額
災害共済給付業務	契約事務	4
	制度周知事務	6
	給付事務	25
	訴訟関係	10
学校安全支援業務	調査研究・情報提供	19
	受託事業	23
共通経費	人件費(①)	1,237
	システム運用・保守	152
	会議経費	13
	事務所等経費	90
	発送費	31
	その他経費	12
事業経費合計(②)		1,622
事業経費(人件費を除く) ③=②-①		385
共済掛金収入(④)		16,429
事業経费率(人件費を除く) ③÷④		2.3%

(出典)事業経費の内訳は第2回検討会議資料(JSC提供)

共済掛金収入はJSCがウェブサイトで公開している財務諸表

【表 4-14】 損保の事業経费率(人件費、手数料を除く)

(単位:百万円)

	損害保険 会社A社	損害保険 会社B社	損害保険 会社C社	損害保険 会社D社	4社計
①正味収入保険料	2,036,790	2,181,303	1,444,176	1,160,867	6,823,137
②事業経費合計	739,377	831,682	557,599	470,129	2,598,787
a. 人件費	201,073	239,739	167,251	119,149	727,212
b. 物件費	164,940	180,291	124,468	123,915	593,613
c. 税金	15,244	18,874	12,051	11,027	57,196
d. 拠出金	26	1	15	1	43
e. 負担金	0	0	0	0	0
f. 諸手数料及び集金費	358,094	392,778	253,813	216,038	1,220,724
③事業経費(a.f.を除く)	180,210	199,165	136,534	134,942	650,852
事業経费率(③÷①)	8.8%	9.1%	9.5%	11.6%	9.5%

(出典)インシュアランス損害保険統計号(平成27年版)

【表 4-15】 共済の事業経费率(人件費、手数料を除く)

共済団体α

(単位:百万円)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	計
①共済掛金等収入	6,505	8,156	8,369	8,531	8,680	40,241
②事業経費	2,520	2,702	2,874	3,024	3,317	14,437
③共済委託手数料	857	1,043	1,069	1,089	1,128	5,186
④人件費	434	462	488	513	552	2,448
⑤事業経費(②-③-④)	1,229	1,197	1,316	1,422	1,637	6,802
事業経费率(⑤÷①)	18.9%	14.7%	15.7%	16.7%	18.9%	16.9%

共済団体β

(単位:百万円)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	計
①共済掛金等収入	640,974	598,866	611,279	605,363	600,734	3,057,216
②事業経費	114,565	115,318	120,980	122,599	122,667	596,129
③共済委託手数料	12,973	12,683	12,257	12,637	12,523	63,073
④人件費	45,435	45,415	47,993	48,056	47,810	234,709
⑤事業経費(②-③-④)	56,157	57,220	60,730	61,906	62,334	298,347
事業経费率(⑤÷①)	8.8%	9.6%	9.9%	10.2%	10.4%	9.8%

共済団体γ

(単位:百万円)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	計
①共済掛金等収入	554,468	560,581	576,760	589,956	603,295	2,885,060
②事業経費	65,573	66,452	66,822	69,635	68,790	337,272
③共済委託手数料	50,368	50,299	50,600	50,042	49,983	251,292
④人件費	2,739	2,727	2,806	2,827	2,696	13,795
⑤事業経費(②-③-④)	12,466	13,426	13,416	16,766	16,111	72,185
事業経费率(⑤÷①)	2.2%	2.4%	2.3%	2.8%	2.7%	2.5%

(出典)各団体のディスクロージャー資料

【表 4-16】 災害共済給付勘定の利益剰余金の推移

(単位:百万円)

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利益剰余金(繰越欠損金)		-244	2,245	1,802	1,888	904
増減(当期純利益・純損失)		-772	2,489	-443	86	-984
収入	災害共済給付補助金	2,561	2,560	2,559	2,379	2,213
	共済掛金収入	16,717	16,632	16,484	16,429	16,330
	免責特約勘定より受入	278	696	404	381	260
	支払備金戻入	86	1,432	0	0	0
	その他	6	36	10	13	23
	計	19,649	21,356	19,458	19,202	18,826
支出	給付金	20,253	18,702	18,735	18,769	19,050
	一般勘定繰入金	168	165	237	235	276
	支払備金繰入	0	0	929	111	484
	計	20,421	18,867	19,901	19,115	19,810

(出典) JSCがウェブサイトで公開している財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

## 第5章 災害共済給付制度を民間で実施することについて

本業務において、災害共済給付制度を民間で実施することの可能性を検討するために各種調査を行ってきたが、調査結果をまとめると以下の通りである。

### 1. 災害共済給付制度を民間で実施する場合の保障内容

学校設置者へのアンケートの結果を見ると、業務量や加入同意の取得等一部改善が望まれる事項はあるものの、特に保障内容については現在の内容に大きな問題点は見受けられないことが確認できた。

そのため、仮に民間で実施する場合でも、現行の制度内容を維持して実施することが合理的であると考えられる。

### 2. 民間で実施する場合の分析

上記1.の前提で、民間へのヒアリングや新日本でのコスト試算等に基づいて、災害共済給付制度を民間で実施することに関する新日本の分析は以下の通りである。

#### (1) 法令等の制約の観点

現在の民間では、以下のような法令等による制約や業界内における制約がある。

- ① 保険業法施行規則または消費生活協同組合法施行規則により、被保険者（被共済者）が15歳未満の死亡保障の限度額を設けるように規定されており、上限額を1,000万円に設定している。
- ② 保険業法の規定により、生命保険と損害保険の兼営が禁止されており、損害保険会社は疾病による死亡保障を販売することができないため、災害共済給付制度を実施することができない。
- ③ 学校教諭が行っている募集業務が、業界における募集業務に該当する可能性がある。募集業務に該当する場合は募集資格を取得する必要がある。募集資格がなくても募集できる保険（団体保険）で販売する場合であっても、加入者に対する適切な情報提供や教育委員会から学校教諭に対する適切な指導、研修等が必要になる。
- ④ 監督指針（保険会社向けまたは共済事業向け）に、「予定発生率は基礎データに基づいて合理的に算出される必要がある」と規定されており、国費投入を前提としていないと考えられる。

上記の制約を解消するためには、法令等の改正や自主規制の撤廃を含め災害共済給付制度に関する法令上の特別な手当が必要になる。仮にこれらを実施した場合でも、結局、独立行政法人日本スポーツ振興センター法とは別に法令を創設することになり、同法に基づく制度を廃止しても、民間で実施する意味が薄れてしまうと考えられる。

## (2) 制度への協力の観点

現在の災害共済給付制度では、学校設置者(教育委員会等)や医療機関から以下のような協力を得られている。

- ① 学校および学校設置者が加入者名簿の更新や掛金の取りまとめを行っている。
- ② 学校および学校設置者が支払請求等の災害共済給付についての事務(災害報告書・請求書等の作成、保護者への給付金支払等)を行っている。
- ③ 医療機関から、被災児童生徒等の医療費の証明について、文書料(証明料)を無料にするなどの協力を得ている。

上記は、災害共済給付制度が国の事業であるということが前提になっていると考えられ、仮に民間で実施することになった場合は、学校設置者や医療機関からの協力が得られなくなることも想定される。

上記の協力がどの程度制度維持に貢献できているかを定量的に分析することは難しいが、加入者数が 1,700 万人、給付金の支払いが年間で 210 万件という現状を考えると、協力が得られない場合は制度を運営するための前提が揺らぎ、制度自体を維持できなくなる可能性がある。

## (3) 民間で実施するための環境

民間で実施する場合は、以下のような公正な競争条件の下、行うことが望まれる。

- ① 全ての事業者が本制度へ参入することができる。
- ② 参入した事業者が、国費により通常よりも著しく有利な条件で営業活動を行えないようにする。
- ③ 将来的に事業の趣旨や魅力が薄れた場合に自由に撤退できる。

このような条件で、複数社が参入して引き受けを行うことを想定すると、学校設置者ごとに引き受け保険会社(共済団体)が異なる恐れがある。その場合は制度全体として事務の流れが複雑になり、保護者や学校設置者の利便性が損なわれる可能性がある。

例えば、医療費の給付は災害発生後最大で 10 年間継続して行うこととなっているが、引き受け保険会社(共済団体)が小学校、中学校、高等学校で分かれた場合、一社が途中で抜けた場合や転校により引き受け保険会社(共済団体)が変わってしまった場合など、円滑に給付が継続できなくなる懸念がある。

また、引き受け保険会社(共済団体)により、募集や給付金支払いの事務処理や必要書類が異なる可能性もあり、制度が統一されなくなる懸念もある。

さらに、将来的に災害共済給付制度実施の魅力が薄れた場合の自由な撤退を許容すると、制度の継続の担保が出来なくなる可能性がある。

#### (4) 現状制度について

一方で、現状の JSC の災害共済給付制度を分析したところ、以下の通りであった。

- ① 民間では発生する代理店や営業職員への手数料・給与を支払っていない。
- ② 民間では見込んでいる利潤を見込んでいない。
- ③ その結果、民間で実施する場合の掛金の試算においても、民間に全部委託する場合は最低でも 91 億円の国費が必要となり、民間に一部を委託する場合は最低でも 43 億円の国費投入額が必要となる。
- ④ 人件費の比較においては民間のほうが JSC よりも時間単価が高い。なお、実際の業務にかかる時間については、例えば従事時間で最も大きな割合を占めている給付金支払可否を判定する審査業務では一件あたり 4.6 分で審査を行っており、民間で行った場合でもこれ以上効率化できないと考えられる。
- ⑤ また、人件費を除いた事業経費率の比較においても、JSC が 2.3%である一方で、民間では最も小さい事業経費率の共済団体でも 2.5%であった。

民間と JSC では会社の仕組みそのものが異なるため、単純比較を行うことはできないが、上記を勘案すると必ずしも現状の JSC が非効率であるとは言えないと考えられる。

#### (5) 結論

民間実施には各種制約が存在するが、それらの制約を解消したとしても、現行の災害共済給付制度が学校の設置者や医療機関等の協力を得ているとはいえ、上記(1)、(2)および(4)の検証結果からは、民間実施のメリットを見出すことはできないものと考えられる。

## 資料 1 学校設置者へのアンケート

### 災害共済給付制度に係るアンケート調査

※本アンケートは学校の設置者にお答えいただくことを想定しています。

0	回答者に関する情報 (都道府県名、国立・公立・私立・株立・その他、設置者名、担当部署名、連絡先【電話、メールアドレス】)	
0.1	都道府県名	
0.2	国立・公立・私立・株立・その他	
0.3	設置者名	
0.4	担当部署名	
0.5	連絡先【電話番号】	
0.6	連絡先【メールアドレス】	

※記載いただいた連絡先については、本件の問合せのみに利用します。

★以降の質問は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、質問いたします(幼稚園・認定こども園等、他の学校種は含みません。)

1	設置する学校種及び学校数をお答えください。	
1.1	小学校【校】	
1.2	中学校【校】	
1.3	高等学校(全日制)【校】	
1.4	高等学校(定時制)【校】	
1.5	高等学校(通信制)【校】	
1.6	特別支援学校【校】	
	計	0

※一つの高等学校に全日制、定時制、通信制が混在している場合は、それぞれ校数に入れてください。(例:一つの高等学校に、全日制と通信制がある場合、高等学校(全日制)1校、高等学校(通信制)1校)  
※小中一貫校、義務教育学校、中高一貫校、中等教育学校は、小学校、中学校、高等学校(全日制)として、それぞれ校数に入れてください。(例:中高一貫校の場合は、中学校1校、高等学校(全日制)1校とカウントする。)

(半角数字で入力してください。)

(半角数字で入力してください。)

(半角数字で入力してください。)

(半角数字で入力してください。)

(半角数字で入力してください。)

(半角数字で入力してください。)

2	災害共済給付制度に加入していますか? (加入している、加入していない)	
---	--	--

○「2.」で「加入していない」を選択した場合は以下の質問にお答えください。

3	加入していない理由をお答えください。(該当するもの全てを選択してください。)	
3.1	掛金が高い	
3.2	契約・請求に係る事務量が多い	
3.3	民間の保険で十分である	
3.4	その他(自由記載)	

400字以内で記載してください

4	児童生徒等に係る保険等で加入しているものをお答えください。(該当するもの全てを選択してください。)(回答できる範囲で結構です。)	
4.1	スポーツ安全保険	
4.2	PTA共済	
4.3	修学旅行の民間旅行保険	
4.4	その他(自由記載)	

400字以内で記載してください

●「2.」で「加入していない」を選択した場合は、以下の回答は行う必要はありません。御協力ありがとうございました。

○「2.」で「加入している」を選択した場合は、「32.」までの質問にお答えください。

※以降の質問については、それぞれ小学校・中学校・高等学校・特別支援学校ごとにお答えください。(設置していない学校についてはお答えいただく必要はありません。)

5	災害共済給付事業は設置者にとって有益ですか。 (有益、有益でない)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
---	--------------------------------------	-----	-----	------	--------

○「5.」で「有益」を選択した場合は以下の質問にお答えください。

6	どのような点が「有益」かお答えください。(該当するもの全てを選択してください。)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
6.1	保護者の医療費負担が軽減				
6.2	教職員が安心して指導ができる				
6.3	学校安全支援に係る資料				
6.4	保護者とのトラブル回避				
6.5	その他(自由記載)				

400字以内で記載してください

○「5.」で「有益でない」と回答した場合は以下の質問にお答えください。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7	どのような点が「有益ではない」かお答えください。(該当するもの全てを選択してください。)			
7.1	掛金が高い			
7.2	契約・請求に係る事務量が多い			
7.3	その他(自由記載)			

400字以内で記載してください

○以下の質問にお答えください。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8	保護者から加入の同意書を取っていますか。(毎年取っている、入学時のみ取っている、通知等による加入にかかる説明のみで取っていない、契約時には知らせていない)			
9	保護者は、学校で怪我等をした際に災害共済給付制度を利用することができることを理解していますか。(ほとんどの保護者が理解している、理解している保護者は少ない、どちらとも言えない)			
10	契約手続や給付金請求手続の事務を学校設置者が行うことについてどうお考えですか。(妥当、妥当でない、やむを得ない)			
11	共済掛金についてどう思われますか。(妥当、高い、安い)			
12	給付金が支払われる災害の範囲についてどう思われますか。(妥当、範囲が広い、範囲が狭い)			
13	医療費(負傷・疾病)の給付金額についてどう思われますか。(妥当、高い、安い)			
14	医療費(負傷・疾病)の給付期間(初診から10年)についてどう思われますか。(妥当、長い、短い)			
15	障害見舞金の金額(1級(常時介護):3,770万円~14級:82万円、通学中の災害は半額)についてどう思われますか。(妥当、高い、安い)			
16	死亡見舞金の金額(2800万円(通学中の災害または学校の管理下で運動などの行為と関連なしに発生した災害は半額))についてどう思われますか。(妥当、高い、安い)			
17	学校の管理下の災害に対する医療費(負傷・疾病)について、災害共済給付と地方自治体の医療扶助(子ども医療費助成制度等)の使用の組み合わせについてどうされていますか?(災害共済給付を使用している、子ども医療費助成を使用している、どちらを使用するか決めていない)			
18	医療費(負傷・疾病)については、医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が給付されますが、3/10に加え1/10の給付がされることについてどう思われますか。(有益、有益でない、どちらとも言えない)			
19	契約手続の業務量について評価してください。(適切である、少し多い、多い)			
20	請求手続の業務量について評価してください。(適切である、少し多い、多い)			
21	災害共済給付以外に児童生徒等が加入している保険等をお答えください。(該当するもの全てを選択してください。)(回答できる範囲で結構です。)			
21.1	災害共済給付への加入を条件に災害共済給付金に上乘せする民間保険			
21.2	スポーツ安全保険			
21.3	PTA共済			
21.4	修学旅行の民間旅行保険			
21.5	その他(自由記載)			
22	日本スポーツ振興センター(JSC)が提供する学校安全支援に係る資料等を活用していますか。(活用している、あまり活用していない、活用していない)			
23	(学校安全支援に係る資料例:「教材カード」「学校事故事例検索データベース」「DVD」「スポーツ事故防止ハンドブック」等)			
24	「22.」で「活用している」を選択した場合は、どのように活用しているか記載してください。(自由記載)			
25	「22.」で「あまり活用していない」「活用していない」を選択した場合は、活用していない理由を記載してください。(自由記載)			
26	日本スポーツ振興センター(JSC)の制度説明会、研修会等を活用していますか?(活用している、あまり活用していない、活用していない)			
27	「25.」で「活用している」を選択した場合は、どのように活用しているか記載してください。(自由記載)			
28	「25.」で「あまり活用していない」「活用していない」を選択した場合は、活用していない理由を記載してください。(自由記載)			

400字以内で記載してください

400字以内で記載してください

400字以内で記載してください

400字以内で記載してください

400字以内で記載してください

(その他自由記載)		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
28	災害共済給付事業または学校安全支援事業に対し、養護教諭、体育科教員、部活動顧問等、学校現場の教職員からの声がありましたら記載してください。 (生徒同士の悪ふざけでケガをさせてしまったときにこの制度があつて助かった、部活動中の事故が補償されて助かった、この制度で補償される事故かどうか判断が難しく困った、等。)					400字以内で記載してください
29	契約時の制度説明の際に保護者からの災害共済給付事業に対する声がありましたら記載してください。 (掛金が高い、制度説明(資料)が分かりづらい等。)					400字以内で記載してください
30	給付を受けた保護者からの災害共済給付事業に対する声がありましたら記載してください。(給付があつて助かった、給付金額が少ない等)					400字以内で記載してください
31	災害共済給付事業の給付条件や給付水準について、改善して欲しい点がありますか。					400字以内で記載してください
32	その他、災害共済給付事業全般について、ご意見がありましたら記載してください。					400字以内で記載してください

質問事項は以上です。御協力ありがとうございました。

## 資料 2 民間へのヒアリング内容

### 1. 保険会社向けの内容

#### 災害共済給付事業に関するヒアリング〈保険会社〉

##### ○災害共済給付事業実施の前提条件

- ・現行の補償内容(学校管理下中の以下の負傷・疾病、障害、死亡に対して給付金を支払う。)を維持する。
- ・現行の掛金を維持する。(掛金維持のために、補助金を導入する。)
- ・加入前には保護者から同意を取り付ける必要があり、入学時または入学後に取り付けている。
- ・毎年 5 月 31 日が契約の締結期限である。そのため、契約の計上は毎年 5 月～6 月頃となる。
- ・加入者数は 16,914,422 人(平成 27 年度)、給付件数は 2,108,161 件(平成 27 年度)
- ・契約手続きの一部(加入者数の確認、保護者からの加入同意の取得、加入名簿の作成等)、請求手続き(請求書類の作成)は学校教諭、学校の設置者(教育委員会等)が行う。
  - \* 医療機関からの証明書は保護者が学校に提出する。
- ・保険会社から契約締結を拒絶するための理由が決まっており、既往症がある場合であっても引き受けを行う必要がある。
  - \* 拒絶理由
    - 一 当該災害共済給付契約を申込み児童生徒等の数が、当該児童生徒等が在学する学校の児童生徒等の総数に比べて著しく少ないこと。
    - 二 当該災害共済給付契約の申込みが契約締結期限(5/31)の経過後に行われること。
    - 三 免責の特約を付する場合に、災害共済給付契約に係る児童生徒等の一部につき免責の特約を付する申込みが行われること。
- ・学校関係者等の事故防止対策のために、実際の事故報告事例に基づいた情報提供(統計情報、過去事例のデータベース検索、広報誌発行、講習会等)を行う。(学校安全支援業務)

以下の内容について、可能な範囲でご教示ください。

1. 過去の商品開発の経験から、保険金支払事由が 4 種類程度の新商品を開発するために平均的に必要な期間を以下の区分でご教示ください。
  - a. 商品認可の取得
  - b. 事務処理策定

c. システム開発

2. 災害共済給付事業をもし実施する場合、実施する上で問題となり得ると考えられる事項について、可能な範囲で以下のとおりご教示ください。

(1) 商品内容

a. 同一の保険金支払事由の商品とすることについて

→保険業法において認められていない支払事由である、こども向けの商品としては保険金額が高額であり開発が困難である等

b. 同一の保険料とすることについて

→保険料を同一とすることができない可能性がある、そもそも保険料算出の基礎となる統計データが存在するか不明である等

(2) システム開発

a. 開発スケジュールについて

→現状のシステム開発案件が山積している中での想定していない開発であり、新たにシステム開発を行う余力がない等

b. システム負荷について

→契約の計上時期が集中する商品は過去に例がなくシステムにかかる負荷が大きくなりす

ざる恐れがある、一商品での保険金支払件数が多いためシステムにかかる負荷が大きくなりすぎる恐れがある等

### (3) 募集行為

#### a. 募集スケジュールについて

→募集開始から契約締結までの期間が短過ぎる、現在の人員数では募集に割ける人員を確保することが困難である等

#### b. 学校教諭が募集業務の一部を行う点について

→募集資格を持たないにもかかわらず募集を行うことには法令上の問題がある、個人情報保護の観点から問題がある等

### (4) 損害査定

#### a. 査定態勢について

→現在の態勢はこの制度を想定していないものであり年間 200 万件の保険金支払を行うためには人員が不足している、現行の実務通りの期間内に保険金支払いを行うことは難しい等

#### b. 学校教諭が請求手続きを行う点について

→保険会社以外が請求手続きを行うことは正確に保険金を支払う観点からは容認し難い、有無判断を保険会社が行う必要があるため現行の査定の流れのままでは保険金を支払うことは難しい等

(5) その他

a. 補助金について

→現在の保険料算定の仕組みでは補助金を受け入れることが難しい、仮に補助金を受け入れることができるようになった場合でも補助金の金額によっては収支がマイナスになる可能性がある等

b. 一社が独占販売することについて

災害共済給付事業を一社が独占的に販売することについて、例えば独占禁止法に抵触する等の問題があればご教示ください。

3. 災害共済給付事業では学校安全支援業務を行っていますが、学校安全支援業務を保険会社または保険会社の子会社・関連会社で行うこととした場合、実務的に問題になると考えられることをご教示ください。

→過去事例のストックがないため有益な情報の提供が難しい、講習会で全国に行くのは現在の人員を考えると現実的でない、そもそも学校実務に精通していないため実施が難しい、コストを保険料に転嫁する必要があり保険料が高くなりすぎる恐れがある等

4. 以下の質問は、災害共済給付事業を新たに行うためにどの程度の経費がかかるかを推定するための参考として、既存の保険に関してお伺いするものです。社外秘の事項もあろうかと思われまますので開示可能な範囲でご教示ください。

(1) 既存の子ども向けの保険に要する平均的な経費率(経費÷保険料)をご教示ください。

--

(2) 既存の子ども向けの保険の経費のうち、募集業務に関する割合を、a. 営業現場、b. 募集人・代理店、c. その他 の別に概算で結構ですのでご教示ください。

--

(3) 既存の子ども向けの保険の経費のうち、保険金支払業務に関する割合を、a. 営業現場、b. 募集人・代理店、c. 損害査定現場、d. その他 の別に概算で結構ですのでご教示ください。

--

※災害共済給付事業については、添付の「学校安全・災害共済給付ガイド」をご覧ください。  
また、概要をまとめた別添の参考資料もご参照ください。

ご協力ありがとうございました。

## 2. 共済団体向けの内容

### 災害共済給付事業に関するヒアリング<協同組合連合会>

#### ○災害共済給付事業実施の前提条件

- ・現行の補償内容(学校管理下中の以下の負傷・疾病、障害、死亡に対して給付金を支払う。)を維持する。
- ・現行の掛金を維持する。(掛金維持のために、補助金を導入する。)
- ・加入前には保護者から同意を取り付ける必要があり、入学時または入学後に取り付けている。
- ・毎年 5 月 31 日が契約の締結期限である。そのため、契約の計上は毎年 5 月～6 月頃となる。
- ・加入者数は 16,914,422 人(平成 27 年度)、給付件数は 2,108,161 件(平成 27 年度)
- ・契約手続きの一部(加入者数の確認、保護者からの加入同意の取得、加入名簿の作成等)、請求手続き(請求書類の作成)は学校教諭、学校の設置者(教育委員会等)が行う。
  - \* 医療機関からの証明書は保護者が学校に提出する。
- ・協同組合連合会から契約締結を拒絶するための理由が決まっており、既往症がある場合であっても引き受けを行う必要がある。
  - \* 拒絶理由
    - 一 当該災害共済給付契約を申込み児童生徒等の数が、当該児童生徒等が在学する学校の児童生徒等の総数に比べて著しく少ないこと。
    - 二 当該災害共済給付契約の申込みが契約締結期限(5/31)の経過後に行われること。
    - 三 免責の特約を付する場合に、災害共済給付契約に係る児童生徒等の一部につき免責の特約を付する申込みが行われること。
- ・学校関係者等の事故防止対策のために、実際の事故報告事例に基づいた情報提供(統計情報、過去事例のデータベース検索、広報誌発行、講習会等)を行う。(学校安全支援業務)

以下の内容について、可能な範囲でご教示ください。

1.～3.の質問については、貴連合会で災害共済給付事業を行う場合、または新たに協同組合および連合会を設立して災害共済給付事業を行う場合を仮定してご教示ください。

1. 過去の商品開発の経験から、共済金支払事由が 4 種類程度の新商品を開発するために平均的に必要な期間を以下の区分でご教示ください。
  - a. 商品認可の取得
  - b. 事務処理策定
  - c. システム開発

--

2. 災害共済給付事業をもし実施する場合、実施する上で問題となり得ると考えられる事項について、可能な範囲で以下のとおりご教示ください。

(1) 商品内容

a. 同一の共済金支払事由の商品とすることについて

→生協法において認められていない支払事由である、こども向けの商品としては共済金額が高額であり開発が困難である等

b. 同一の掛金とすることについて

→掛金を同一とすることができない可能性がある、そもそも掛金算出の基礎となる統計データが存在するか不明である等

(2) システム開発

a. 開発スケジュールについて

→現状のシステム開発案件が山積している中での想定していない開発であり、新たにシステム開発を行う余力がない等

b. システム負荷について

→契約の計上時期が集中する商品は過去に例がなくシステムにかかる負荷が大きくなりすぎる恐れがある、一商品での共済金支払件数が多いためシステムにかかる負荷が大きくなりすぎる恐れがある等

(3) 募集行為

a. 募集スケジュールについて

→募集開始から契約締結までの期間が短過ぎる、現在の人員数では募集に割ける人員を確保することが困難である等

b. 学校教諭が募集業務の一部を行う点について

→募集資格を持たないにもかかわらず募集を行うことには法令上の問題がある、個人情報保護の観点から問題がある等

(4) 損害査定

a. 査定態勢について

→現在の態勢はこの制度を想定していないものであり年間 200 万円の共済金支払を行うためには人員が不足している、現行の実務通りの期間内に共済金支払いを行うことは難しい等

b. 学校教諭が請求手続きを行う点について

→協同組合以外が請求手続きを行うことは正確に共済金を支払う観点からは容認し難い、有無責任を協同組合が行う必要があるため現行の査定の流れのままで共済金を支払

うことは難しい等

(5) その他

a. 補助金について

→現在の掛金算定の仕組みでは補助金を受け入れることが難しい、仮に補助金を受け入れることができるようになった場合でも補助金の金額によっては収支がマイナスになる可能性がある等

b. 一社が独占販売することについて

災害共済給付事業を一社が独占的に販売することについて、例えば独占禁止法に抵触する等の問題があればご教示ください。

3. 災害共済給付事業では学校安全支援業務を行っていますが、学校安全支援業務を協同組合または協同組合の子会社・関連会社で行うこととした場合、実務的に問題点になると考えられることをご教示ください。

→過去事例のストックがないため有益な情報の提供が難しい、講習会で全国に行くのは現在の人員を考えると現実的でない、そもそも学校実務に精通していないため実施が難しい、コストを掛金に転嫁する必要があり掛金が高くなりすぎる恐れがある等

4. 以下の質問は、災害共済給付事業を新たに行うためにどの程度の経費がかかるかを推定するための参考として、既存の共済に関して伺います。社外秘の事項もあろうかと思

われますので開示可能な範囲でご教示ください。

- (1) 既存の子ども向けの共済に要する平均的な経費率(経費÷掛金)をご教示ください。

- (2) 既存の子ども向けの共済の経費のうち、募集業務に関する割合を、a. 営業現場、b. 募集人・代理店、c. その他 の別に概算で結構ですのご教示ください。

- (3) 既存の子ども向けの共済の経費のうち、共済金支払業務に関する割合を、a. 営業現場、b. 募集人・代理店、c. 損害査定現場、d. その他 の別に概算で結構ですのご教示ください。

※災害共済給付事業については、添付の「学校安全・災害共済給付ガイド」をご覧ください。

また、概要をまとめた別添の参考資料もご参照ください。

ご協力ありがとうございました。

### 資料 3 算出根拠(民間に完全に委託する場合)

#### ①純掛金(安全割増を含む)

(1) 給付金支払額(供花料、へき地通院費を含む)

(単位:円)

学校種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
義務教育	10,954,776,396	10,992,115,376	10,493,335,480	9,913,236,258	10,487,216,099	10,384,995,832	9,689,120,776	9,868,795,993	9,676,619,041	9,348,358,567
高等学校・全日制	7,394,271,676	7,464,033,320	7,411,255,934	7,460,745,781	7,502,616,686	8,156,553,426	8,041,229,596	8,026,656,699	8,291,592,303	8,941,517,545
高等学校・定時制	60,203,024	77,993,718	55,617,923	50,899,025	162,210,979	118,029,240	63,319,794	73,454,926	67,102,420	50,208,793
高等学校・通信制	11,774,087	36,959,268	29,965,840	66,276,613	63,268,251	55,725,695	80,552,956	66,314,422	58,230,366	33,079,941
高等専門学校	110,259,602	116,453,201	146,896,172	142,168,431	85,564,284	105,925,496	72,088,580	103,206,406	138,944,618	121,886,989
幼稚園	345,805,524	253,798,015	215,728,183	172,641,691	179,985,626	190,957,381	211,057,298	206,236,012	198,248,764	213,773,633
保育所等	410,379,993	353,345,174	451,260,322	397,720,509	401,919,292	330,764,115	384,315,001	315,181,506	333,753,106	340,890,937
合計	19,287,470,302	19,294,698,071	18,804,059,854	18,203,688,308	18,882,781,217	19,342,951,186	18,541,684,001	18,659,845,964	18,764,490,618	19,049,716,405

(出典)JSCから受領した資料から集計。義務教育は小学校と中学校の合計。

(2) 加入者数

(単位:人)

学校種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
義務教育	10,842,948	10,805,284	10,775,102	10,728,115	10,618,815	10,530,429	10,389,711	10,286,676	10,178,624	10,083,859
高等学校・全日制	3,421,609	3,336,901	3,302,724	3,284,308	3,306,232	3,288,969	3,305,498	3,275,142	3,300,656	3,292,688
高等学校・定時制	105,942	105,424	105,483	108,086	113,058	112,756	108,568	103,010	98,318	93,912
高等学校・通信制	122,658	122,619	125,166	129,215	131,752	132,334	135,943	134,160	137,010	135,548
高等専門学校	59,093	59,110	59,209	59,085	59,214	58,916	58,437	57,857	57,318	57,262
幼稚園	1,416,085	1,394,045	1,362,764	1,323,846	1,302,185	1,291,416	1,296,169	1,277,534	1,257,678	1,370,867
保育所等	1,843,113	1,843,537	1,841,219	1,846,447	1,862,120	1,883,130	1,916,466	1,937,452	1,969,846	1,880,286
合計	17,811,448	17,666,920	17,571,667	17,479,102	17,393,376	17,297,950	17,210,792	17,071,831	16,999,450	16,914,422

(出典)JSCから受領した資料から集計。義務教育は小学校と中学校の合計。

(3) 給付金支払額の期待値((1)÷(2)で算出)

(単位:円)

学校種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均値
義務教育	1,010	1,017	974	924	988	986	933	959	951	927	967
高等学校・全日制	2,161	2,237	2,244	2,272	2,269	2,480	2,433	2,451	2,512	2,716	2,377
高等学校・定時制	568	740	527	471	1,435	1,047	583	713	683	535	730
高等学校・通信制	96	301	239	513	480	421	593	494	425	244	381
高等専門学校	1,866	1,970	2,481	2,406	1,445	1,798	1,234	1,784	2,424	2,129	1,954
幼稚園	244	182	158	130	138	148	163	161	158	156	164
保育所等	223	192	245	215	216	176	201	163	169	181	198
合計	1,083	1,092	1,070	1,041	1,086	1,118	1,077	1,093	1,104	1,126	1,089

#### (4) 純掛金

学校種別	①給付金支払額の期待値	②標準偏差	③安全割増(②×2)	④純掛金(円)(①+③)
義務教育	967	34	67	1,034
高等学校・全日制	2,377	170	339	2,716
高等学校・定時制	730	297	594	1,324
高等学校・通信制	381	154	309	690
高等専門学校	1,954	418	836	2,790
幼稚園	164	32	63	227
保育所等	198	27	53	251
合計				1,214

\*1 ①給付金支払額の期待値は、(3)給付金支払額の期待値の10年間の単純平均

\*2 ②標準偏差は、(3)給付金支払額の期待値の10年間の算出結果から算出した標準偏差

\*3 ④純掛金の「合計」の数値は、平成27年度の加入者数により加重平均した数値を記載している

## ②人件費

### (1) 民間委託した場合の人件費(時間単価)

業界	会社・団体	①平均年間給与(万円)	②人件費(万円) (生損保は①×2)	③時間単価(円) (②÷250÷7)
生命保険	生命保険会社A社	648.6	1,297.2	7,413
損害保険	損害保険会社A社	891.3		
	損害保険会社B社	638.6		
	損害保険会社C社	747.2		
	損害保険会社D社	680.8		
	4社の平均	739.5	1,479.0	8,451
共済	共済団体α		1,182.8	
	共済団体β		1,330.1	
	共済団体γ		1,678.2	
	3団体の平均		1,397.1	7,983

- ・生命保険は、有価証券報告書から平均年間給与が取得できる生命保険会社A社の数値を使用した
- ・損害保険は、各社のディスクロージャー資料から平均年間給与が取得できるため、大手4社の平均値を使用した
- ・年間給与に加えて社会保険料、退職給付等に充てる人件費も企業は負担するため、人件費は年間給与の2倍とした
- ・共済は、生協法に基づく共済団体のうち規模や災害共済給付制度との親和性から3団体を選び、各団体の損益計算書から「人件費÷職員数」の直近5年平均を算出し、3団体の平均を算出した
- ・時間単価は年間250営業日、1日あたり7時間勤務の前提で算出した

### (2) JSC職員(学校安全部)の災害共済給付事業に関する業務時間

部署	①人員数(人)	②一人あたり年間業務時間(時間)	③年間業務時間合計(時間)(①×②)
業務推進課	19	2,054	39,019
給付課	100	2,098	209,751
上記2課以外	39	2,000	78,000
合計	158		326,770

- ・人員数はJSCへのヒアリングによる
- ・業務推進課と給付課の年間業務時間はJSCの業務量調査に基づく数値
- ・上記2課以外については、現在のJSCと同数の人員がフルタイムで勤務する必要があるものとして算出した

### (3) 民間委託した場合の人件費(「(1)の時間単価×(2)の業務時間合計」により算出)

業界	①時間単価(円) (1)で算出)	②年間業務時間 合計(2)で算出)	③人件費合計(円) (①×②)
生命保険	7,413	326,770	2,422,207,740
損害保険	8,451	326,770	2,761,581,974
共済	7,983	326,770	2,608,658,501

### ③その他経費

(単位：百万円)

区分	金額	内容
災害共済給付業務	契約事務	4 契約手続の案内・契約申込手引きの印刷費等
	制度周知事務	6 給付請求事務ガイドブック等の印刷費等
	給付事務	25 審査にかかる委員会の委員謝金・旅費等
	訴訟関係	10 訴訟代理人報酬等
学校安全支援業務	調査研究・情報提供	19 学校・設置者に配布するDVD、ハンドブック等の印刷費等
	受託事業	23 スポーツ事故防止セミナー開催に係る旅費等
共通経費	会議経費	13 関係団体との会議に係る識者謝金・旅費等
	事務所等経費	90 事務所賃借料、水道光熱費、電話料金等
	発送費	31 毎月の給付金支払通知等の発想費等
	その他経費	12 発送用封筒印刷代等
合計	233	

(出典)第2回検討会議におけるJSC作成資料より抜粋

### ④システム開発・運用コスト

(単位：百万円)

<災害共済給付オンラインシステム>

	5年間のコスト	単年のコスト
①ハードウェア等	504	101
②開発コスト	1,341	268
③運用コスト	626	125
④システム追加開発(改修)	85	17
⑤コンサルタント費用	36	7
計	2,591	518

上記コストの算出根拠は以下のとおり

- ①現在のハードウェア等のスペックを元に、ハードウェア費用(構築費用、保守費用を含む)、データセンター費用、回線費用(50拠点の前提)を見込んだ
- ②第1期から第3期までの開発を一度に行う前提で、効率化が見込める部分(合計コストの80%と見込んだ)、一度で済む部分(残り2回分はゼロとした)を反映して見込んだ
- ③～⑤JSCのヒアリングに基づいて、現在のシステム規模で民間で開始することを想定した金額を算出した

制度改正への対応などのため、JSCは5年ごとにシステムを更新している。

このため、サーバーの交換やシステム開発は5年ごとにあると仮定して、上記の金額を5で割ることにより単年度の費用とした。

<学校安全WEB>

	5年間のコスト	単年のコスト
①開発コスト	24	5
②運営コスト	24	5
計	48	10

①WEBのページ数等を元に以下のとおり見込んだ。20人月(設計:6人月、製造:8人月、検証:6人月)×1人月あたり120万円=2400万円

②通常、運営コストは開発コストの20%程度と見込まれるため、開発コストを5で割った金額を単年度の運用コストとした。

なお、5年間経過後は開発コストに対応する5百万円は不要になるが、影響は軽微であるため、掛金にそのまま含めることとした。

	5年間のコスト	単年のコスト
<合計>	2,639	528

## ⑤手数料率

- (1) 損保および共済の手数料率の算出(生保は開示資料から算出するのは困難であるため、損保と同一の手数料率を使用する)  
 ※種目によって手数料率は異なるため、災害共済給付事業に種目特性の近い傷害保険(損保)および共済団体αの手数料率を元に計算する

<損害保険大手4社の手数料率(傷害保険、平成26年度)> (単位:千円)

	損害保険 会社A社	損害保険 会社B社	損害保険 会社C社	損害保険 会社D社	計
①正味収入保険料	165,061,846	181,001,369	145,531,163	68,071,190	559,665,568
②諸手数料及び集金費	36,102,718	41,694,453	32,963,285	14,094,135	124,854,591
③手数料率(②÷①)	21.9%	23.0%	22.7%	20.7%	22.3%

(出典) インシュアランス損害保険統計号(平成27年版)

<共済団体αの手数料率> (単位:千円)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	計
①共済掛金等収入	6,505,173	8,155,868	8,369,128	8,531,420	8,679,631	40,241,220
②共済委託手数料	857,257	1,042,704	1,068,940	1,089,345	1,128,039	5,186,285
③手数料率(②÷①)	13.2%	12.8%	12.8%	12.8%	13.0%	12.9%

(出典) 共済団体αの2015年度のAnnualレポート

- (2) 災害共済給付事業を民間に委託した場合に、学校の教職員等の協力が得られることにより代理店の業務が削減できる割合の推定

損害保険代理店の主な業務(日本損害保険協会のHPから)のうち、災害共済給付事業の場合に業務時間がどれだけ削減できるかを以下のとおり推定した

代理店の主な業務	想定される業務時間		推定の基準
	傷害保険	災害共済	
「<ご契約時>」			
保険商品の勧誘	10	1	傷害保険の成約率を10%と想定
保険の対象となるものの確認	2	0.5	被保険者の範囲の確認が傷害保険に比べて大幅に簡略化
保険商品の説明(見積り(契約金額の設定、保険料の計算))	3	1	制度内容に関する知識が教職員にあるため簡略化
重要事項(契約概要・注意喚起情報)の説明、告知事項の受領	3	1	制度内容に関する知識が教職員にあるため簡略化
契約の意向確認	2	0.5	災害共済では契約者の意向に沿っていることは明確なので大幅に簡略化
保険契約の締結(保険料の領収、領収証の発行・交付)	1	1	両者に大きな違いはないと想定
「<ご契約後>」			
保険契約の変更・解約などの申出の受付(クーリング・オフの受付を除く)	1	1	両者に大きな違いはないと想定
想定される業務時間の合計	22	6	0.27 傷害保険に対する災害共済給付の業務時間の割合 (=6÷22)

- (3) 民間委託した場合の手数料率の算出(「(1)の損保および共済の手数料率×(2)の想定される業務時間の比率」により算出)

	①ベースの手 手数料率(1)で 算出)	②業務時間の 割合(2)で算 出)	③手数料率 (①×②)
損保	22.3%	0.27	6.1%
共済	12.9%	0.27	3.5%

## ⑥共済の利潤率

(単位:百万円)

年度		2013	2014	2015	計
共済団体β	①共済掛金等収入	611,279	605,363	600,734	1,817,376
	②当期剰余金(割戻準備金繰入後)	25,921	31,266	24,520	81,707
	③利潤率(②÷①)	4.2%	5.2%	4.1%	4.5%
共済団体γ	①共済掛金等収入	576,760	589,956	603,295	1,770,011
	②当期剰余金(割戻準備金繰入後)	4,071	4,581	5,012	13,664
	③利潤率(②÷①)	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
適用利潤率	③の平均値	2.5%	3.0%	2.5%	2.6%

(出典) 各団体のディスクロージャー資料(2016年版)

⑦掛金

ステップ1 ①

学校種別	(1)純掛金(円) ①より取得	(2)加入者数(千人) (平成27年度) ①より取得	(3)純掛金の年間収入 金額(百万円) ((1)×(2))
義務教育	1,034	10,084	10,429
高等学校・全日制	2,716	3,293	8,945
高等学校・定時制	1,324	94	124
高等学校・通信制	690	136	93
高等専門学校	2,790	57	160
幼稚園	227	1,371	311
保育所等	251	1,880	472
合計	1,214	16,914	20,534

ステップ1 ②

(単位:百万円)

	(4)人件費 ②より取得	(5)その他経費 ③より取得	(6)システム開発・ 運用コスト ④より取得	(7)学校安全支援 業務に係るコスト	(8)年間付加掛金 (手数料、利潤以外) ((4)~(7)の合計)
生保	2,422	233	528		3,183
損保	2,762	233	528	(4)(5)に含まれる	3,522
共済	2,609	233	528		3,370

ステップ1 ③

(単位:百万円)

	(9)手数料率 ⑤より取得	(10)利潤率 生損は5%、共済は ⑥より取得	(11)1-手数料率-利潤率 (=1-(9)-(10))	(12)(3)の合計+(8)	(13)年間収入掛金 (=(12)÷(11))
生保	6.1%	5.0%	88.9%	23,717	26,674
損保	6.1%	5.0%	88.9%	24,057	27,056
共済	3.5%	2.6%	93.9%	23,904	25,470

ステップ2

(単位:百万円)

	(14)純掛金の年間収入金額 (=(3)の合計)	(15)年間収入掛金 (=(13))	(16)予定損害率 (=(14)÷(15))
生保	20,534	26,674	77.0%
損保	20,534	27,056	75.9%
共済	20,534	25,470	80.6%

ステップ3

生保

学校種別	ステップ3 (5)		ステップ3 (6)		ステップ3 (7)								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=(19)×(20))	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
義務教育	1,034	77.0%	1,343	10,084	13,547	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,716	77.0%	3,529	3,293	11,619	1840	920			3,247	45	0	0	6,017
高等学校・定時制	1,324	77.0%	1,720	94	162	980	490			93	1	0	0	91
高等学校・通信制	690	77.0%	896	136	121	280	140			134	2	0	0	38
高等専門学校	2,790	77.0%	3,624	57	209	1880	940			56	1	0	0	107
幼稚園	227	77.0%	295	1,371	404	270	135			1,352	19	0	0	368
保育所等	251	77.0%	326	1,880	613	350	175	40	20	1,831	26	23	0	646
合計	1,214	-	-	-	26,674					16,521	231	160	2	16,359

損保

学校種別	ステップ3 (5)		ステップ3 (6)		ステップ3 (7)								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=(19)×(20))	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
義務教育	1,034	75.9%	1,363	10,084	13,741	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,716	75.9%	3,579	3,293	11,785	1840	920			0	0	0	0	6,017
高等学校・定時制	1,324	75.9%	1,745	94	164	980	490			0	0	0	0	91
高等学校・通信制	690	75.9%	909	136	123	280	140			0	0	0	0	38
高等専門学校	2,790	75.9%	3,676	57	210	1880	940			0	0	0	0	107
幼稚園	227	75.9%	299	1,371	410	270	135			0	0	0	0	368
保育所等	251	75.9%	331	1,880	622	350	175	40	20	0	0	0	0	646
合計	1,214	-	-	-	27,056					9,808	137	136	2	16,359

共済

学校種別	ステップ3 (5)		ステップ3 (6)		ステップ3 (7)								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=(19)×(20))	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
義務教育	1,034	80.6%	1,283	10,084	12,936	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,716	80.6%	3,369	3,293	11,094	1840	920			0	0	0	0	6,017
高等学校・定時制	1,324	80.6%	1,642	94	154	980	490			0	0	0	0	91
高等学校・通信制	690	80.6%	855	136	116	280	140			0	0	0	0	38
高等専門学校	2,790	80.6%	3,460	57	198	1880	940			0	0	0	0	107
幼稚園	227	80.6%	282	1,371	386	270	135			0	0	0	0	368
保育所等	251	80.6%	311	1,880	586	350	175	40	20	0	0	0	0	646
合計	1,214	-	-	-	25,470					9,808	137	136	2	16,359

### ステップ3

#### 生保

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25))			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	149%	1,371	685	60	30
高等学校・全日制	193%	3,553	1,777		
高等学校・定時制	177%	1,732	866		
高等学校・通信制	322%	902	451		
高等専門学校	194%	3,649	1,825		
幼稚園	110%	297	148		
保育所等	95%	332	166	38	19
合計	-	1,603	801	56	28

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

#### 損保

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25))			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	151%	1,390	695	60	30
高等学校・全日制	196%	3,604	1,802		
高等学校・定時制	179%	1,757	878		
高等学校・通信制	327%	915	457		
高等専門学校	197%	3,701	1,851		
幼稚園	112%	301	151		
保育所等	96%	337	168	39	19
合計	-	1,626	813	57	29

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

#### 共済

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25))			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	142%	1,309	654	57	28
高等学校・全日制	184%	3,393	1,696		
高等学校・定時制	169%	1,654	827		
高等学校・通信制	308%	861	431		
高等専門学校	185%	3,484	1,742		
幼稚園	105%	283	142		
保育所等	91%	317	159	36	18
合計	-	1,530	765	54	27

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

生保	ステップ3 ⑩		ステップ3 ⑪		ステップ3 ⑫		ステップ3 ⑬		ステップ3 ⑭							
									現行の共済掛金(円)				現行の共済掛金×⑬			
	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪	⑥-⑪	⑫-⑦	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別				⑪国費の配分(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)		沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	
義務教育	13,547	9,092	4,455	43.2%	1,641	11,906	131%	920	460	40	20	1,205	602	52	26	
高等学校・全日制	11,619	6,017	5,602	54.3%	2,064	9,555	159%	1,840	920	0	0	2,922	1,461	0	0	
高等学校・定時制	162	91	70	0.7%	26	136	148%	980	490	0	0	1,455	727	0	0	
高等学校・通信制	121	38	84	0.8%	31	91	240%	280	140	0	0	673	336	0	0	
高等専門学校	208	107	101	1.0%	13	170	159%	1,880	940	0	0	2,997	1,499	0	0	
幼稚園	404	368	37	0.4%	37	391	106%	270	135	0	0	287	143	0	0	
保育所等	613	646	-33	-0.3%	-12	625	97%	350	175	40	20	339	169	39	19	
合計	26,674	16,359	10,315	100.0%	3,800	22,874	140%					1,374	687	50	25	

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用)

損保	ステップ3 ⑩		ステップ3 ⑪		ステップ3 ⑫		ステップ3 ⑬		ステップ3 ⑭							
									現行の共済掛金(円)				現行の共済掛金×⑬			
	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪	⑥-⑪	⑫-⑦	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別				⑪国費の配分(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)		沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	
義務教育	13,741	9,092	4,649	43.5%	1,651	12,090	133%	920	460	40	20	1,223	612	53	27	
高等学校・全日制	11,785	6,017	5,768	53.9%	2,049	9,736	162%	1,840	920	0	0	2,977	1,489	0	0	
高等学校・定時制	164	91	72	0.7%	26	138	151%	980	490	0	0	1,481	740	0	0	
高等学校・通信制	123	38	85	0.8%	30	93	246%	280	140	0	0	689	345	0	0	
高等専門学校	210	107	104	1.0%	37	174	162%	1,880	940	0	0	3,054	1,527	0	0	
幼稚園	410	368	42	0.4%	15	395	107%	270	135	0	0	290	145	0	0	
保育所等	622	646	-24	-0.2%	-9	631	98%	350	175	40	20	342	171	39	20	
合計	27,056	16,359	10,697	100.0%	3,800	23,256	142%					1,397	699	51	26	

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用)

共済	ステップ3 ⑩		ステップ3 ⑪		ステップ3 ⑫		ステップ3 ⑬		ステップ3 ⑭							
									現行の共済掛金(円)				現行の共済掛金×⑬			
	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪	⑥-⑪	⑫-⑦	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別				⑪国費の配分(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)		沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	
義務教育	12,936	9,092	3,843	42.2%	1,603	11,333	125%	920	460	40	20	1,147	573	50	25	
高等学校・全日制	11,094	6,017	5,078	55.7%	2,118	8,977	149%	1,840	920	0	0	2,745	1,373	0	0	
高等学校・定時制	154	91	63	0.7%	26	128	140%	980	490	0	0	1,373	686	0	0	
高等学校・通信制	116	38	78	0.9%	33	83	221%	280	140	0	0	619	309	0	0	
高等専門学校	198	107	91	1.0%	38	160	150%	1,880	940	0	0	2,815	1,408	0	0	
幼稚園	386	368	18	0.2%	8	378	103%	270	135	0	0	278	139	0	0	
保育所等	586	646	-61	-0.7%	-25	611	95%	350	175	40	20	331	165	38	19	
合計	25,470	16,359	9,111	100.0%	3,800	21,670	132%					1,302	651	48	24	

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用)

### ⑧現行掛金を維持するための国費投入額

	(1)不足額の合計 ステップ3 ⑩	(2)純掛金の年間収入 金額(億円) ステップ1(3)	(3)現行の年間掛金収入 (億円) ステップ3 (24)	(4)必要補助金 (億円) (=(2)-(3))	(5)年間掛金収入 (億円) ステップ1 (13)	(6)運営費交付金 =付加掛金総額 (=(5)-(2))
生保	103	205	164	42	267	61
損保	107	205	164	42	271	65
共済	91	205	164	42	255	49

### ⑨純掛金の総額(国費を投入しない場合)

学校種別	①給付金支払額の期待値 (円) ①純掛金の(4)①	②安全割増(円) ①純掛金の(4)③	③加入者数(平成27年度) (人) ①純掛金の(3)	④給付金支払額の期待値 の年間合計(億円) (=①×③)	⑤安全割増の年間合計 (億円) (=②×③)	⑥純掛金の年間合計(億円) (=④+⑤)
義務教育	967	67	10,083,859	98	7	104
高等学校・全日制	2,377	339	3,292,688	78	11	89
高等学校・定時制	730	594	93,912	1	1	1
高等学校・通信制	381	309	135,548	1	0	1
高等専門学校	1,954	836	57,262	1	0	2
幼稚園	164	63	1,370,867	2	1	3
保育所等	198	53	1,880,286	4	1	5
合計	-	-	-	184.1	21.3	205.3

⑩付加掛金の総額(国費を投入しない場合)

(単位:億円)

		生保	損保	共済
①人件費	②人件費の(3)③	24.2	27.6	26.1
②その他経費	③その他経費より	2.3	2.3	2.3
③システム開発・運用コスト	④システム開発・運用コストより	5.3	5.3	5.3
④年間収入掛金	⑦掛金の(21)の合計	266.7	270.6	254.7
⑤代理店手数料率	⑤手数料率(3)③	6.1%	6.1%	3.5%
⑥代理店手数料	(=④×⑤)	16.2	16.5	9.0
⑦利潤率	⑦掛金(10)	5.0%	5.0%	2.6%
⑧利潤	(=④×⑦)	13.3	13.5	6.7
合計	(=①+②+③+⑥+⑧)	61.4	65.2	49.4

⑪掛金の構成比

(単位:億円)

		生保		損保		共済	
			構成比		構成比		構成比
①掛金合計	(=②+③)	266.7	100.0%	270.6	100.0%	254.7	100.0%
②純掛金	⑨純掛金の総額より取得	205.3	77.0%	205.3	75.9%	205.3	80.6%
③付加掛金	④～⑧の合計	61.4	23.0%	65.2	24.1%	49.4	19.4%
④人件費	⑩付加掛金の総額より取得	24.2	9.1%	27.6	10.2%	26.1	10.2%
⑤その他経費		2.3	0.9%	2.3	0.9%	2.3	0.9%
⑥システム開発・運用コスト		5.3	2.0%	5.3	2.0%	5.3	2.1%
⑦代理店手数料		16.2	6.1%	16.5	6.1%	9.0	3.5%
⑧利潤		13.3	5.0%	13.5	5.0%	6.7	2.6%

## 資料 4 算出根拠(民間に一部を委託する場合)

### ①人件費

(1) JSC職員(学校安全部)の現行の災害共済給付事業に関する総業務時間(完全委託の場合と同じ。再掲)

部署	①人員数(人)	②一人あたり年間業務時間 (時間)	③年間業務時間合計(時間) (①×②)
業務推進課	19	2,054	39,019
給付課	100	2,098	209,751
上記2課以外	39	2,000	78,000
合計	158		326,770

(2) 上記のうち、民間に委託する部分(審査業務)の年間業務時間

部署	①人員数(人)	②一人あたり年間業務時間 (審査業務)	③年間業務時間合計(審査 業務)(①×②)
業務推進課	19	173.7	3,300
給付課	100	1,571.7	157,170
合計	119		160,470

・業務推進課と給付課の年間業務時間(審査業務)はJSCの業務量調査に基づく数値

(3) 民間に委託する部分(審査業務)の人件費(「民間の時間単価×審査業務の時間合計((2)で算出)」により算出)

業界	①時間単価(円) (完全委託の場合と同一)	②年間業務時間合計 ((2)で算出)	③人件費合計(円) (①×②)
生命保険	7,413	160,470	1,189,497,561
損害保険	8,451	160,470	1,356,157,430
共済	7,983	160,470	1,281,059,784

(4) JSC職員(学校安全部)の人件費(民間に委託する部分を除く)

①現行のJSCの人件費	②JSCに残る業務の時間 ((1)-(2)で算出)	③現行の総業務時間 ((1)で算出済み)	④JSCの人件費 (①×②÷③)
1,237,000,000	166,300	326,770	629,534,150

(5) 人件費合計

業界	①民間に委託する部分 ((3)で算出)	②JSCに残る部分 ((4)で算出)	③人件費合計(円) (①+②)
生命保険	1,189,497,561	629,534,150	1,819,031,711
損害保険	1,356,157,430	629,534,150	1,985,691,580
共済	1,281,059,784	629,534,150	1,910,593,934

## ②その他経費

区分		経費(百万円)		
		生保に委託	損保に委託	共済に委託
災害共済給付業務	契約事務	4	4	4
	制度周知事務	6	6	6
	給付事務	25	25	25
	訴訟関係	10	10	10
学校安全支援業務	調査研究・情報提供	19	19	19
	受託事業	23	23	23
共通経費	会議経費	13	13	13
	事務所等経費	90	90	90
	発想費	31	31	31
	その他経費	12	12	12
民間委託業務	委託料	22	26	24
合計		255	259	257

※民間委託業務に係る委託料の算出方法は次頁参照

### 委託料の算出

#### (1) 民間委託により発生する人件費に対する委託料の割合の算出

・一般社団法人日本人材派遣協会が公表した派遣料金の内訳は以下のとおり（右図参照）

①派遣社員賃金	70.0%
②社会保険料	10.5%
③派遣社員有給休暇費用	4.2%
④派遣会社諸経費	13.7%
⑤営業利益	1.6%
計	100.0%

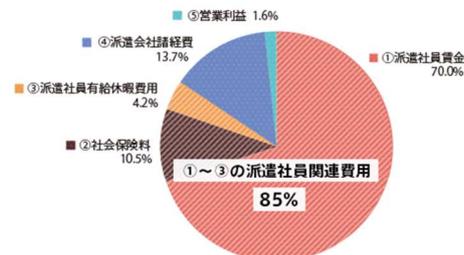
・上記のうち、派遣社員関連費用(①～③の合計)が民間委託により発生する人件費に対応し、派遣会社の営業利益(⑤)がJSCが民間委託により生保、損保、共済に支払う委託料に対応すると考え、⑤÷(①～③の合計)の比率を民間委託により発生する人件費に乗じることにより、委託料を算出する。

⑥=①～③の合計	84.7%
⑤÷⑥	1.9%

#### (2) 委託料の算出

民間委託部分の人件費(再掲)	比率	委託料
1,189,497,561	1.9%	22,469,848
1,356,157,430	1.9%	25,618,086
1,281,059,784	1.9%	24,199,476

派遣料金の内訳(登録型派遣)



注 賃金に対する事業主負担割合は、労災保険0.3%、雇用保険0.9%、健康保険・介護保険5.1%、厚生年金保険約8.7%（平成27年4月末現在）、計15.0%。  
派遣社員賃金が70%のため、派遣料金全体に占める割合にすると合計約10.5%となります（15.0×70%=10.5%）。

### ③システム開発・運用コスト

(単位:百万円)

#### <災害共済給付オンラインシステム>

	5年間のコスト	単年のコスト
①ハードウェア等	6	1
②開発コスト	0	0
③運用コスト(学校安全WEBを含む)	760	152
④システム追加開発(改修)	0	0
⑤コンサルタント費用	0	0
計	766	153

上記コストの算出根拠は以下のとおり

- ①JSCの現行システムを使用するため、ハードウェア費用、データセンター費用は不要。  
民間で審査業務を行う1拠点への回線費用のみを見込んだ。
- ②④⑤JSCの現行システムを使用するため、開発コストは不要
- ③運用コストはJSCの平成26年度実績を使用した

#### <学校安全WEB>

	5年間のコスト	単年のコスト
①開発コスト	0	0
②運営コスト	0	0
計	0	0

- ①JSCの現行システムを使用するため、開発コストは不要
- ②運営コストは上記の災害共済給付オンラインシステムで使用したJSCの平成26年度実績に含まれている

<合計>	5年間のコスト	単年のコスト
	766	153

#### ④掛金

##### ステップ1 ①

学校種別	(1)純掛金(円) 完全委託の場合の (4)純掛金の①から	(2)加入者数(千人) 完全委託の場合の (2)加入者数から	(3)純掛金の年間収入 金額(百万円) ((1)×(2))
義務教育	967	10,084	9,750
高等学校・全日制	2,377	3,293	7,828
高等学校・定時制	730	94	69
高等学校・通信制	381	136	52
高等専門学校	1,954	57	112
幼稚園	164	1,371	225
保育所等	198	1,880	372
合計	1,088	16,914	18,407

##### ステップ1 ②

(単位:百万円)

	(4)人件費 ①より取得	(5)その他経費 ②より取得	(6)システム開発・ 運用コスト ③より取得	(7)学校安全支援 業務に係るコスト	(8)年間付加掛金 (手数料、利潤以外) ((4)~(7)の合計)
生保	1,819	255	153	(4)(5)に 含まれる	2,228
損保	1,986	259	153		2,397
共済	1,911	257	153		2,321

##### ステップ1 ③

(単位:百万円)

	(9)手数料率 ゼロとする	(10)利潤率 ゼロとする	(11)1-手数料率-利潤率 (=1-(9)-(10))	(12)(3)の合計+(8)	(13)年間収入掛金 (=(12)÷(11))
生保	0.0%	0.0%	100.0%	20,635	20,635
損保	0.0%	0.0%	100.0%	20,805	20,805
共済	0.0%	0.0%	100.0%	20,728	20,728

##### ステップ2

(単位:百万円)

	(14)純掛金の年間収入金額 (=(3)の合計)	(15)年間収入掛金 (=(13))	(16)予定損害率 (=(14)÷(15))
生保	18,407	20,635	89.2%
損保	18,407	20,805	88.5%
共済	18,407	20,728	88.8%

ステップ3

生保

学校種別	ステップ3 ⑤		ステップ3 ⑥		ステップ3 ⑦								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=19)×(20)	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄					
義務教育	967	89.2%	1,084	10,084	10,930	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,377	89.2%	2,665	3,293	8,775	1840	920			3,247	45	0	0	6,017
高等学校・定時制	730	89.2%	818	94	77	980	490			93	1	0	0	91
高等学校・通信制	381	89.2%	427	136	58	280	140			134	2	0	0	38
高等専門学校	1,954	89.2%	2,190	57	125	1880	940			56	1	0	0	107
幼稚園	164	89.2%	184	1,371	252	270	135			1,352	19	0	0	368
保育所等	198	89.2%	222	1,880	417	350	175	40	20	1,831	26	23	0	646
合計	1,088	-	-	-	20,635					16,521	231	160	2	16,359

損保

学校種別	ステップ3 ⑤		ステップ3 ⑥		ステップ3 ⑦								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=19)×(20)	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄					
義務教育	967	88.5%	1,093	10,084	11,020	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,377	88.5%	2,687	3,293	8,848	1840	920			0	0	0	0	6,017
高等学校・定時制	730	88.5%	825	94	77	980	490			0	0	0	0	91
高等学校・通信制	381	88.5%	430	136	58	280	140			0	0	0	0	38
高等専門学校	1,954	88.5%	2,208	57	126	1880	940			0	0	0	0	107
幼稚園	164	88.5%	185	1,371	254	270	135			0	0	0	0	368
保育所等	198	88.5%	224	1,880	421	350	175	40	20	0	0	0	0	646
合計	1,088	-	-	-	20,805					9,808	137	136	2	16,359

共済

学校種別	ステップ3 ⑤		ステップ3 ⑥		ステップ3 ⑦								(24)現行年間 収入掛金(百万円) (22)×(23)の合計	
	(17)純掛金(円) (=1)	(18)予定損害率 (=16)	(19)学校種別 ごとの掛金(円) (=17)×(18)	(20)加入者数 (千人) (=2)	(21)学校種別ごとの 年間収入掛金(百万円) (=19)×(20)	(22)現行掛金				(23)加入者数(千人)				
						要保護以外		要保護		要保護以外		要保護		
沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄					
義務教育	967	88.8%	1,089	10,084	10,979	920	460	40	20	9,808	137	136	2	9,092
高等学校・全日制	2,377	88.8%	2,677	3,293	8,815	1840	920			0	0	0	0	6,017
高等学校・定時制	730	88.8%	822	94	77	980	490			0	0	0	0	91
高等学校・通信制	381	88.8%	429	136	58	280	140			0	0	0	0	38
高等専門学校	1,954	88.8%	2,200	57	126	1880	940			0	0	0	0	107
幼稚園	164	88.8%	185	1,371	253	270	135			0	0	0	0	368
保育所等	198	88.8%	223	1,880	419	350	175	40	20	0	0	0	0	646
合計	1,088	-	-	-	20,728					9,808	137	136	2	16,359

**ステップ3**

**生保**

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25)			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	120%	1,106	553	48	24
高等学校・全日制	146%	2,684	1,342		
高等学校・定時制	84%	824	412		
高等学校・通信制	153%	430	215		
高等専門学校	117%	2,205	1,103		
幼稚園	69%	185	92		
保育所等	65%	226	113	26	13
合計	-	1,240	620	45	22

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

**損保**

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25)			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	121%	1,115	558	48	24
高等学校・全日制	147%	2,706	1,353		
高等学校・定時制	85%	831	415		
高等学校・通信制	155%	433	217		
高等専門学校	118%	2,223	1,112		
幼稚園	69%	187	93		
保育所等	65%	228	114	26	13
合計	-	1,250	625	45	23

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

**共済**

学校種別	ステップ3 ⑧	ステップ3 ⑨			
	(25)比率	(26)掛金(国費投入ゼロ)(円)=(22)×(25)			
	(=(21)÷(24))	要保護以外		要保護	
		沖縄以外	沖縄	沖縄以外	沖縄
義務教育	121%	1,111	555	48	24
高等学校・全日制	147%	2,696	1,348		
高等学校・定時制	84%	828	414		
高等学校・通信制	154%	432	216		
高等専門学校	118%	2,215	1,108		
幼稚園	69%	186	93		
保育所等	65%	227	114	26	13
合計	-	1,245	623	45	23

(\*合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出。要保護は合計を使用。

		ステップ3 ⑩		ステップ3 ⑪		ステップ3 ⑫		ステップ3 ⑬		ステップ3 ⑭							
										現行の共済掛金×⑬							
										⑭国費を投入した場合の掛金(円)							
										除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩		
義務教育	10,930	9,092	1,838	43.0%	1,633	9,297	102%	920	460	40	20	941	470	41	20		
高等学校・全日制	8,775	6,017	2,758	64.5%	2,452	6,324	105%	1,840	920	0	0	1,934	967	0	0		
高等学校・定時制	77	91	-15	-0.3%	-13	90	98%	980	490	0	0	963	481	0	0		
高等学校・通信制	58	38	20	0.5%	18	40	106%	280	140	0	0	297	148	0	0		
高等専門学校	125	107	18	0.4%	16	109	102%	1,880	940	0	0	1,916	958	0	0		
幼稚園	252	368	-116	-2.7%	-103	355	96%	270	135	0	0	261	130	0	0		
保育所等	417	646	-229	-5.4%	-203	621	96%	350	175	40	20	336	168	38	19		
合計	20,635	16,359	4,276	100.0%	3,800	16,835	103%					1,011	506	41	20		

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用

		⑥-⑦		36億×⑩		⑥-⑪		⑫-⑬		現行の共済掛金(円)				⑭国費を投入した場合の掛金(円)			
										除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩		
義務教育	11,020	9,092	1,928	43.4%	1,648	9,372	103%	920	460	40	20	948	474	41	21		
高等学校・全日制	8,648	6,017	2,631	63.7%	2,420	6,428	107%	1,840	920	0	0	1,966	983	0	0		
高等学校・定時制	77	91	-14	-0.3%	-12	89	98%	980	490	0	0	958	479	0	0		
高等学校・通信制	58	38	21	0.5%	18	41	108%	280	140	0	0	302	151	0	0		
高等専門学校	126	107	20	0.4%	17	110	103%	1,880	940	0	0	1,930	965	0	0		
幼稚園	254	368	-114	-2.6%	-97	351	96%	270	135	0	0	258	129	0	0		
保育所等	421	646	-225	-5.1%	-193	614	95%	350	175	40	20	332	166	38	19		
合計	20,805	16,359	4,446	100.0%	3,800	17,005	104%					1,022	511	41	20		

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用

		⑥-⑦		36億×⑩		⑥-⑪		⑫-⑬		現行の共済掛金(円)				⑭国費を投入した場合の掛金(円)			
										除要保護		要保護		除要保護		要保護	
学校種別	⑥年間収入掛金(国費なし)(百万円)	⑦現行の年間収入掛金(百万円)	⑧不足額(百万円)	⑨構成比	⑩国費投入額×⑪(百万円)	⑫国費投入後の年間収入掛金(百万円)	⑬現行収入掛金との比率(国費投入後)	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩	沖繩以外	沖繩		
義務教育	10,979	9,092	1,887	43.2%	1,641	9,338	103%	920	460	40	20	945	472	41	21		
高等学校・全日制	8,815	6,017	2,798	64.0%	2,434	6,381	106%	1,840	920	0	0	1,951	976	0	0		
高等学校・定時制	77	91	-14	-0.3%	-12	90	98%	980	490	0	0	960	480	0	0		
高等学校・通信制	58	38	20	0.5%	18	40	107%	280	140	0	0	300	150	0	0		
高等専門学校	126	107	19	0.4%	17	109	102%	1,880	940	0	0	1,924	962	0	0		
幼稚園	253	368	-115	-2.6%	-100	353	96%	270	135	0	0	259	130	0	0		
保育所等	419	646	-227	-5.2%	-197	617	95%	350	175	40	20	334	167	38	19		
合計	20,728	16,359	4,369	100.0%	3,800	16,928	103%					1,017	509	41	20		

(\*)合計は算出した掛金を加入者数で加重平均して算出  
要保護は合計を使用

### ⑤現行掛金を維持するための国費投入額

(単位: 億円)

	(1) 不足額の合計 ステップ3 ⑩	(2) 純掛金の 年間収入金額 ステップ1(3)	(3) 現行の 年間掛金収入 ステップ3 (24)	(4) 必要補助金 =(2)-(3)	(5) 年間掛金収入 ステップ1 (13)	(6) 運営費交付金 =付加掛金総額 =(5)-(2)
生保	43	184	164	20	206	22
損保	44	184	164	20	208	24
共済	44	184	164	20	207	23